

# 松阪市景観 マスタープラン



松阪市

【 ご あ い さ つ 】



松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈により奈良県と接する広い市域を有しています。

この市域の中には、橿田川をはじめとする豊かな水や緑に恵まれた多くの美しい自然景観、国の重要文化財にも指定されている御城番屋敷や伊勢街道沿いの妻入りの美しいまち並みなど、歴史と文化に培われたまち並みが、今もなお数多く残されています。

松阪市総合計画において、松阪市の将来の都市像を『市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか』としており、共生と交流を深めるまちづくりに取り組んでいくためには、安全で安心できる快適な居住空間の形成、多彩な自然環境や歴史、文化の形成といった多様化するニーズを正確に把握し、的確に対応していくことが求められています。

このようなことから、松阪市の景観を市民の財産として次世代に継承し、このすばらしい多くの景観を全国に発信していくために、『松阪市景観マスタープラン』を策定いたしました。

今後、この景観マスタープランに基づき、皆さまからのご意見を活かした景観まちづくりや、将来の都市像を実現していくために、積極的な情報発信や景観形成を図ってまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この景観マスタープラン策定にあたり、ご尽力いただきました『松阪市景観マスタープラン策定委員会』の皆さま、さらに貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成 19 年 5 月

松阪市長

下村 猛

## 目 次

<b>第1章 松阪市における景観施策の目的と位置づけ</b>	- 1
1. 背景と目的	- 1
2. 景観マスタープランの位置づけ	- 2
<b>第2章 景観特性と課題</b>	- 4
1. 松阪市の景域	- 4
(1) 景域の構成	
(2) 近隣市町との繋がり	
2. 景観構造	- 6
3. 類型別景観特性及び課題	- 7
(1) 類型別景観特性	
(2) 類型別景観形成の課題	
4. 地区区分の考え方	- 16
5. 地区別景観特性と課題	- 17
<b>第3章 景観マスタープランの理念と目標</b>	- 19
1. 景観マスタープランの理念	- 19
2. 「景観」とは	- 20
(1) 誇り	
(2) 継承	
(3) 郷土愛	
(4) コミュニティ	
(5) 快適性	
(6) 公共性	
(7) 実現性	
3. 景観マスタープランの目標	- 21
(1) 共通目標	
(2) 個別目標	
<b>第4章 景観マスタープランの基本方針</b>	- 22
1. 基本的な考え方	- 23
(1) 空間	
(2) 活動	
(3) 時間	
2. 具体的な考え方	- 26
(1) 空間	
(2) 活動	
(3) 時間	

<b>第5章 景観マスタープランの実現化方針</b>	- 43
1. 実現化方針の考え方	- 43
2. 景観形成重点地区	- 46
(1) 景観形成重点地区（景観地区候補）	
(2) 景観形成重点地区	
3. 検討地区	- 58
4. 一般地区	- 72
<b>第6章 今後に向けて</b>	- 73
<b>資料編</b>	
1. 地区別景観特性	- 74
2. 地区別景観形成の課題	- 83
松阪市景観マスタープラン策定委員会委員名簿	- 85
用語解説	- 86

# 第1章 松阪市における景観施策の目的と位置づけ

## 1. 背景と目的

松阪市は、東は伊勢湾に面し、西は台高山脈により奈良県境と接する広い市域を有し、この中に美しく豊かな景観が存在している。このため、平成15年度には本庁管内を対象として、「景観資源基礎調査」、平成16年度には「景観マスタープラン素案」を策定、また、平成17年1月1日の市町合併後、平成17年度には「景観資源基礎調査(その2)」を、嬉野・三雲・飯南・飯高管内を対象として行っている。

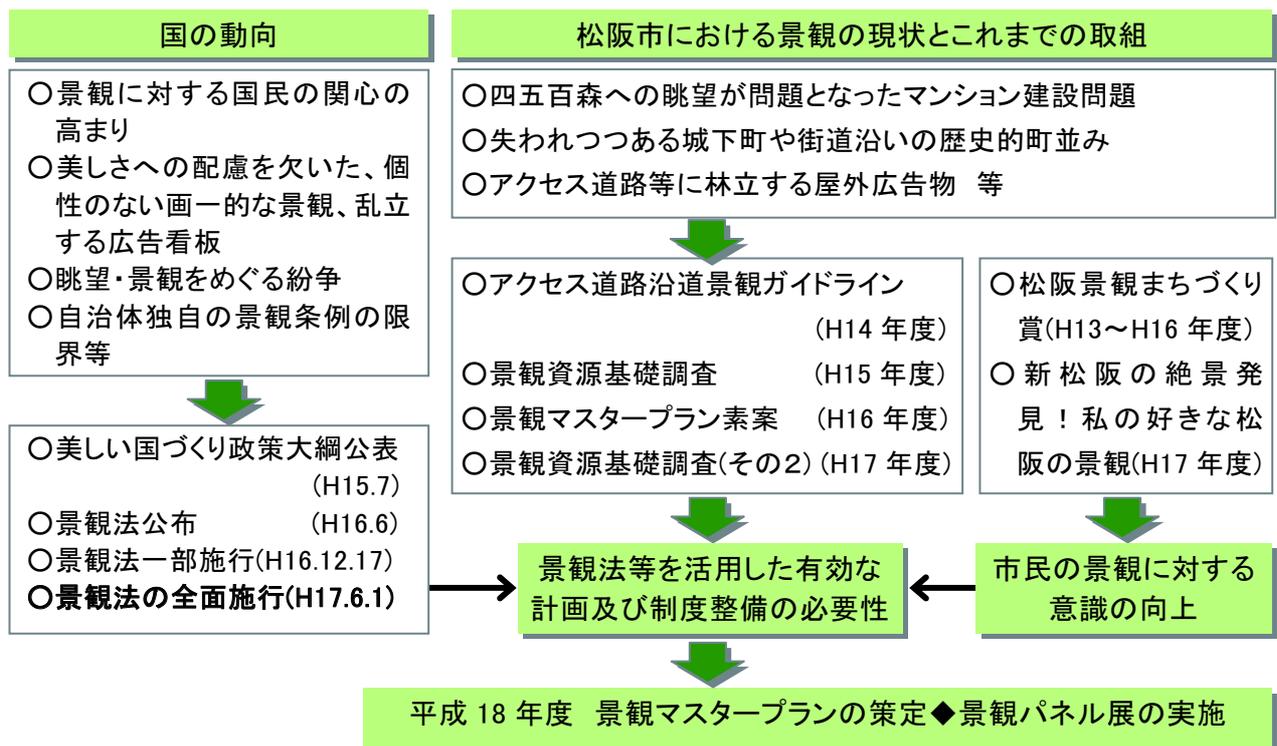
このような中、平成13年度から実施してきた「松阪景観まちづくり賞」も市民参加事業として継続し、平成17年度には「新松阪の絶景発見！～私の好きな松阪の景観」に対して、200点を超える応募があるなど、市民の景観に対する意識も向上してきている。

しかしながら、“松阪らしさ”のある景観の一つである殿町地区では、マンション建設問題等がおこるなど、四五百森への眺望問題が現実的に発生し、このような課題に対応するため、各地で地区のアイデンティティを継承するための景観まちづくり活動が起こりつつある。

そこで、本市においては、全市域を対象に、景観形成を図る上で重要となる景観特性を把握し、各地域の特徴を踏まえ、市民が誇りのもてる景観を具体化するための基本となる計画を定めるとともに、景観上重要な地区を抽出し、その地区整備の基本的な考え方やその方法の整理を行うこととしている。

そして、国が定める景観法等を活用した有効な制度整備を行い、本市の自然的景観や歴史文化的景観、都市的景観を市民や事業者と行政が協働により維持保全することにより、美しく、豊かな景観を次世代に継承していくとともに、誇りある景観を新たに創造し、本市がめざす将来の都市像を実現化するための契機とすることを景観施策の目的としている。

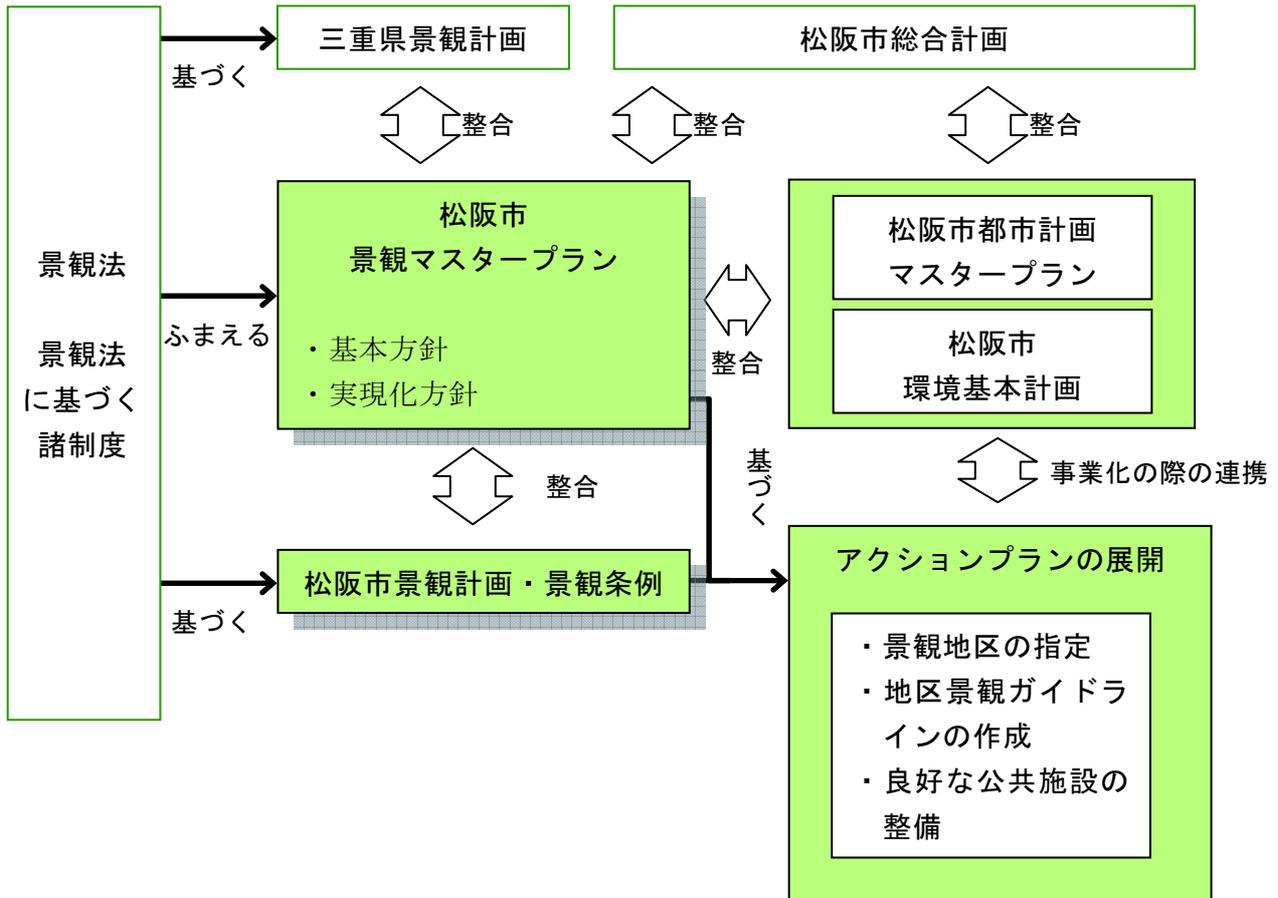
### □松阪市における景観の現状とこれまでの取組



## 2. 景観マスタープランの位置づけ

景観マスタープランは、本市における将来の都市像を具体化するため、景観の理念や目標、基本方針、実現化方針を明らかにするものである。

このため、景観マスタープランの策定にあたっては、景観法に規定される内容や諸制度をふまえるととも、**「松阪市総合計画」**や**「松阪市都市計画マスタープラン」**、**「松阪市環境基本計画」**、**「三重県景観計画」**等との整合を図っていくものとする。



□ 景観マスタープランの構成

構成フロー	構成内容
<p>第1章 松阪市における景観施策の目的と位置づけ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 背景と目的</li> <li>2. 景観マスタープランの位置づけ</li> </ol>	<p>松阪市における景観施策推進の必要性や景観マスタープラン策定の目的及び位置づけを整理している。</p>
<p>第2章 景観特性と課題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 松阪市の景域</li> <li>2. 景観構造</li> <li>3. 類型別景観特性及び課題</li> <li>4. 地区区分の考え方</li> <li>5. 地区別景観特性及び課題</li> </ol>	<p>景観マスタープランの策定にあたり、本市を自然的景観、歴史的文化的景観、都市的景観の3つに類型区分するとともに、8地区にも区分し、それぞれの区分毎に景観の特性及び課題を整理している。</p>
<p>第3章 景観マスタープランの理念と目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 景観マスタープランの理念</li> <li>2. 「景観」とは</li> <li>3. 景観マスタープランの目標</li> </ol>	<p>将来の都市像の実現化に向け、本市における景観の意義を整理するとともに、景観マスタープランとして目指すべき理念や目標を定めている。</p>
<p>第4章 景観マスタープランの基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的な考え方</li> <li>2. 具体的な考え方</li> </ol>	<p>3つの類型区分を基本とした14の詳細な類型区分や8つの地区区分、市民や事業者、行政による活動、短期・中期・長期に整理した達成期間毎に、その方向性を示している。</p>
<p>第5章 景観マスタープランの実現化方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実現化方針の考え方</li> <li>2. 景観形成重点地区</li> <li>3. 検討地区</li> <li>4. 一般地区</li> </ol>	<p>本市における景観形成上重要な地区を83地区抽出し、将来のイメージや効果を整理するとともに、積極的に取り組むべき地区を景観形成重点地区として18地区選定している。 また、その他の地区を検討地区(65地区)、一般地区として位置づけている。</p>
<p>第6章 今後に向けて</p> <p>松阪市景観推進事業スケジュール</p>	<p>本市における、良好な景観の形成に関し、5年間を目途に推進スケジュールを示している。</p>
<p>参考資料：地区別景観特性及び課題</p>	<p>8つの地区区分毎に、詳細な景観特性及び課題を整理している。</p>

## 第2章 景観特性と課題

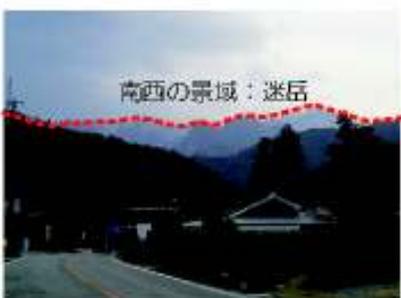
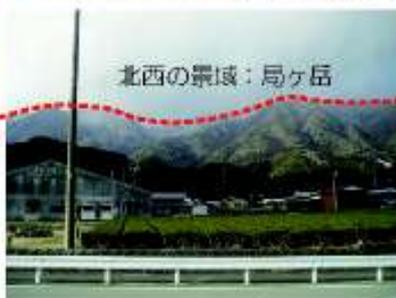
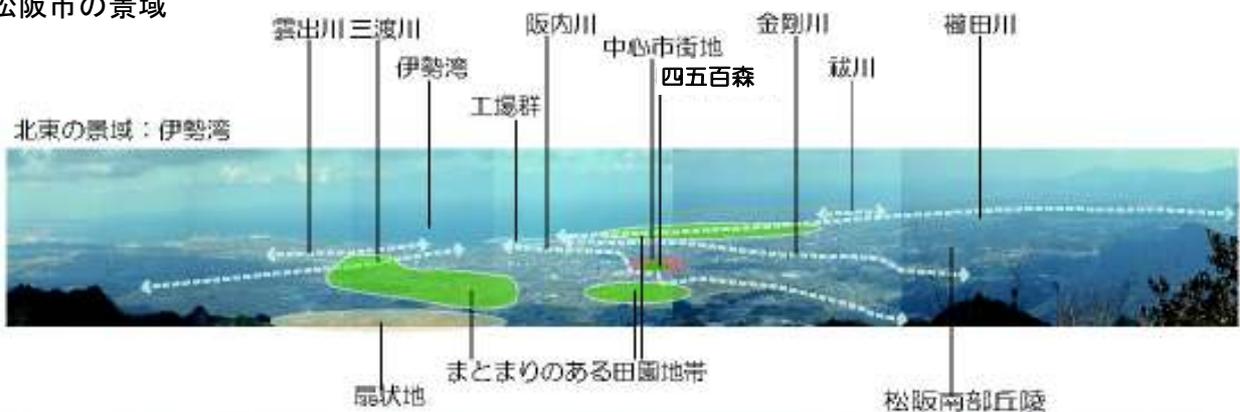
### 1. 松阪市の景域

#### (1) 景域の構成

松阪市では、北東部に伊勢平野が広がり、伊勢湾に面し、北側は雲出川が流れ、北西部から西部及び南部にかけては矢頭山、髯山、高須ノ峰、局ヶ岳、三峰山、高見山、国見山、赤倉山、白倉山、迷岳、三条山、烏岳と連なる標高600m～1400mの山々が立ち上がり、南東部は櫛田川や祓川が流れるなど、これらの海岸線や河川、稜線が景域となっている。

このように本市は、比較的なだらかな丘陵地を経て伊勢平野につながる東部と、櫛田川沿いに急峻な山々が立ち上る西部に分かれている。

#### □松阪市の景域



(2) 近隣市町との繋がり

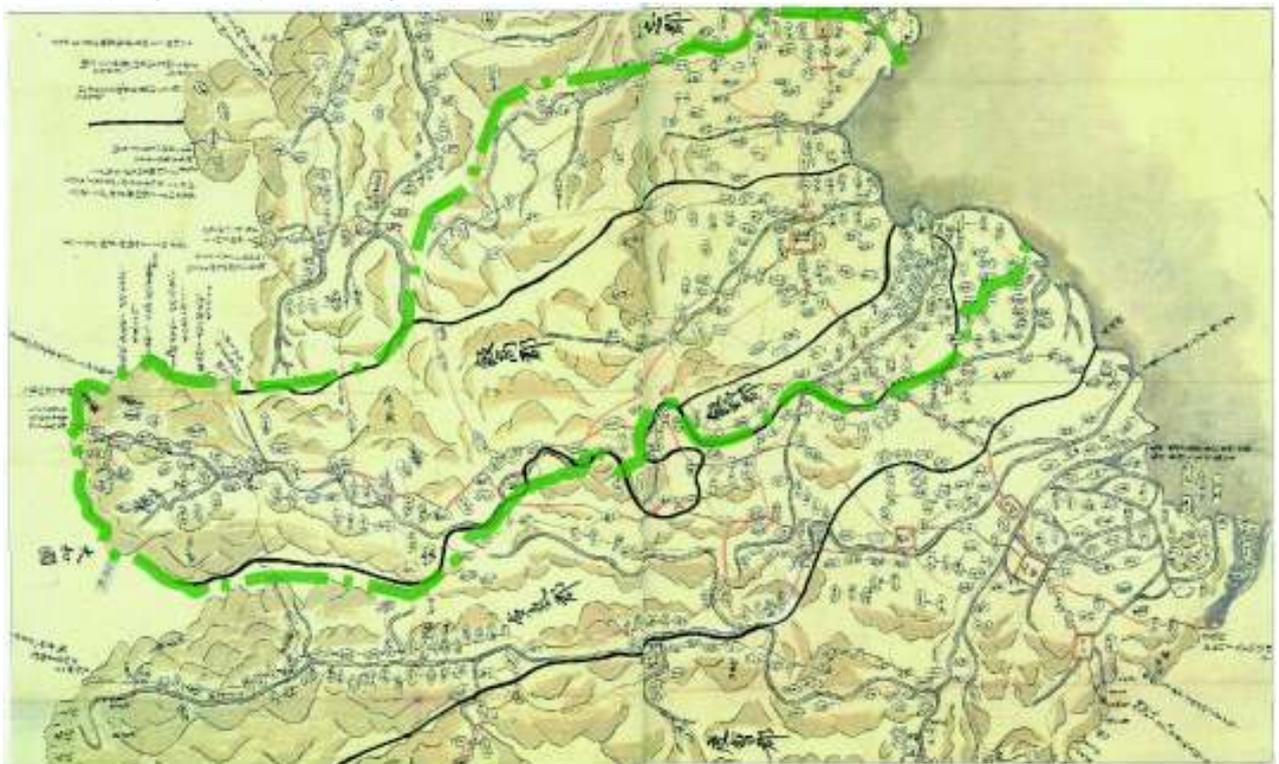
松阪市は、北東部は伊勢湾、雲出川を境に、また北部は矢頭山、髯山、高須ノ峰、局ヶ岳に連なる稜線を境に津市と、南東部は市域に沿って流れる祓川を境に多気郡明和町と、西側は三峰山、高見山、国見山、赤倉山、白倉山、迷岳、三条山、烏岳に連なる稜線を境に奈良県と、南部は多気郡多気町、大台町と接している。

市町合併以降は、江戸時代の古図にもみられるように、櫛田川と祓川、雲出川に挟まれた飯野郡、飯高郡と一志郡、多気郡の一部が市域となることにより、本市の景観をとらえる意味で、よりわかりやすい市域が形成されている。

図一 市域の範囲



図一 江戸時代の想定される市域図



(出典：「伊勢国大絵図 安永 8 年」『松阪市史別巻 1 松阪地図集成』)

## 2. 景観構造

景観構造は、自然の地形、水系、植生等やまとまりのある土地利用、道路、鉄道等の要素により構成される。

これらは、地域の景観を特徴づける基本的な骨格となるものであり、本市の景観構造は、次のような骨格により構成されている。

### 〈景観構造〉

- ・ 榊田川、雲出川、三渡川下流部に伊勢平野が広がり、伊勢湾までに至る平坦部に、まとまりのある田園地帯がみられる。
- ・ 市域の北東側は、青く輝く広大な伊勢湾に面し、景観の広がりを見せている。
- ・ 市域に沿う矢頭山、髯山、高須ノ峰、局ヶ岳などの稜線は、市域中央部にある、観音岳、堀坂山、白猪山などを取り巻き、それらの山麓部は丘陵地、平野へと緩やかなつながりをみせている。
- ・ 急峻な地形で立ち上がる三峰山、高見山、国見山、赤倉山、白倉山、迷岳、三条山、鳥岳等の稜線が、市域を縁取っている。
- ・ 西に奥深い市域の中央部を、榊田川が流れ、これに沿うように和歌山街道が通っている。
- ・ 景観の特徴が概ね変化する地域には、地形や土地利用が変化する部分、伊勢自動車道、国道23号が配置されている。

この景観構造の中に、さまざまな土地利用や交通網、さらには個々の建築物等が重なりあって、それぞれの地域で個性ある景観をしている。

□景観構造図



### 3. 類型別景観特性及び課題

#### (1) 類型別景観特性

##### ① 自然的景観特性

##### ア 地形

松阪市は、三重県の中央に位置し、日本列島を縦断する断層である中央構造線が市域のほぼ中央部を東西に貫いている。

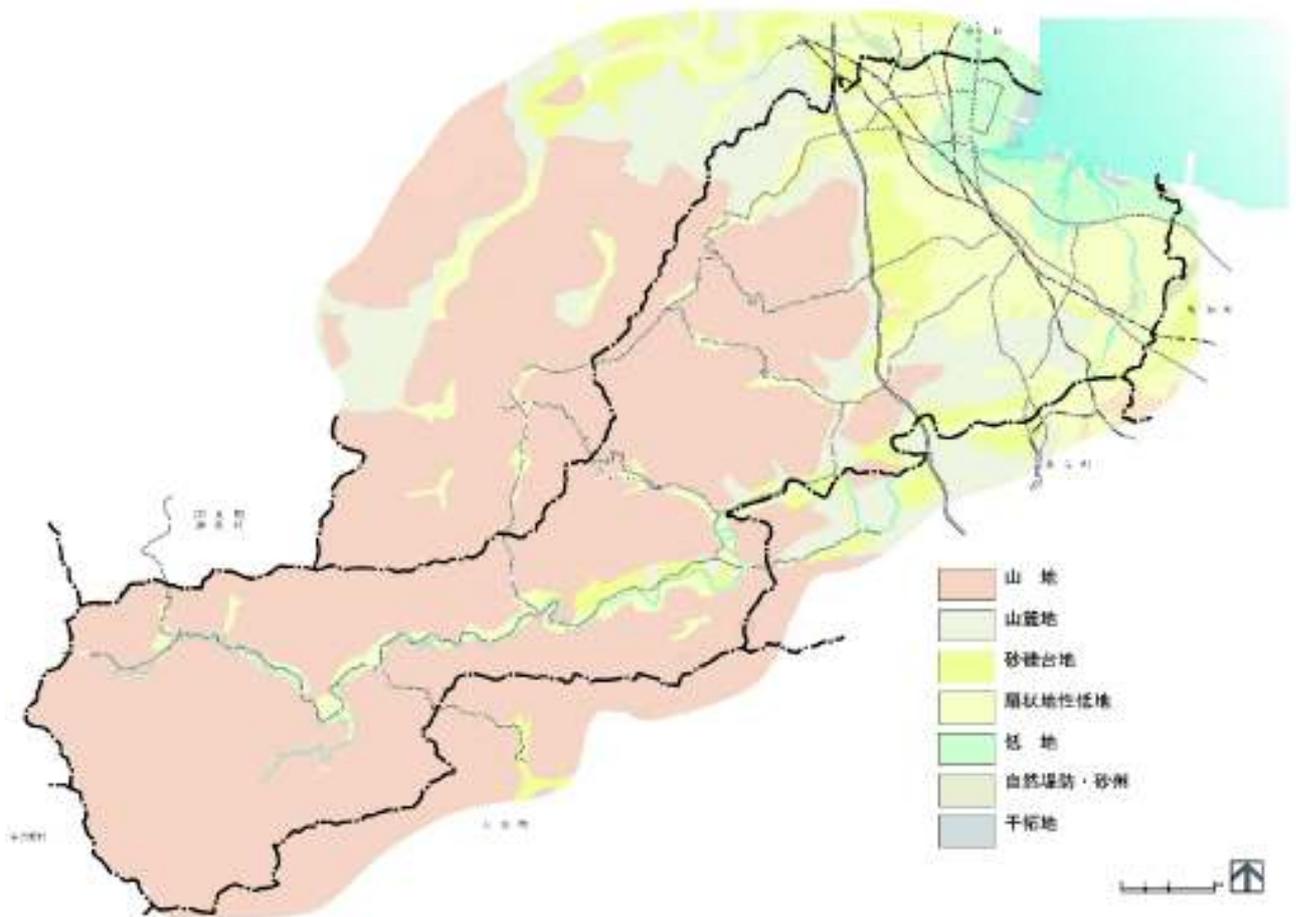
本市の地形は、西に奥深い山地があり、高見山地や紀伊山地、台高山脈の山々が、橿田川沿いの狭い段丘面から立ち上がり、三峰山、高見山、国見山、赤倉山、白倉山、迷岳、三条山、鳥岳等が、雄大な山並みを形づくっている。

北部から中心部にかけても山地となっており、市域に沿う矢頭山、髯山、高須ノ峰、局ヶ岳などの稜線は、観音岳、堀坂山、白猪山などを取り巻いている。

山地からは、標高100m前後の丘陵地がなだらかに続き、雲出川、阪内川、橿田川などの河川が、長い年月を経て運んでできた沖積平野へとつながっている。

これら河川が伊勢湾に流れ込む海岸部には、砂浜や干潟が形成され、貴重な植生群落や野鳥の飛来地がみられる。

図一 地形の状況



(参考文献：三重県地質集)

## イ 田園地帯

本市の山麓部から海岸部に広がる肥沃な黒ボク土地帯では、17世紀から新田開発や水利工事が活発に行われ、大規模な耕地（田、畑）が拓かれた。

江戸時代の初期からみられた伊勢平野の高い農業生産力は、現在でも阿坂、伊勢寺地区の扇状地に多くみられる灌漑用溜池、用水路等により保たれ、広大な田園地帯が阿坂地区や伊勢寺、朝見、中原、米ノ庄地区などの平野部から西黒部地区や東黒部、天白、鶴地区等に至る海岸平野にかけて広がっている。

また、かつて、豊富な地下水が湧き出た泉の森や灌漑用溜池などの堤が豊かな緑となっており、広大な田園景観の中で地域の景観を特徴づける一つのランドマークとなっている。

## ウ 河川

櫛田川、雲出川、三渡川、阪内川、金剛川などの水系は、高見山地や台高山脈等の山々を源とし、伊勢湾へ集まるように流れ込んでいる。特に、櫛田川の上・中流域は香肌峡県立自然公園及び室生赤目青山国定公園に指定されており、豊かな森林と起伏に富んだ岩肌を連ねる渓谷では、四季の変化に富んだ美しい景観がみられる。また、多くの河川下流部では、豊かな水の流れと流域の緑などが、潤いある景観を形成している。

## エ 海や海岸

櫛田川河口部から吹井ノ浦、さらには雲出川、三渡川、碧川河口部に形成された海岸部は、海水浴や潮干狩り、たて干しなどで賑わうとともに、野鳥の飛来地となっている。また、櫛田川や碧川河口部の干潟は、ハマボウなどが自生している。

これらの海岸沖には、海苔ひび（そだ）による美しい景観がみられ、冬の風物詩となっている。

## オ 植生

高見山地や台高山脈などには、スギ・ヒノキの豊かな人工林がみられるとともに、青田溪谷や蓮溪谷一帯などでは、ブナの原生林が残っている。また、三峰山などのシロヤシオ群生や森地内の県指定天然記念物「蓮のムシトリスミレ群落」、「波瀬ユリ」の愛称で呼ばれるヤマユリなどの植生がみられる。

櫛田川中流域沿いでは、大石不動院のほうろく岩に群生する国指定天然記念物の「不動院ムカデラン群落」、県指定天然記念物の赤桶の「水屋の大クス」、また阪内川の中流域沿いには県指定天然記念物の「勢津のフウラン群落」などの希少な植生がみられる。

山麓部から平地部の田園地帯の中には、歴史とともに育まれてきた鎮守の杜が農村集落とともに点在する。中には、常緑照葉樹からなる市指定天然記念物「阿射加神社社叢」のように、伊勢平野丘陵部の本来の原始植生をうかがい知ることのできる貴重な杜もみられる。

## ② 歴史文化的景観特性

### ア 遺跡

本市では、縄文時代を代表する遺跡として、国内最古の土偶が出た飯南町粥見の県指定史跡「粥見井尻遺跡」や石囲いの祭祀遺構が注目される嬉野釜生田町の国指定史跡「天白遺跡」などがみられる。

弥生時代の遺跡としては、環濠が巡る大遺跡と判明した上川町の「村竹コノ遺跡」をはじめとする多くの遺跡がみられる。

古墳時代の遺跡を代表するものとしては、国指定史跡の「向山古墳」、船形埴輪の出土で知られる同様史跡の「宝塚古墳」がある。これ以外に市域北部から中央部にかけて大小様々な古墳がみられるとともに、県指定史跡「伊勢寺跡」や「天華寺跡」などの奈良時代の寺跡もあり、各時代にわたる先人たちの足跡は市内各所にみられる。

### イ 山城

本市には、南北朝時代から戦国時代（14～16世紀）にかけての城館跡が伊勢平野を望む山麓部や丘陵地頂部、さらには市域西部の山間地に数多く残っている。南北朝時代の文書に登場する中万町の「神山城跡」、白米城伝説で知られる国指定史跡の「阿坂城跡」、織田信長軍と北畠具教軍との激戦の場となった県指定史跡「大河内城跡」などが名高い。

現在は、緑豊かな森林に包まれた土塁や台状地形に名残をとどめる程度となっているが、地域のランドマークやハイキングコースとして市民に親しまれている。

### ウ 城下町のまち並み

天正16年(1588年) 蒲生氏郷は、松ヶ島城から居城を四五百森に移し、松坂城と名づけ、城下町の建設に取りかかっている。

海よりを通っていた伊勢街道を城下へ引き入れてつくった、見通しのきかない鍵状の道路、外堀に沿った武家屋敷の造成、城下町外縁部への寺院配置、近江の日野商人などを移住させた商人町の配置などの城下町の都市構造は、本市の中心市街地の原形となっている。

現在も、槇垣の美しい景観が残る殿町の旧武家屋敷通りや豪商のたたずまいと家並みが美しい魚町一丁目、鍵型道路の構造と県指定文化財の「松阪商人の館（旧小津清左衛門家）」が残る通り本町などには、歴史的なまち並みが今も継承されている。

### エ 街道沿いのまち並み

本市は、広域的な交通軸である伊勢街道や伊勢本街道、和歌山街道、初瀬街道、奈良街道等が集まる交通の要衝として繁栄してきた。

伊勢街道沿いには、六軒や月本の追分に初瀬街道や奈良街道が合流し、江戸時代には多くの参詣者で賑わいをみせ、六軒に続く市場庄は妻入りの連子格子の美しいまち並みが、今も連たんしてみられる。

和歌山街道は古くから大和と伊勢を結ぶ交通路となっていたことや、紀州徳川家の参勤交代の重要な街道として近世初期に使用されたことから波瀬、宮前に本陣が、そことともに七日市、大石に伝馬所が置かれたこともあり、現在の家並みに往時をしのぶことができる。

橿田川沿いの射和は、江戸時代以前から、丹生で産出される水銀を原料に白粉を生産して財を蓄えたといわれ、江戸時代には松阪商人に先駆けて江戸に進出し、江戸屈指の豪商に数えられた射和商人を輩出している。今でも射和、それに続く中万にはかつての豪商の面影が残る家並みがみられる。

このように、街道沿いの各地では、今でも往時をしのぶまち並みがみられる。

## ③ 都市的景観特性

## ア 交通網の発展

本市には、伊勢自動車道、国道23号、国道42号、国道166号などの道路交通網や、JR紀勢本線、名松線、近鉄山田線・大阪線・名古屋線などの鉄道網が整備されており、東紀州地域や伊勢志摩地域と中京圏、近畿圏を結ぶ交通の要衝にあたる。

松阪駅を中核的なターミナルとしており、また近年、中川駅周辺地区は、中部圏と近畿圏を結ぶ鉄道の結節点として整備が進められている。

本市の港湾部は、三重県のほぼ中央部に位置し、約30kmの海岸線を有する津松阪港が重要港湾に指定されている。また、松阪港区は、中南勢の産業を支える総合物流拠点、産業・技術拠点として位置づけられ、中部国際空港への海上アクセス港が開港するなど、陸上交通と海上交通の要衝となっている。



(出典：三重のみなと・うみのあらまし)

## イ 市街地

## ○中心市街地

本市の中心市街地は、松阪城下建設時の都市構造を骨格としており、土地区画整理事業などにより面的に整備された市街地や伊勢街道、和歌山街道の道路拡幅等の都市基盤整備により、近代化された商店街、さらには計画的に整備された松阪駅周辺のベルタウンと、松阪城跡（四五百森）をランドマークとした周辺の歴史的な都市空間が共存した景観を有している。

## ○新しい市街地

中川駅周辺地区は、近年、土地区画整理事業により基盤整備がなされ、地区計画制度を活用し、計画的に市街地が形成されるなど、中心市街地とともに、本市の商業・業務地としての新しい市街地が形成されている。

## ウ 住宅地

## ○市街地周辺部の住宅地

市街地周辺部では、ミニ開発された住宅地や商業・業務地と、農地などが混在した景観がみられるが、近年、下村町のオナーズヒルなど、地区計画制度を活用し整備された住宅地がある。

また、嬉野管内の既成市街地周辺部などでも、緑豊かで統一感のある住宅地の景観がみられる。

## ○丘陵地における住宅地

本庁管内を中心とした丘陵地には、堀坂山への眺望が美しい中部平成台団地や古墳を緑地として活用した日丘団地、山室山団地、パークタウン学園前団地、その他虹が丘団地など、多くの住宅団地が整備されており、丘陵地の緑豊かな自然や背景となる山並みへの眺望が確保できる、潤いのある住宅地となっている。

## エ レクリエーション地区

海岸部や丘陵地、田園地帯、櫛田川沿い、山間部などの自然環境豊かな地区では、周辺の自然環境と一体となったキャンプ場や宿泊施設、運動公園、余暇施設、道の駅などを備えたレクリエーション地区が点在しており、市民に親しまれている。また、松阪農業公園「ベルファーム」は、本市のレクリエーション拠点となっている。

嬉野管内の丘陵地にはゴルフ場が点在しており、中には宿泊施設や温泉施設と一体となって整備されている地区もみられる。

## オ 産業

### ○商業の状況

商業は、かつて宿場として栄え、商都松阪として繁栄をしたが、現在では、地域経済の停滞に併せて厳しい状況にある。松阪駅周辺の商店街をはじめとする中心商店街地区は、近代化されているものの、中心市街地活性化法の抜本的な見直しが進む中、依然として、大規模商業施設の郊外部への立地による影響などから、空き店舗、空き地の増加がみられる。一方、近年、土地区画整理事業により整備され、地区計画制度を活用したまちづくりが行われている中川駅周辺地区は、新たな拠点としての賑わいをみせている。

### ○工業の状況

工業は、繊維工業や製材業等の軽工業が中心となって近代は発達してきたが、その後、津松阪港の臨海部に大口工業団地、内陸部や丘陵地に上川工業団地や松阪中核工業団地、ウッドピア松阪など、工業立地が活発となり、工業都市への展開が進められた。

天花寺工業団地や、松阪中核工業団地では、景気の低迷も影響し、新規企業の進出が進まない状況もあり、第二次産業人口や総生産額も三重県の平均を下回るなど、本市における工業の進展は概して厳しい状況にある。

### ○農業、林業、漁業の状況

農業は、稲作地帯として現在でも高い生産能力をもち、一志米などの産地として知られている地区もみられる。

また、飯南管内などの中山間地では、県内でも有数のお茶の産地となっており、茶業は発展を遂げている。

林業は、櫛田川流域を中心に展開されており、県内でも最大の製材所数を誇り、かつては産業の中心として発展した。しかし、近年は外材の流入や木材価格の下落などにより低迷している。このような中、三重県における森林ゾーニングにより、森林の公益的機能にも配慮した林業施策が展開されている。

漁業は、近年の漁場環境の悪化等により、経営基盤の安定と計画的な漁港の整備

等が求められている。

しかしながら、依然として農業、林業、漁業をとりまく経営環境は厳しく、集落の過疎化、高齢化が進行し、後継者の不足が大きな課題となっている。

#### カ 幹線道路沿いのアプローチ景観

国道23号や国道42号、国道166号、伊勢自動車道沿い及び松阪I.Cや一志嬉野I.Cから市街地に向けたアクセス道路などは、まとまりのある田園地帯や丘陵地、河川等の自然環境を縫うように走る部分が多く、美しい自然景観への眺望が確保できる。

一方、これらの沿道では、林立する屋外広告物や商業・業務施設、工業団地などがみられ、背景の自然景観への眺望を損ねているところもみられる。

#### キ 文教地区や市民交流地区

本市には、川井町の市民文化会館、コミュニティ文化センター、市立図書館、松阪市文化財センター等の文化施設が集積する地区や久保町の中学校や高校、大学などの教育文化施設が集まる地区がみられる。

また、嬉野管内には、嬉野地域振興局や嬉野ふるさと会館、図書館、社会福祉センターなど市民施設が集まる地区があり、市民の交流・学習拠点として親しまれている。

#### ク 土地利用

土地利用の状況は、概ね商業地域である中心市街地を取り囲むように住宅、商業、工業地が混在し、その外周部や櫛田川、雲出川流域に農地が広がり、伊勢湾に面する部分には工業地域がみられ、市域西側には山林が広がる。

都市計画区域面積は17,437haで、市街化区域面積は2,898.2ha(約16.6%)、市街化調整区域は12,649.8ha(約72.5%)となっている。

農地は、櫛田川や雲出川、三渡川、中村川、阪内川の中・下流部に広がり、阿坂地区や伊勢寺・朝見・中原・米ノ庄地区などの平野部、西黒部・東黒部・天白・鶴地区等に至る海岸平野と、山間部の一部が農振農用地区域に指定されている。

山林は全体の約7割をしめ、西部の大半が山林となっており、本市の主要な林業地帯となっている。これらの山麓部では、傾斜地を利用したまとまりのある茶畑や棚田がみられる。

宅地開発は、昭和40年代から市街地周辺部の丘陵地帯を中心に、南郊団地、桜団地、久保山団地、パークタウン学園前団地、山室山団地、日丘団地、虹が丘団地、中部平成台団地等々の大規模団地の開発が行われている。

近年、大規模商業施設が郊外に相次いで出店し、沿道景観に影響を与えているところもみられる。また、大規模な工業地が、臨海部では大口工業団地、内陸部や丘陵地では、上川工業団地や松阪中核工業団地、天花寺工業団地などがみられ、木材コンビナート「ウッドピア松阪」では、造成地の法面に森林を回復させるなど、周辺の自然環境に配慮した手法が取り入れられている。

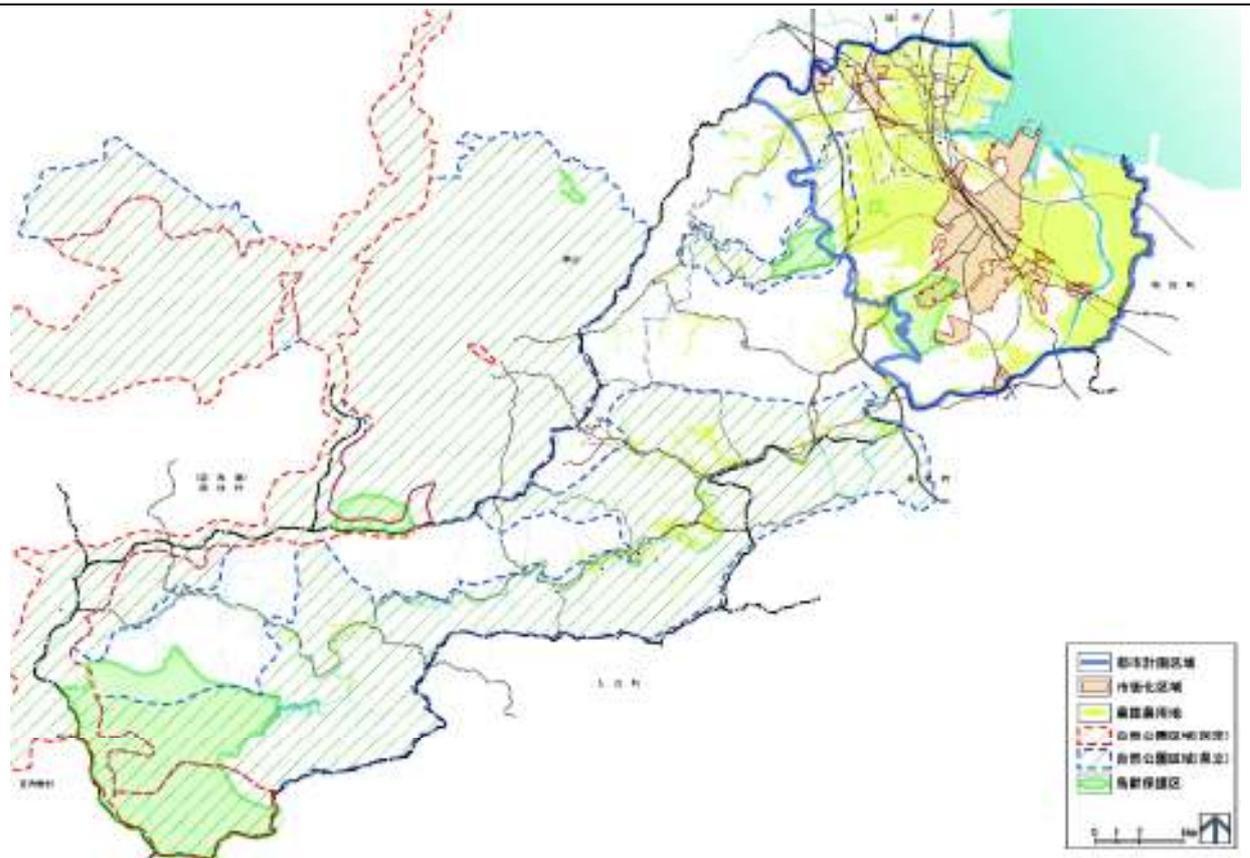
#### ケ 法適用の状況

本市における美しい自然環境等を維持保全していくための環境保全関連の法指定の状況は、以下のとおりである。

表一法規制現況

区分	根拠法	指定基準等	指定状況等
国定公園	自然公園法	国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定した公園。国立公園が国の直接管理なのに対し、国定公園は都道府県が管理する。	室生赤目青山国定公園
県立自然公園普通地域	三重県立自然公園条例	優れた自然の景勝地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資することを目的に、三重県立自然公園条例により指定された地域。	赤目一志県立自然公園 310ha
			香肌峡県立自然公園 1,867ha
鳥獣保護区	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	鳥獣保護事業を実施し、狩猟を適正化することにより、鳥獣の保護、繁殖、有害鳥獣の駆除及び危険予防を図り、生活環境の改善や農林水産業の振興に資することを目的に鳥獣の保護及び狩猟に関する法律により指定された区域。	大台山系鳥獣保護区1597haの一部 松阪市中部台鳥獣保護区708ha 松阪市神戸鳥獣保護区468ha 飯高町蓮鳥獣保護区537ha 松阪市泉の森鳥獣保護区3ha 飯高町森鳥獣保護区3016ha 松阪市森林公園鳥獣保護区342ha 松阪市農と匠の里鳥獣保護区23ha
都市計画区域	都市計画法	農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという、都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法、その他の法令の規制を受けるべき土地として指定された区域。	17,437ha
市街化区域、市街化調整区域		市街化区域は、都市地域においてすでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、また市街化調整区域はこうした市街化を抑制すべき区域として都市計画法に定められた区域。	市街化区域 2,898.2ha 市街化調整区域 12,649.8ha 非線引き 1,889.0ha
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、農業の生産性の向上等の見込みが確実な地域。	22,311ha うち農用地区域 7,412ha

図一法規制現況



(2) 類型別景観形成の課題

① 保全・継承を必要とする課題

自然的景観、歴史文化的景観、都市的景観など、松阪固有の景観を次世代に継承していくことが重要である。

具体的には、市民やNPO団体などが中心となって、地区の景観を維持保全し継承する活動を行う中で、各地区の特徴を活かす手法や、問題となっている部分を解決する手法などを具体化していくべきであり、それらを共通の課題として整理すると以下のとおりである。

- 開発や過疎化に対する自然環境の保護と、地区の景観を特徴づける自然景観を大切にすることが必要である。
- 少子高齢化による過疎化が進展する中で、貴重な歴史文化的景観を地域共通の資産として認識するとともに、これらを大切にしていくための人材の育成が必要である。
- 市街化調整区域、都市計画白地地域及び都市計画区域外における、美しい自然環境に配慮した取組が必要である。
- 公共事業や公共施設の整備において、周辺の自然景観や歴史文化的景観に配慮した取組が必要である。

② 誘導・改善を必要とする課題

誘導・改善すべき課題を類型別に整理すると以下のとおりである。

○ 自然的景観

- ・山間地などへの不法投棄や神山などの丘陵地における土砂採取への対応が必要である。
- ・水への親しみを感じることの少ない河川景観への対応が必要である。
- ・美しい自然が残る山地地区や丘陵地等における人工的な擁壁などに関しては、周辺の自然景観への配慮が必要である。
- ・田園地帯や山間部などにおける幹線道路沿いの建築物や屋外広告物の形態意匠に関しては、周辺の自然景観への配慮が必要である。
- ・自然的景観への眺望を分断する鉄塔、高压電線類への対応が必要である。

○ 歴史文化的景観

- ・歴史的なまち並みや建造物、祭りや季節行事、伝承などは大切にしていける必要がある。
- ・地域の歴史文化について学び、現在埋もれている歴史文化的資源を発掘するなどの取組が必要である。
- ・歴史的景観が残る地区における建築行為等においては、歴史的なまち並みに配慮する必要がある。
- ・公民館活動等で行われている祭りや地域活性化のための行事などの“地域おこし”活動は、次世代に継承していく必要がある。

## ○ 都市的景観

- ・松阪駅周辺地区は、中勢地域の玄関口として誇れる地区とする必要がある。
- ・中心市街地の歴史的景観が残る殿町や魚町一丁目などの地区の周辺においては、地区の景観に配慮する必要がある。
- ・カネボウ跡公園(鈴の森公園)などの公園やレクリエーション施設、散策道、街路樹のある歩道等を有効につないでいく必要がある。
- ・屋外広告物や大規模商業施設が建ち並ぶ幹線道路沿いにおいては、周辺の景観との調和に配慮した魅力ある景観の形成が必要である。
- ・景観形成上、影響が大きい中高層建築物や敷地規模の大きな開発に対しては、事前に調整できる制度等が必要である。
- ・伊勢自動車道松阪I.Cや一志嬉野I.Cからのアクセス道路においては、周辺の自然景観に配慮した魅力ある景観の形成が必要である。

#### 4. 地区区分の考え方

本市の景域は、地形や土地利用などから大きく、3つの区域で構成されると考えられ、そして、これらの大きな3つの区域は各々内部で、特徴を持った個々の地区に分かれている。

これらの結果、本市の景域はあわせて8つの特徴ある地区に分類できると考えられる。そこで、本市の景観特性等を把握・整理するに当たっては、この8つの地区に区分し行うものとする。

##### 〈3つの区域と8つの地区区分〉

- ①海岸平野に発展した伊勢湾沿岸区域
  - 伊勢湾沿岸地区（海岸平野に発展した伊勢湾岸地区）
- ②国道23号と、伊勢自動車道でほぼ囲まれた平野及び丘陵地帯
  - 中心市街地地区（阪内川、金剛川沿いに発展した中心市街地及び周辺地区）
  - 中川駅周辺市街地地区（中川駅を中心に発展する市街地及び周辺地区）
  - 橿田川沿い田園地区（中南勢三大河川の1つ、橿田川沿いに発展した田園地区）
  - 雲出川沿い田園地区（雲出川、三渡川水系沿いに発展した田園地区）
  - 丘陵地区（西側から中部にかけての山地からなだらかに連なる丘陵地区）
- ③伊勢自動車道周辺地区から以西で、飯南管内、飯高管内までの山間区域
  - 和歌山街道沿い地区（橿田川と和歌山街道沿いに発展した沿道地区）
  - 山地地区（橿田川、中村川流域に連なる山地地区）

図一地区区分



## 5. 地区別景観特性と課題

### 1 伊勢湾沿岸地区

#### (1) 特性

本地区は、伊勢湾沿岸部の低地部に位置し、まとまりのある水田地帯や河川河口部から海岸部にかけて広がる豊かな自然環境、公園、キャンプ場などのレクリエーション地区、企業や工場立地の進む地区などがみられる。

【詳細は75頁参照】

#### (2) 課題

河川河口部及び海岸部の自然環境に配慮するとともに、これらの自然特性を守り、活かしていく取組が必要である。

【詳細は83頁参照】

### 2 中心市街地地区

#### (1) 特性

本地区は、城下町の繁栄とともに商業都市としての機能をもたせた都市構造を原形としており、今も歴史的なまち並みが残る地区もみられ、商業・業務、文教、住宅等の機能が集積した本市の中心的地区となっている。

【詳細は76頁参照】

#### (2) 課題

本市の玄関口として、また本市を代表する、歴史的地区あるいは中心商業地区として、調和のとれた誇りある景観形成にむけた取組が必要である。

【詳細は83頁参照】

### 3 中川駅周辺市街地地区

#### (1) 特性

本地区は、市域北部に位置し、中村川近くにあつて、中部圏と近畿圏を結ぶ鉄道の結節点に位置する中川駅を中心に発展している市街地である。

【詳細は77頁参照】

#### (2) 課題

本市の新たな玄関口として、統一感と活力ある景観形成にむけた取組が必要である。

【詳細は83頁参照】

### 4 櫛田川沿い田園地区

#### (1) 特性

本地区は、櫛田川沿いに形成され、現在も本市の代表的な稲作地帯として、豊かな田園景観が広がるとともに、櫛田川沿いの緑が本地区の景観に趣を添えている。

また、丹生の水銀により栄えた射和・中万地区は、豪商のまち並みが今も残り、往時の繁栄をしのばせる。

【詳細は78頁参照】

#### (2) 課題

櫛田川の流れとともに培われてきた田園や農村集落の景観、射和・中万の歴史的なまち並みを次世代に継承する取組が必要である。

【詳細は83頁参照】

## 5 雲出川沿い田園地区

### (1) 特性

本地区は、雲出川やその支流中村川及び三渡川流域の平野部に位置し、高い農業生産力の維持保全により、現在でも広大な田園景観が広がっている。

また、伊勢街道沿いの市場庄の集落には、妻入りの町家が建ち並んでいる。

【詳細は79頁参照】

### (2) 課題

雲出川等の流れとともに培われてきた田園や農村集落の景観、伊勢街道沿いの市場庄等の歴史的なまち並みを次世代に継承する取組が必要である。

【詳細は84頁参照】

## 6 丘陵地区

### (1) 特性

本地区は、山地からゆるやかに連なる丘陵地区に位置し、近年の開発により、地区の自然環境にとけ込むように住宅地や工業地、公園、文教地区等が点在している。

また、大河内城跡をはじめとする中世の城館跡が山麓部に多く点在するなど、歴史的資源にも恵まれている。

【詳細は80頁参照】

### (2) 課題

点在する住宅地や工業地と地区の豊かな緑との調和に配慮するとともに、これらの自然特性を守り、活かしていく取組が必要である。

【詳細は84頁参照】

## 7 和歌山街道沿い地区

### (1) 特性

本地区は、高見山地や紀伊山地の山々の谷を縫うように走る櫛田川と和歌山街道沿いの地区に位置し、茶畑や古くからの農村集落などが、国道166号や和歌山街道沿いでみられる。

波瀬、七日市、宮前、大石などは、かつて宿場としての機能を備え、今でもその名残がみられる。

【詳細は81頁参照】

### (2) 課題

かつて多くの参詣者等で賑わった和歌山街道と風光明媚な櫛田川及び国道166号沿いの景観との調和に配慮し、これらの特性を守り、活かしていく取組が必要である。

【詳細は84頁参照】

## 8 山地地区

### (1) 特性

本地区は、市域の中部から西部に位置し、高見山地や紀伊山地、台高山脈の山々が連なり、三峰山、高見山、国見山、赤倉山、白倉山、迷岳、三条山、烏岳等の稜線が、雄大な景観としてみられる。

【詳細は82頁参照】

### (2) 課題

森林をはじめ、溪流や溪谷、樹氷など、本地区のもつ豊かで美しい自然特性を守り、活かしていく取組が必要である。

【詳細は84頁参照】

### 第3章 景観マスタープランの理念と目標

#### 1. 景観マスタープランの理念

松阪市総合計画では、将来の都市像である『市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか』の実現化をめざし、『市民・行政の協働による都市(まち)づくり』『地域社会・コミュニティを重視した都市(まち)づくり』『交流と連携を生かした都市(まち)づくり』を基調とした基本的な考え方が示されている。

高見山地より連なる美しい山並み、橿田川、阪内川、中村川をはじめとする清らかで美しい流れ、伊勢湾の豊かな恵み、その中で育まれてきた歴史的、文化的な多様な個性が、本市の豊かな景観を形成しており、次世代に誇りをもって伝えていかなければならない。

そこで、本市における良好な景観の形成とは、目の前にある表面的なものだけではなく、生活・文化・産業にさらに磨きをかけ、市民一人ひとりが、そして個々の地域が光り輝き、市民のだれもが誇りと愛着を持ち、美しさに満ちた質の高い郷土づくりをめざすことと考える。

それには、市民と行政がいっしょに歩める“わかりやすさ”を大切にするとともに、景観法に規定される基本理念などもふまえ、景観マスタープランの理念を次のとおり定める。

#### □松阪市の将来像と景観マスタープランの理念

##### 松阪市総合計画

###### ●将来の都市像

『市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか』

- ・市民と行政の協働による都市(まち)づくり
- ・地域社会・コミュニティを重視した都市(まち)づくり
- ・交流と連携を生かした都市(まち)づくり

##### 景観法

###### ●基本理念

- 1 国民共通の資産である。
- 2 人々の生活や経済活動等との調和により形成される。適正な制限のもとで調和させることが必要である。
- 3 地域住民の意向を踏まえ形成が図られなければならない。
- 4 地域間の交流の促進に大きな役割を担う。地方公共団体、事業者及び住民により一体的な取組が必要である。
- 5 良好な景観の形成は、保全することに加え、創出することも含まれる。

#### 景観マスタープランの理念

#### 『誇りと美しさの継承と再生』

みんながいっしょに歩む景観まちづくり



旧松坂御城番長屋  
(通称:御城番屋敷)



中川駅の夜景



市場庄のまち並み



深野の棚田



高見山の樹氷

## 2. 「景観」とは(松阪市における景観の意義)

景観とは、目で観ることのできる山、川、海などの地形や寺社、商業・業務施設などの建造物、歴史的なまち並みなどであり、また、祭りや季節行事、伝説など、感じたり、聞いたりすることにより、郷土の情景を思い浮かべる契機となるものである。

このように、景観は、特別なものではなく、普段の日常生活の中で、観たり、感じたり、聞いたりするものである。

また、良好な景観は、市民自ら、長い年月をかけて、地域それぞれの風土にあった、生活や生業等の積み重ねにより形成されるものである。

そして良好な景観は、市民生活にゆとりと潤いを与え、郷土愛を育み、地域の魅力づくりにつながるものとなり、先人たちの知恵を受け継ぎ、次世代を担う子どもたちの豊かな感性を育む契機となる。

そこで、「松阪市における景観の意義」を、次のとおり整理する。

### 【景観とは】

#### (1) 誇り

その場所自体に歴史性、文化性、娯楽性、希少性などの魅力があり、市民として誇り、地域社会・経済への貢献が期待できるもの。

#### (2) 継承

先人たちの知恵により守り、育まれてきた豊かな歴史や美しい自然であり、地区住民に大切にされ、市民の誇りとして、継承に値するもの。

#### (3) 郷土愛

その場所や行事自体に魅力があり、地区住民の郷土愛(心のふるさと)を育むために有効に作用することが期待できるもの。

#### (4) コミュニティ

地区の優れた景観を守り、育むための活動が展開され、また、将来において地区のコミュニティや地区の活性化に資するもの。

#### (5) 快適性

概ね誰が見ても良好な景観であると認識でき、あるいはその景観に囲まれた生活を快適に感じるができるもの。

#### (6) 公共性

誰もが気軽に自由にその場所に行け、あるいはその活動に参画することができて、地区住民がいっしょに楽しむことができるもの。

#### (7) 実現性

その場所において、みんなが「松阪市の良好な景観」として共有した考え方にに基づき、活動や施策を展開し、さらに魅力ある場所となることが期待(イメージ)できるもの。

### 3. 景観マスタープランの目標

景観特性や景観マスタープランの理念、「景観とは」をふまえ、景観マスタープランの目標を次のとおり定める。

#### (1) 共通目標

地域の良好な景観を考えることで、地域住民の意思疎通を図り、コミュニティの活性化やまちづくり活動を始める契機とするとともに、美しい景観を共通の資産であることを認識することで、地域への郷土愛を育み、美しいまち並みや快適な生活環境の保全と充実を図る。

#### (2) 個別目標

##### ① 城下町や街道沿いに培われた歴史的まち並みの保全と継承

先人達がつくり上げてきた城下町や街道沿いの歴史的なまち並みなど、地域で培われてきた景観を保全するとともに、このためのルールを地域住民みんなで考え、次世代に継承する。

##### ② 農業、林業、漁業と共に培われた集落景観の保全と継承

地域における人々の生活や営みにより築かれてきた景観や身近な文化を保全するとともに、都市と農村や山村、漁村との交流により、新たなコミュニティの形成を図り、持続性のある営みと調和した集落景観を次世代に継承する。

##### ③ 美しい自然景観の保全と継承

山や平野、海、河川など、地域の誇りある美しい風景を保全するとともに、これらへの眺望が確保できる場所や景勝地を守り育むことにより、地域の美しい自然景観を次世代に継承する。

##### ④ 現代の住宅地景観の保全と創造

郊外部や既成市街地周辺部の新しい住宅地を、日々の暮らしの中で愛着をもてる場となるよう、住民みんなで守れる身近なルールを定めるなどにより、ゆとりと潤いのある住宅地景観として保全を図るとともに、親しみの持てる暮らしの場の創造に努める。

##### ⑤ 活力ある産業景観の保全と創造

商業、観光、業務、工業、伝統、地場産業などの営みにより形成されてきた景観を、本市の活力を支える新たな景観として認識し保全するとともに、来訪者や交流及び定住人口の増加につながる、魅力のある新たな産業景観の創造に努める。

##### ⑥ 景観に配慮した公共事業や公共施設の整備

地域の景観を構成する重要な要素である道路や橋梁、公園などを、良好な景観づくりを先導するものとして認識し、これらの事業にあたっては、地域の景観特性に配慮するよう誘導する。

##### ⑦ 誇りある地域の玄関口の整備

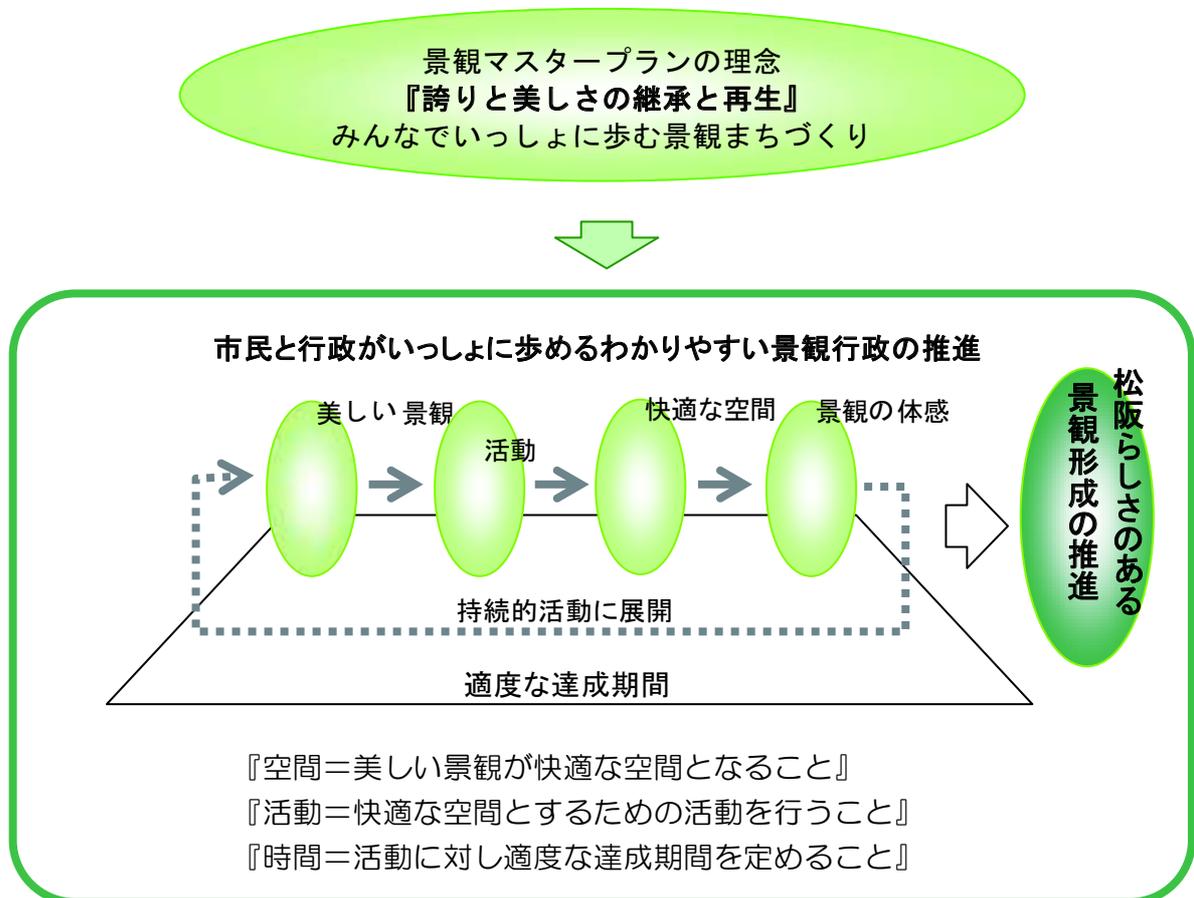
駅周辺地区や高速道路インターチェンジ、幹線道路の市境界部、南三重の玄関口となる海上アクセス港を、来訪者が本市の第一印象を感じる大切な場所として認識し、地域の誇れる魅力ある玄関口として再生するよう、その整備を誘導する。

## 第4章 景観マスタープランの基本方針

景観マスタープランでは、理念と目標を具体化するため、『空間』『活動』『時間』に視点をおいて、計画策定にあたっての基本方針を次のとおり定め、松阪らしさのある景観形成の推進に取り組んでいくこととする。

- ①先人達が培ってきた歴史文化や、様々な営みの基盤となっている美しい景観を、眺める対象だけでなく、癒しや活力、快適性を感じる『空間』に育て上げること
- ②美しい景観を共通の資産として守り育て、これが、癒しや活力、快適性を感じる空間となるために必要な『活動』を行うこと
- ③市民や事業者、NPO等と行政が、『時間(達成期間)』を定め、ともに美しい景観形成に向けた取組を行い実現すること

そして、これらの『空間(美しい景観が快適な空間となること)』、『活動(快適な空間とするための活動を行うこと)』、『時間(活動に対し適度な達成期間を定めること)』を総合的にとらえ、景観形成を推進することにより、本市における景観行政が、市民にとってよりわかりやすいもの(まちづくり活動等)となり、さらに市民による持続的な活動へと展開されていくことを期待するものである。



## 1. 基本的な考え方

### (1) 空間・・・美しい景観が快適な『空間』となること

松阪市には、高見山地や台高山脈などの山並みや緩やかな丘陵地、広大な田園地帯、伊勢湾や海岸、そして松阪城下町を始め、その折々の人々が培ってきた、誇れる美しい景観が存在する。

そして、これらは美しいだけではなく、市民や来訪者のくつろぎの空間として、また、生態系が持続的に存在できる快適な空間となっている。

『空間』は、市民の美しい景観を慈しむ心や郷土愛を育むうえで、また、将来にわたり、市民にとって快適な環境となる意味でも重要である。

そこで、『空間』については、景観特性で整理した自然的景観、歴史文化的景観、都市的景観の3つの類型と、市域を8つの地区に区分し、基本方針を定める。

#### 類型区分を基本とする空間：類型別方針

景域を構成する「自然的景観」、「歴史文化的景観」、「都市的景観」の3つの類型により区分し、さらに14の詳細な類型に区分し景観形成の基本方針を示す。

→詳細は2. 具体的な考え方の(1)空間における②類型別方針1~14 28頁参照

#### 松阪市の景観を特徴づける上で基本となる空間：地区別方針

地区区分の考え方をふまえて、景域を地形や土地利用などから8つの地区に区分し景観形成の方針を示す。

→詳細は2. 具体的な考え方の(1)空間における③地区別方針1~8 35頁参照

### (2) 活動・・・快適な空間とするための『活動』を行うこと

快適な空間は、放っておいて実現するものではなく、市民や事業者、来訪者、行政などによる持続的な『活動』によって実現するものである。

そして、この持続的な活動は、結果として、地域のコミュニティを育み、美しい景観を保全・再生・創造することにつながる。

このように『活動』は、景観が地域共通の資産であるということ、市民の心の中に培う意味でも重要である。

そこで、『活動』については、次の4つの活動主体に区分し、基本方針を定める。

#### 協働による活動、市民による活動、事業者による活動、行政による活動

目標を具体化するための協働あるいは、各主体の活動の方針を示す。

→詳細は2. 具体的な考え方の(2)活動における 39頁参照

(3) 時間・・・活動に対し達成すべき適度な『時間』を定めること

快適な空間を保全・再生・創造する活動は、具体的に目標を達成する期間を定めることにより、その活動の方法や方向が明確になり、また活動する主体の意欲の向上にもつながる。

また、市民や事業者、行政がこれらの活動に携わり、目標を実現する達成感を共有することは、将来にわたり持続性のある活動として展開していく契機ともなる。

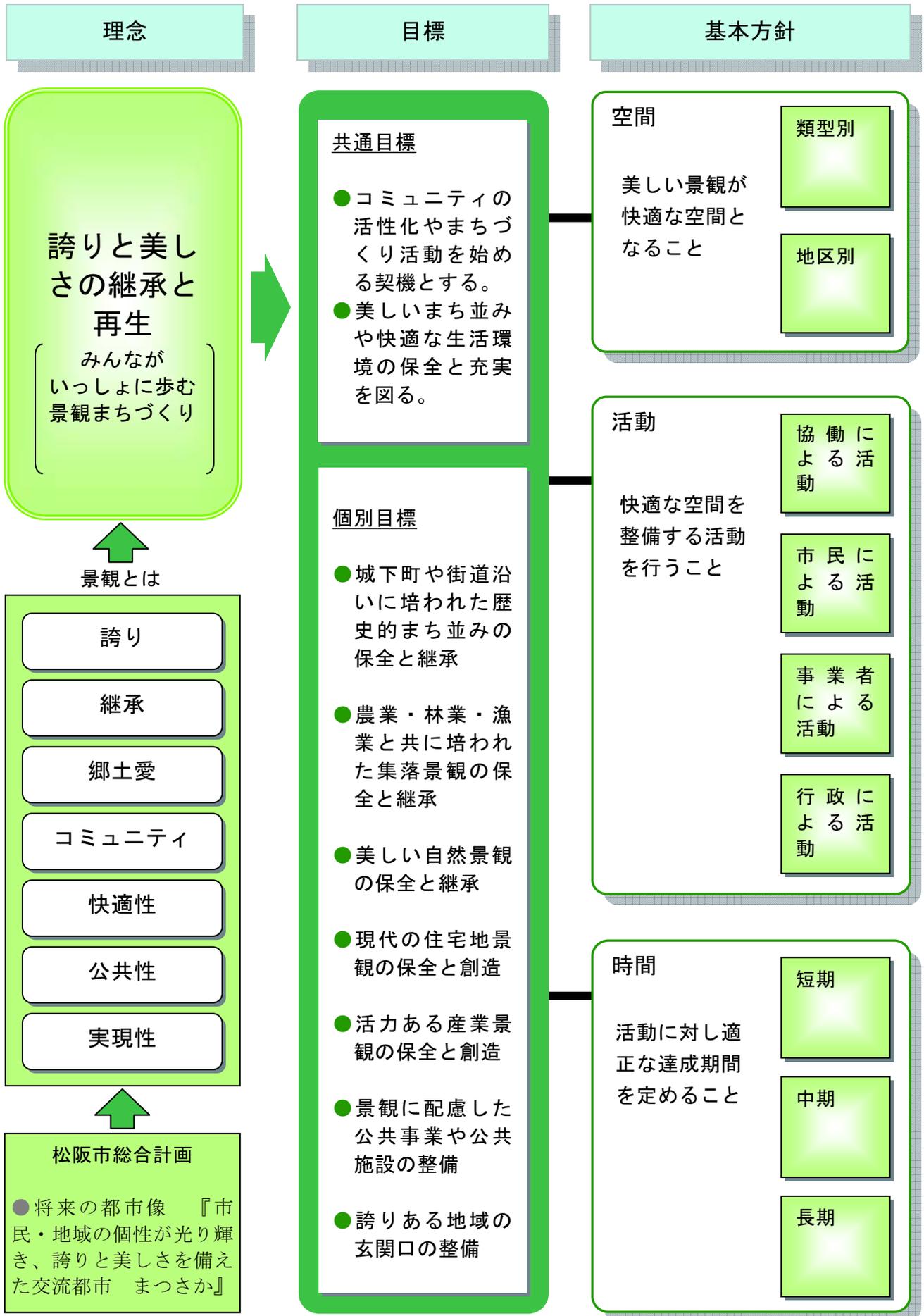
そこで、『時間』については、次の3つの期間に区分し、基本方針を定める。

**短期、中期、長期**

短期的に目標達成可能なもの、短期的活動になる可能性のあるもの(中期)、長期的な視点にたって活動していくものに関してその具体化方針を示す。

→詳細は2. 具体的な考え方の(3)時間 42頁参照

□景観マスタープランの理念から基本方針へのフロー



## 2. 具体的な考え方

### (1) 空間・・・美しい景観が快適な『空間』となること

#### ① 類型別方針

類型	現状	重視すべき 主な目標
<b>自然的景観</b> 1 山地・丘陵地	高見山地や紀伊山地、台高山脈などの山々と、それらの山麓部から標高100m前後の丘陵地がなだらかに連なっている。	・美しい自然景観の保全と継承
2 里山地区	里山地区は、かつては薪の採取、稲作など、人と自然との深い関わりの中で、持続可能な暮らしの条件を備えた場であったが、現在はその名残として雑木林や棚田、茶畑が集落と一体となってみられる。	・農業、林業、漁業と共に培われた集落景観の保全と継承
3 田園地帯	山麓部から連なる扇状地や平野部、海岸部にかけてまとまりのある田園地帯が形成されている。	・美しい自然景観の保全と継承
4 海・海岸	河川の河口部に広がる干潟と海岸は、野鳥飛来地やハマボウ自生地などとして豊かな自然環境を有し、海苔ひびの景観が趣をそえる広大な伊勢湾が前面に広がっている。	
5 河川	高見山や白猪山などを源とする櫛田川等の河川が伊勢湾に集まるように流れており、かつては地域の文化や産業を育んできた。現在でも、潤いとやすらぎを与えるとともに、農業用水や工業用水などの取水源として社会経済活動を支えている。	
<b>歴史文化的景観</b> 6 既成市街地 (歴史的地区)	松阪城下町の都市構造を基盤とし発展してきた地区で、戦災などの影響を受けず、大規模な地域開発がなされていないため、歴史的な都市空間が現在でも継承されているところが多い。	・城下町や街道沿いに培われた歴史的まち並みの保全と継承
7 街道沿いの集落	伊勢街道や和歌山街道沿いに繁栄した宿場などを基盤としており、往時をしのばせるまち並みがみられるが、少子高齢化などによる空家や空店舗の増加、建物の建替えなどにより、歴史的なまち並みの連たんが損なわれている地区もみられる。	

類型 詳細区分	現状	重視すべき 主な目標
8 既成市街地 (現代的地区)	松阪城下町の都市構造を基盤とし、土地 区画整理事業や再開発事業、中心商店街等 の近代化事業などにより整備された市街地 がみられる。 一方、中心商店街において増加する空き 店舗や空き地、高度経済成長期に建設され た住宅地における、老朽化した木造住宅密 集地区などもみられる。	・活力ある産業景 観の保全と創造 ・景観に配慮した 公共事業や公共 施設の整備 ・誇りある地域の 玄関口の整備 ・現代の住宅地 景観の維持保全
9 新しい住宅地	既成市街地周辺部においてミニ開発され た住宅地や丘陵地等において開発された大 規模な住宅地などがみられる。また近年、 地区計画制度を活用し、計画的に開発され た住宅地もみられる。	・現代の住宅地 景観の保全と創 造
10 新しい商業地 <b>都市的景観</b>	既成市街地周辺部や郊外部では、幹線道 路沿いを中心に、大規模な施設や駐車場を もつ商業施設が立地し、屋外広告物が林立 するなど、沿道の景観に影響を与えている 地区もみられる。	・活力ある産業景 観の保全と創造
11 工業地	松阪港を中心とした臨海部や内陸部、丘 陵地では、大規模な工業団地や企業立地が みられるが、景気の低迷も影響し新規企業 の進出が進まない状況となっている。	
12 レクリエーション地区	周辺の自然環境とふれあうことのできる 施設や空間、文化遺産と一体的に整備され た公園、宿泊施設やキャンプ場などを備え た地区が、既成市街地周辺部や海岸部、山 間部に点在している。	・景観に配慮した 公共事業や公共 施設の整備
13 文教地区	市民施設や文化施設、小学校、大学など が一体となって形成されている地区がみら れる。	・活力ある産業景 観の保全と創造
14 幹線道路等の沿道	伊勢自動車道、国道23号、国道42号、国 道166号などの道路交通網や、JR線、近鉄 線等の鉄道網が整備されているが、沿道に は大規模な商業施設や業務施設、屋外広告 物等が林立しているところもみられる。	・景観に配慮した 公共事業や公共 施設の整備 ・誇りある地域の 玄関口の整備

3つの類型別の方針は以下のとおり。

## 自然的景観

### 1 山地・丘陵地

#### ● 考え方

松阪市の原風景を構成するなだらかな丘陵地の緑や山村集落の景観、また堀坂山や高見山などの山並みの保全を図る。

#### ● 具体化方針

- ・丘陵地の緑や古墳、山城跡などの史跡の保全を図る。
- ・のどかな山村景観の保全を図る。
- ・住宅地等の面的開発地区では、法面の緑化等による修景に努める。
- ・土砂採取場などの景観への対処に努める。
- ・砂防・治水施設などの修景に努める。
- ・市街地や田園地帯、河川護岸や橋梁などからの眺望の保全に努める。



堀坂山を背景とする平成町中部平成台団地



与原の山村景観と山並み



豊かな森林景観に囲まれた飯高町森の迷岳周辺の山地等

### 2 里山地区

#### ● 考え方

果樹園や茶畑が広がる里山や集落等が豊かな緑の中で共存する農村景観の維持保全を図る。

#### ● 具体化方針

- ・集落における石積みの外構や歴史的景観資源の維持保全を図る。
- ・果樹園、茶畑、棚田などの田園景観の保全を図る。
- ・鎮守の杜や屋敷林などの緑の維持保全に努める。
- ・里山の広葉樹を中心とした雑木林の保全に努める。
- ・清流の豊かな農業用水路の保全を図る。
- ・ストックヤード周辺では、景観への配慮に努める。



里山の原風景が残る御麻生園町



のどかな里山景観が残る笹川集落



嬉野森本町など里山景観が残る中村川流域

### 3 田園地区

#### ● 考え方

広大な田園地帯及び点在する集落の家並みや屋敷林、生垣、鎮守の杜などが共存した田園景観の維持保全を図る。

#### ● 具体化方針

- ・ 広大な田園景観の保全を図る。
- ・ 集落の構造や歴史的景観資源の維持保全を図る。
- ・ 鎮守の杜や屋敷林などの緑の維持保全を図る。
- ・ 道路整備に伴う街路樹の整備と屋外広告物等の整序・規制誘導による田園景観への眺望の保全を図る。
- ・ カントリーエレベーター、土砂採取場、コンクリートプラントなどの景観誘導に努める。



伊勢寺地区の田園風景



朝見地区の田園風景と鎮守の杜



米ノ庄周辺の田園風景

### 4 海・海岸

#### ● 考え方

伊勢湾の風景や、海岸部の豊かな自然環境、海岸線の保全・創出を図る。

#### ● 具体化方針

- ・ 伊勢湾や海苔ひびの風景の保全を図る。
- ・ 海岸部の干潟等豊かな自然環境の保全を図る。
- ・ 松名瀬海岸、五主海岸の砂浜の保全や自然環境に配慮した海岸の創出を図る。
- ・ 石積み突堤等の土木遺構の保全を図る。



五主町の海岸沖の海苔ひび



松名瀬町の松名瀬海岸・吹井ノ浦地区



自然植生豊かな松名瀬町の榎田川河口干潟

## 5 河川

### ● 考え方

流域の緑の保全、自然環境との調和に配慮した護岸の整備など、本市を代表する自然環境としてふさわしい景観の保全・創出を図る。

### ● 具体化方針

- ・流域の緑の保全に努める。
- ・周辺の自然環境と調和した護岸の整備を図る。
- ・河川景観に配慮した魅力ある橋梁の整備を図る。
- ・河川河口部の干潟や植生などの保全に努める。
- ・河川の清流化及び親水性の確保に努める。



笠松町等の碧川河口地区



榎田川下流の雄大な流れ



香肌峡県立自然公園(榎田川)

## 歴史文化的景観

## 6 既成市街地(歴史的地区)

### ● 考え方

旧松阪城下町建設時の都市構造を大切にしたい歴史的市街地の保全、松阪城跡への眺望の保全など、松阪市として誇りのもてる景観の保全を図る。

### ● 具体化方針

- ・松阪城跡、殿町、魚町一丁目、通り本町、西町周辺地区、職人町の寺院群等の歴史的な地区の保全及び再生を図る。
- ・白粉町などの歴史的な環境に配慮した、落ち着いたある閑静な居住環境の保全を図る。
- ・屋外広告物や電線類等の整序に努める。



殿町のまち並み



魚町一丁目のまち並み



白粉町のまち並み

## 7 街道沿いの集落

## ● 考え方

歴史的なまち並みの保全、地区の歴史的環境に配慮したまち並みの修景、地区の個性（歴史や文化）を活かした景観の維持保全を図る。

## ● 具体化方針

- ・伊勢街道、和歌山街道、伊勢本街道等の沿道のまち並みや歴史的建造物、常夜燈、道標などの景観資源の保全を図る。
- ・道路整備や建物の建替えにあわせた沿道緑化、地区の歴史的環境に配慮したまち並みの修景整備を図る。
- ・地区内の寺社空間、山の神等の季節行事拠点、集会所等のコミュニティ施設や広場等を有効に活用した潤いのある居住環境の整備に努める。



市場庄のまち並み



射和・中万のまち並み



宮前のまち並み

## 都市的景観

## 8 既成市街地（現代的地区）

## ● 考え方

中心市街地にふさわしい賑わいのある商業地や駅周辺地区における新たな景観など、松阪市としてゆとりと誇りのもてる景観の形成を図る。

## ● 具体化方針

- ・活気ある中心商業地区の形成を図る。
- ・嬉野中川町、嬉野権現前町等の既成市街地における落ち着いた居住環境の保全を図る。
- ・ゆとりと誇りのもてる松阪駅周辺の空間の形成を図る。
- ・松阪公園大口線、高町松江岩内線、松阪駅周辺の通りなどの幹線道路沿いの景観形成を図る。
- ・緑豊かな街路や公園、広場の保全・創出を図る。
- ・屋外広告物や電線類等の整序に努める。



平生町付近の県道本町垣鼻線のまち並み



松阪駅周辺のまち並み



嬉野中川町のまち並み

## 9 新しい住宅地

### ● 考え方

地区計画などにより、周辺の自然景観、田園景観や背景となる山並み等への眺望に配慮した潤いのある緑豊かな住宅地景観の形成を図る。

### ● 具体化方針

- ・潤いのある緑豊かな郊外住宅地景観の形成を図る。
- ・公園、広場、集会所等のコミュニティ施設などを有効に活用した潤いのある住宅地景観の形成を図る。
- ・地区計画制度を活用した、良好な住宅地の形成を図る。
- ・だれもが安心・安全に歩ける歩行者ネットワークの整備に努める(バリアフリーな歩道、広場等の拠点整備)。
- ・住宅地内の街路樹の整備・維持保全を図る。



駅部田町の新しい市街地



下村町オーナーズヒルの景観



中川駅周辺の住宅地

## 10 新しい商業地

### ● 考え方

松阪市の郊外における商業拠点地区として、緑豊かな景観の形成を図る。

### ● 具体化方針

- ・アドバンスモール、パワーセンター、その他の大型商業施設を拠点とした地区では環境にやさしい沿道景観の形成を図る。
- ・敷地内緑化や街路樹の整備などによる潤いのある沿道景観の形成を図る。
- ・歩行者に配慮し、ゆとりと賑わいのある空間の確保及び演出づくりに努める。
- ・乱雑な屋外広告物等の整序・規制誘導に努める。



中川駅周辺地区



田村町の沿道商業地区

## 11 工業地

### ● 考え方

地区内の施設群の整序、敷地内緑化や生垣による修景、また背景となる伊勢湾や田園地帯、丘陵地、山並みへの調和に配慮した工場景観の形成を図る。

### ● 具体化方針

- ・伊勢湾への眺望に配慮した松阪港海浜工場地区の景観形成を図る。
- ・背景となる山並みや周辺の丘陵地の緑との調和に配慮した松阪中核工業団地、天花寺工業団地地区、上川町周辺の工場地区等の景観形成を図る。
- ・沿道の街路樹の整備に努める。
- ・敷地内緑化や生垣整備の推進を図る。



山室町の松阪中核工業団地



大口町の松阪港海浜工場地区



木の郷町のウッドピア松阪

## 12 レクリエーション地区

### ● 考え方

周辺の自然環境や歴史的環境と調和した地区施設の整備及び緑豊かなアプローチ景観の整備など、周辺の環境にもやさしいやすらぎのあるレクリエーション地区として景観の保全・創出を図る。

### ● 具体化方針

- ・運動公園や親水公園、農業公園、森林公園、海浜公園、オートキャンプ場など周辺の自然環境との調和に配慮した地区の整備を図る。
- ・うきさとむら、堀坂山登山道、伊勢山上、大石不動院周辺、つつじの里荒滝、ホテルスメール周辺、山林舎周辺など本市の自然環境を有効に活用した新たなレクリエーション地区としての保全を図る。
- ・各レクリエーション地区への入り込みを促すわかりやすく魅力あるアプローチ景観の誘導に努める。



高須町公園オートキャンプ場



伊勢寺町の松阪農業公園ベルファーム



飯高町森のホテルスメール周辺地区

### 13 文教地区

#### ● 考え方

市民文化施設や教育施設などの敷地内緑化や周辺の道路等公共空間の緑化による一体感に配慮した、潤いのある都市景観の形成を図る。

#### ● 具体化方針

- ・公園や地区内を通る道路、市民文化施設などの一体感のある地区整備を図る。
- ・安全・安心な歩行者空間の確保を図る。
- ・沿道の街路樹の整備、電線類の整序等に努める。
- ・敷地内緑化や駐車場の生垣による修景等の推進を図る。



嬉野権現前町等嬉野ふるさと会館周辺地区



川井町のカネボウ跡公園(鈴の森公園)地区

### 14 幹線道路等の沿道

#### ● 考え方

街路樹の整備・維持管理や屋外広告物の整序・規制など、松阪市を代表する広域交通軸にふさわしい良好な沿道景観の形成を図る。

#### ● 具体化方針

- ・街路樹による潤いのある沿道景観の形成を図る。
- ・周辺の景観やゆとりある空間の確保等に配慮した魅力ある橋梁や交差点の形成を図る。
- ・沿道景観の背景となる山並みや丘陵地の緑、寺社林、平地林や田園風景への眺望の保全を図る。
- ・幹線道路沿道等の屋外広告物の整序・規制誘導に努める。



野村町等の松阪 I.C からのアクセス道路沿い地区



飯高町木梶の国道 166 号奈良県境付近

## ③ 地区別方針

## 1 伊勢湾沿岸地区

## ● 考え方

榊田川、金剛川、阪内川、三渡川、雲出川の5つの水系が集まる伊勢の海に面した本地区は、河口部の干潟や海岸、植生、海苔ひびなどの豊かな自然との調和に配慮し、また松ヶ島城跡周辺地区などの歴史文化的景観や近年整備された高須町公園、中部国際空港への海上アクセス港などの地域のシンボルとなる良好な景観と共存した景観の保全・創出を図る。



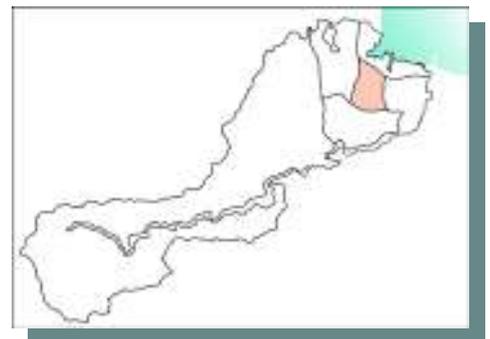
## ● 具体化方針

- ・松崎浦町、松ヶ島町などの歴史的まち並みや美しい槇垣の残る高須町、曾原新田などの集落景観の保全を図る。
- ・雲出川、榊田川、三渡川、碧川河口部、海岸部にみられる干潟や砂浜、自然植生、海苔ひび、土木遺構等の保全を図る。
- ・西黒部や曾原新田などの海岸平野に広がる、まとまりのある田園景観の保全を図る。
- ・高須町公園オートキャンプ場、五主海岸等のレクリエーション施設への、街路樹等による緑化や道路の美装化、沿道景観の誘導等による魅力あるアプローチ景観の整備に努める。
- ・サイロ類や臨海部の工場群、ホテルなどの色彩誘導、工場敷地内の緑化による周辺の自然景観への配慮に努める。

## 2 中心市街地地区

## ● 考え方

本市の市街地の大半が含まれ、蒲生氏郷による城下町建設以来の歴史的都市構造やまち並みなどの歴史的環境と共存した新しい市街地景観の保全・創出を図るとともに、周辺に広がる田園地帯や河川などの自然環境との調和や眺望の確保等に配慮する。



## ● 具体化方針

- ・松坂城跡や殿町地区における武家屋敷のまち並み、魚町一丁目・通り本町等の伊勢街道界隈のまち並み、豪商家のたたずまい、職人町の寺院群などの保全を図る。
- ・地区の特性を活かした、バリアフリーな観光散策ルートの整備を図る。
- ・公園や緑地のつながりに配慮した景観資源の活用を努める。
- ・松坂駅や松坂駅周辺の商店街は、本市の玄関口としてふさわしい、ゆとりと賑わいのある地区として景観形成を図る。
- ・松坂市役所や市営駐車場などは、周辺の景観を先導する公共施設としてふさわしい

美化・修景を図る。

- ・大規模建築物等の景観規制・誘導により、松阪城跡及び旧城下町への眺望の保全を図る。
- ・国道42号、松阪駅周辺の商店街、松阪公園大口線、松阪駅松阪港線などの電線類の地中化、既存屋外広告物の美化・整序による魅力ある沿道景観の形成を図る。
- ・電線類の整序や護岸の修景等により、阪内川から堀坂山などへの眺望の保全に努める。

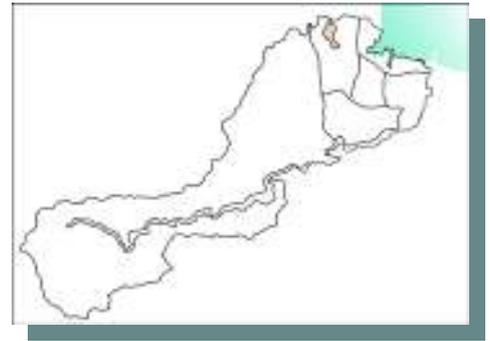
### 3 中川駅周辺市街地地区

#### ● 考え方

近年の土地区画整理事業などにより整備され、新たな賑わいを見せている本地区は、周辺の自然環境との調和に配慮した潤いのある景観の保全・創出を図る。

#### ● 具体化方針

- ・地域の景観を特徴づける寺社等の保全を図る。
- ・嬉野ふるさと会館を中心とする、公共施設の美化・修景を図る。
- ・中川駅周辺に計画的に開発された良好な住宅地の保全を図る。
- ・近鉄沿線に林立する屋外広告物の美化・整序による電車からの魅力的なアプローチ景観の形成に努める。
- ・駅周辺地区における電線類地中化等の推進により、魅力ある沿道景観の形成を図る。



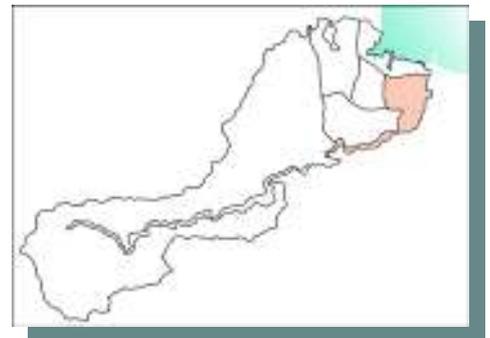
### 4 櫛田川沿い田園地区

#### ● 考え方

豊かな水量と風光明媚な風景を保つ櫛田川沿いにひろがる本地区は、広大な田園地帯と点在する集落等による、のどかな田園景観の保全・創出を図る。

#### ● 具体化方針

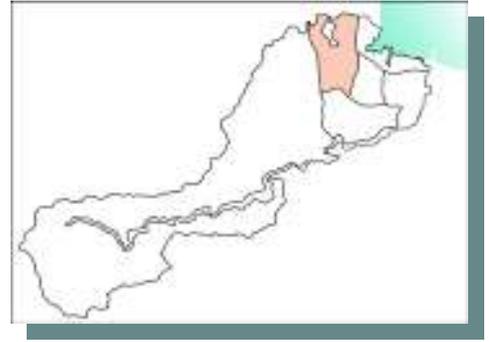
- ・射和・中万のまち並みや地域の景観を特徴づける寺社などの保全を図る。
- ・御麻生菌町等、里山を背景として石積みの擁壁が残る集落景観の保全を図る。
- ・津留の渡し跡や櫛田川の渡し場跡では、歴史性に配慮した景観の形成に努める。
- ・櫛田川の豊かな流れや流域の緑の保全及び自然景観に配慮した親水空間の整備に努める。
- ・朝見・櫛田地区に広がる、まとまりのある田園景観の保全を図る。
- ・櫛田川からの堀坂山、白猪山等への眺望の保全・創出に努める。
- ・屋外広告物禁止地域である国道42号松阪多気バイパス沿いの良好な景観の保全を図る。
- ・周辺の自然景観への配慮した内陸部の工場敷地内施設の色彩誘導、敷地内緑化に努める。



## 5 雲出川沿い田園地区

### ● 考え方

堀坂山山麓部の扇状地から三渡川流域沿いの平地に広がる本地区は、広大な田園地帯と点在する集落等による、のどかな田園景観の保全・創出を図る。



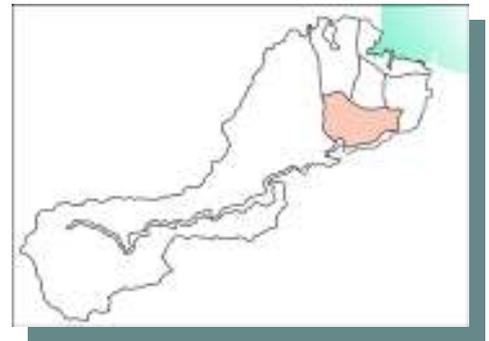
### ● 具体化方針

- ・市場庄や六軒、月本など伊勢街道沿いの歴史的なまち並みや地域の景観を特徴づける寺社、常夜燈、道標等の保全を図る。
- ・平野部に広がるまとまりのある田園景観や点在する遺跡の保全を図る。
- ・雲出川、中村川などの豊かな流れや流域の緑、桜堤の保全などに配慮した親水空間の整備に努める。
- ・ベルファームは、周辺の景観を先導する公共施設としてふさわしい、魅力ある交流拠点として整備・保全を図る。
- ・一志嬉野I.C近くの工場敷地内施設については、周辺の自然環境へ配慮した色彩誘導や敷地内緑化に努める。
- ・松阪I.Cや一志嬉野I.Cから市街地へのアクセス道路沿いについては、屋外広告物の美化・整序により、魅力ある沿道景観の形成に努める。
- ・大規模建築物等の景観誘導により、背景となる山並みや田園景観の眺望の保全に努める。

## 6 丘陵地区

### ● 考え方

松阪南部丘陵、丹生寺丘陵を中心としたなだらかな丘陵地により構成される本地区においては、開発・整備された大規模な住宅団地や工業団地、公園などと丘陵地の緑とが調和した、豊かな景観の保全・創出を図る。



### ● 具体化方針

- ・宝塚古墳や本居宣長奥墓などの歴史文化的景観の保全を図る。
- ・山麓部のなだらかな丘陵地の緑の保全に努める。
- ・宝塚古墳やちとせの森、住宅団地、中部台運動公園等への、街路樹等による緑化や道路の美装化、沿道景観の誘導等により、魅力あるアプローチ景観として整備を図る。
- ・統一化した公共空間や関連施設の景観誘導などによる、魅力ある文教地区の景観創出に努める。
- ・国道42号、国道166号沿いの屋外広告物の美化・整序に努める。
- ・周辺の自然景観に配慮した、松阪中核工業団地における工場敷地内施設の色彩誘導、敷地内緑化に努める。
- ・立野町の里山や中万町の神山における土砂採取場、さらには住宅団地のコンクリート擁壁については緑化等に努める。

## 7 和歌山街道沿い地区

### ● 考え方

和歌山街道と伊勢本街道が通り、かつて宿場として賑わった集落などを歴史的景観として保全するとともに、国道166号沿いにおいては、橿田川と、その背景の山並みなどの豊かな自然景観に配慮した潤いのある景観の創出を図る。



### ● 具体化方針

- ・和歌山街道の宿場でもあった波瀬、七日市、宮前等の歴史的まち並みや常夜燈、道標等の保全を図る。
- ・本郷等、橿田川沿いのわずかな平坦地にみられる、石積みの外構が残る農村集落の景観保全を図る。
- ・香肌峡県立自然公園に指定された橿田川の清流や隆起する岩などの美しい自然の保全を図る。
- ・国道166号沿いは、美しい自然環境に配慮した景観誘導を図る。
- ・大規模建築物等の景観誘導によって背景の室生赤目青山国定公園や香肌峡県立自然公園の美しい山並みの眺望の保全に努める。

## 8 山地地区

### ● 考え方

大半を山地で占める本地区においては、森林や山間部の集落等が共存して形成している緑豊かな景観を保全するように努める。



### ● 具体化方針

- ・飯南町向粥見(相津)、大石等、山間部にみられる山村集落の保全を図る。
- ・与原町、柚原町、嬉野小原町等、石積みの擁壁などが残る集落の保全を図る。
- ・高見山地や台高山脈、紀伊山地の山々の森林景観の保全を図る。
- ・森・蓮地区等におけるブナ等の原生林や貴重な植生の保全に努める。
- ・室生赤目青山国定公園や香肌峡県立自然公園における、溪流、溪谷などの風光明媚な自然環境の保全を図る。
- ・柳瀬新田、大溝新田などの茶畑や深野、大石などの棚田風景の保全を図る。
- ・嬉野管内山麓部に点在するゴルフ場周辺の自然環境の保全に努める。
- ・鉄塔の敷地周辺部の緑化等により、周辺の美しい自然景観への配慮に努める。

## (2) 活動・・・快適な空間とするための『活動』を行うこと

### ① 協働による活動

#### ● 考え方

本市では、地域の景観資源を大切にすることを積極的に展開している市民やまちづくり活動団体とともに、各地区において、地域まちづくり活動に参画し、自らの専門性を活かした支援活動を行っている事業者などが多くみられる。

このような地区では、良好な地域の景観や環境を保全し活用していくため、市民や事業者と行政の協働による活動を推進していく。

#### ● 具体化方針

- ・市民と行政によるデザイン会議(仮称)の設置を検討する。
- ・良好な景観の形成に関する懇談会を開催する。
- ・シンポジウムや講演会の協働企画及び開催を検討する。
- ・景観に関する学習の場や豊かな感性をもった人材の育成に努める。

### ② 市民による活動

#### ア 日常の維持管理活動

#### ● 考え方

松阪市民は、自らが良好な景観づくりの主役であることを自覚し、地域の環境や景観を維持保全するための自主的な市民活動を推進する。

#### ● 具体化方針

- ・河川や海等の美化、草花や樹木の植栽・育成活動の推進に努める。
- ・日常的な清掃活動の継続に努める。
- ・地域や行政が実施する良好な景観形成活動に参加する。
- ・地域の良好な景観形成に貢献する。

#### イ 地域まちづくり活動

#### ● 考え方

自らが生活する地域やまちづくり活動においては、地域の景観の保全や創出という視点にたった活動を取り入れ、推進する。

#### ● 具体化方針

- ・地区の良好な環境を保全するためのルールづくりに努める。
- ・地区の歴史的環境やまち並みの維持保全活動の推進を図る。
- ・商業等活性化活動の継続に努める。
- ・地域特性を活かしたまちづくり活動の推進を図る。
- ・地域の伝統行事や文化活動に参加する。

#### ウ 広域まちづくり活動

#### ● 考え方

本市では、これまで培われてきた環境や風土、歴史伝統を大切に、保全・継承するため、広域的視点にたった活動を推進する。

#### ● 具体化方針

- ・歴史文化的景観資源について理解を深める。

- ・松阪木綿等伝統産業の維持継承に努める。
- ・森林づくりボランティア活動や体験イベントの企画等、地産地消活動の推進に努める。
- ・身近な自然環境について学習する。
- ・その他の文化的活動の推進に努める。

### ③ 事業者による活動

#### ア 日常の活動

##### ● 考え方

事業者は、自らの活動が地域の景観に影響を与えることを認識し、事業活動の中でも、地域の環境や景観を維持保全するよう努める。

##### ● 具体化方針

- ・景観計画及び景観条例をふまえ、良好な景観に配慮した建築物等の意匠に努める。
- ・自然の地形の保全に配慮した開発等を行うよう努める。
- ・周辺の景観に配慮した工事の実施に努める。
- ・日常的な維持管理活動や敷地内の緑化の推進に努める。

#### イ 地域まちづくり活動への参画

##### ● 考え方

事業者は、事業対象となる土地や建物が、まちづくり活動がなされている地区にある場合は、まちづくり活動の趣旨を十分理解し、これに基づいた景観形成活動に自ら参加、または協力する。

##### ● 具体化方針

- ・地区の歴史的環境やまち並みに配慮した施設整備・修景等に努める。
- ・観光や商業等の地域産業活性化に資する施設整備等に努める。
- ・地域特性を活かした、住民と行政によるまちづくり活動へ参加、協力する。

#### ウ 広域まちづくり活動

##### ● 考え方

本市においてこれまで培われてきた環境や風土、歴史伝統を大切にし、保全・継承するため、広域的視点にたった活動に関し、事業者自らの専門性を活かした活動を推進する。

##### ● 具体化方針

- ・企業による文化や芸術、教育、環境、福祉などの社会貢献活動の実施に努める。
- ・市域の遺跡や文化財等の調査・保全に協力する。
- ・森林の保全・再生活動への協力を努める。
- ・地球規模での環境保全活動の研究、技術開発に努める。
- ・地産地消活動の推進に努める。

## ④ 行政による活動

## ア 公共事業や公共施設の整備・維持管理

## ● 考え方

良好な地域の景観を形成するため、「景観とは(松阪市における景観の意義)」を共通の認識とし、庁内各部課の施策に導入する。また、必要に応じて庁内調整の場を確保し、本市として共通する方向を定める。

## ● 具体化方針

- ・景観審議会、デザイン会議(仮称)等による景観マスタープランの進行管理を図る。
- ・公共事業や公共施設の整備に関するガイドラインの作成に努める。
- ・地域の自然的景観や歴史文化的景観に配慮した公共事業や公共施設の整備を図る。
- ・良好な景観の形成に関する三重県や隣接市町との協議体制の整備に努める。

## イ 地域まちづくり活動

## ● 考え方

地域住民が主体的に取り組むまちづくりや景観形成活動について、相談、支援を行う。

## ● 具体化方針

- ・地域の良好な景観づくり活動への支援に努める。

## 【例えば】

- ・殿町地区等における楨垣維持管理補助
- ・景観形成重点地区におけるまち並み修景補助
- ・まち並み保全地区制度の創設
- ・市独自の文化的景観選定制度の創設
- ・景観アドバイザーの派遣支援
- ・地域マネジメント住民協議会の推進
- ・まちづくり交付金制度等の活用

## ウ 広域まちづくり活動

## ● 考え方

環境保全活動、文化的活動、地産地消活動等や、企業の専門性を活かした全市的に意義のある取組を支援するとともに、必要に応じて行政関係部局として主体的に参画する。

## ● 具体化方針

- ・地区市民センターや公民館関連活動支援に努める。
- ・自治会活動との連携を図る。
- ・環境保全活動、文化的活動、地産地消活動への支援に努める。
- ・貴重な歴史文化的景観の保存(文化財指定等)を図る。
- ・良好な景観の形成に関する情報の収集及び情報発信(パンフレット、ホームページへの掲載等)に努める。

(3) 時間・・・活動に対し達成すべき適度な『時間』を定めること

① 短期

市民に対し、景観形成をわかりやすいものにするため、また、本市の景観形成の上で早期に対応すべき重要なものについては、地域住民等と行政が協働により、5年を目途に具体化できる取組の内容を決め、地域住民の合意形成、良好な景観の形成に関するルール作り、景観整備の推進、活動の支援等を行う。

② 中期

短期的な活動への新たな展開や短期的活動を育むなど、現在検討中であるが、近い将来5年を目途に具体化のための検討を行うことが可能なものについては、地域住民と行政が協働により、具体化に向けて、定期的な協議の場づくりなど、有効な景観制度等を運用しながら検討していく。

③ 長期

松阪市の将来の都市像を実現化するため、長い年月を積み重ねて景観形成を実現するものや地区については、地域住民と行政が協働して、景観まちづくりに関する意識啓発活動や情報の発信、景観制度の活用などにより、長期的な視点で景観形成を進めていく。

## 第5章 景観マスタープランの実現化方針

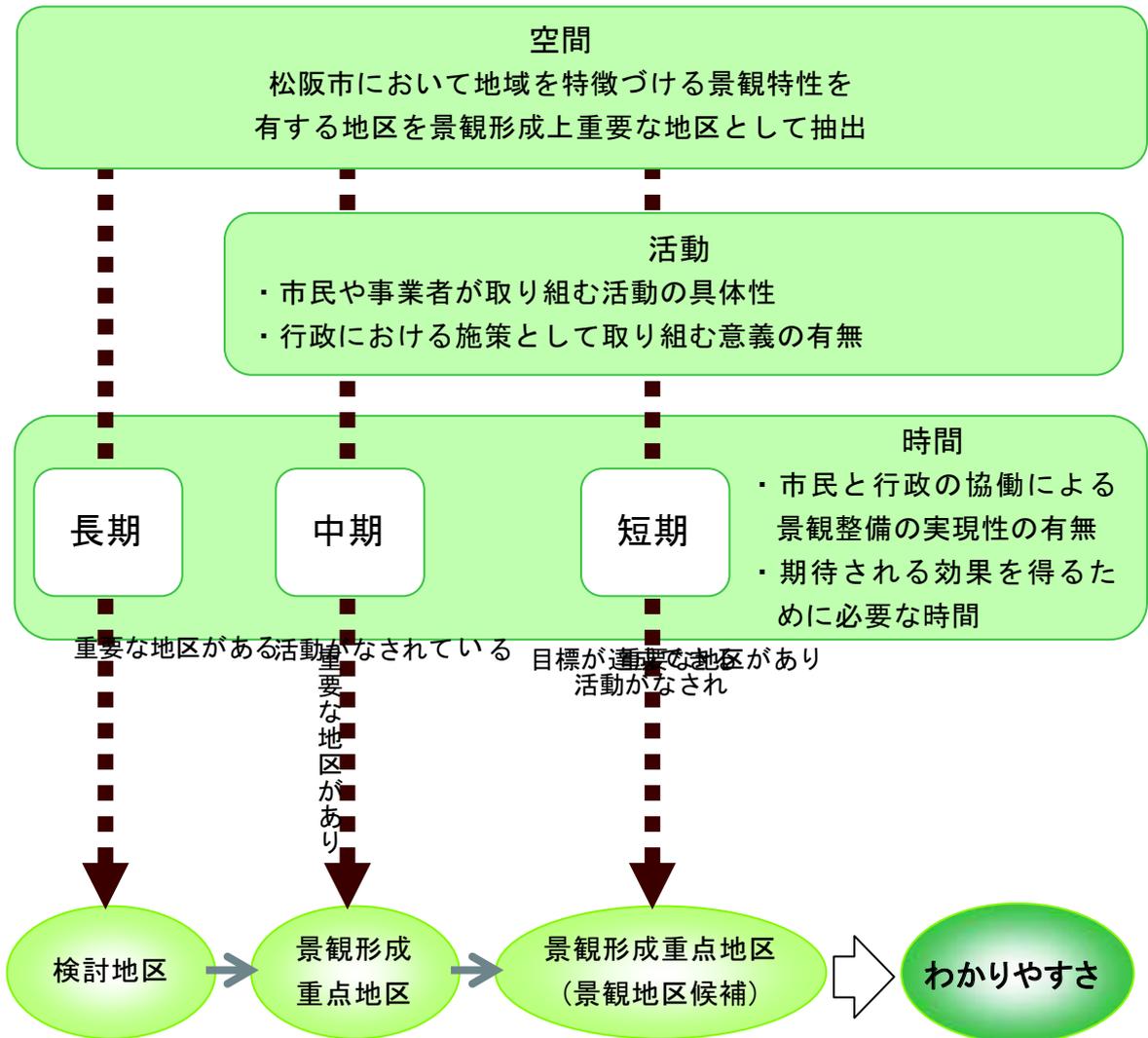
### 1. 実現化方針の考え方

景観マスタープランでは、松阪市における景観形成上重要な地区を具体的に抽出し、景観形成基本方針の『空間』『活動』『時間』の3つの視点から、景観形成の実現化に向けた優先順位を定める。

具体的には、『景観形成重点地区』『検討地区』『一般地区』の3つの段階に区分する。

また、景観形成重点地区に関しては、市民と行政がいっしょに歩む、わかりやすい景観行政を推進するため、将来的な景観法の活用をふまえ、多くの市民が住む、歴史文化的景観や都市的景観の中から、より具体的な効果が期待できる地区6地区を選定し、『景観地区候補』として位置づける。

松阪市における景観形成上重要な地区：83地区		一般地区
景観形成重点地区：18地区	検討地区：65地区	
景観地区候補：(6地区)		



なお、3つの段階区分に関する考え方は、以下のとおりとする。

● 景観形成重点地区(18地区)

・ 景観形成重点地区(景観地区候補)(6地区)：『時間』＝短期

松阪市における景観形成において最も重要な地区であり、景観法に規定される「景観地区」制度を活用し、想定した将来の目標の実現化にむけ、市民や事業者と行政の協働により積極的な景観形成を推進し、概ね5年を目途に効果を得るべき地区。

・ 景観形成重点地区(12地区)：『時間』＝中期

松阪市における景観形成において最も重要な地区であり、想定した将来の目標の実現化にむけ、市民や事業者と行政の協働による景観形成推進の枠組みや効果を得るための手法等を検討する中で、5年を目途に景観地区の指定等具体化にむけ始動していくべき地区。

● 検討地区(65地区)：『時間』＝長期

松阪市における景観形成において必要な地区であり、想定した将来の目標をふまえ、市民や事業者と行政の協働による活動や景観形成推進の効果の検討等、景観形成の具体化の可能性を含めた検討をしていくべき地区。

● 一般地区(3つの類型区分)：『時間』＝長期

景観形成の基本方針における、『空間』の『類型区分』における「自然的景観」「歴史的文化的景観」「都市的景観」の3つの類型区分毎に定めた、詳細区分における基本方針に基づき、長期的な視点で景観形成を進めていくべき地区。

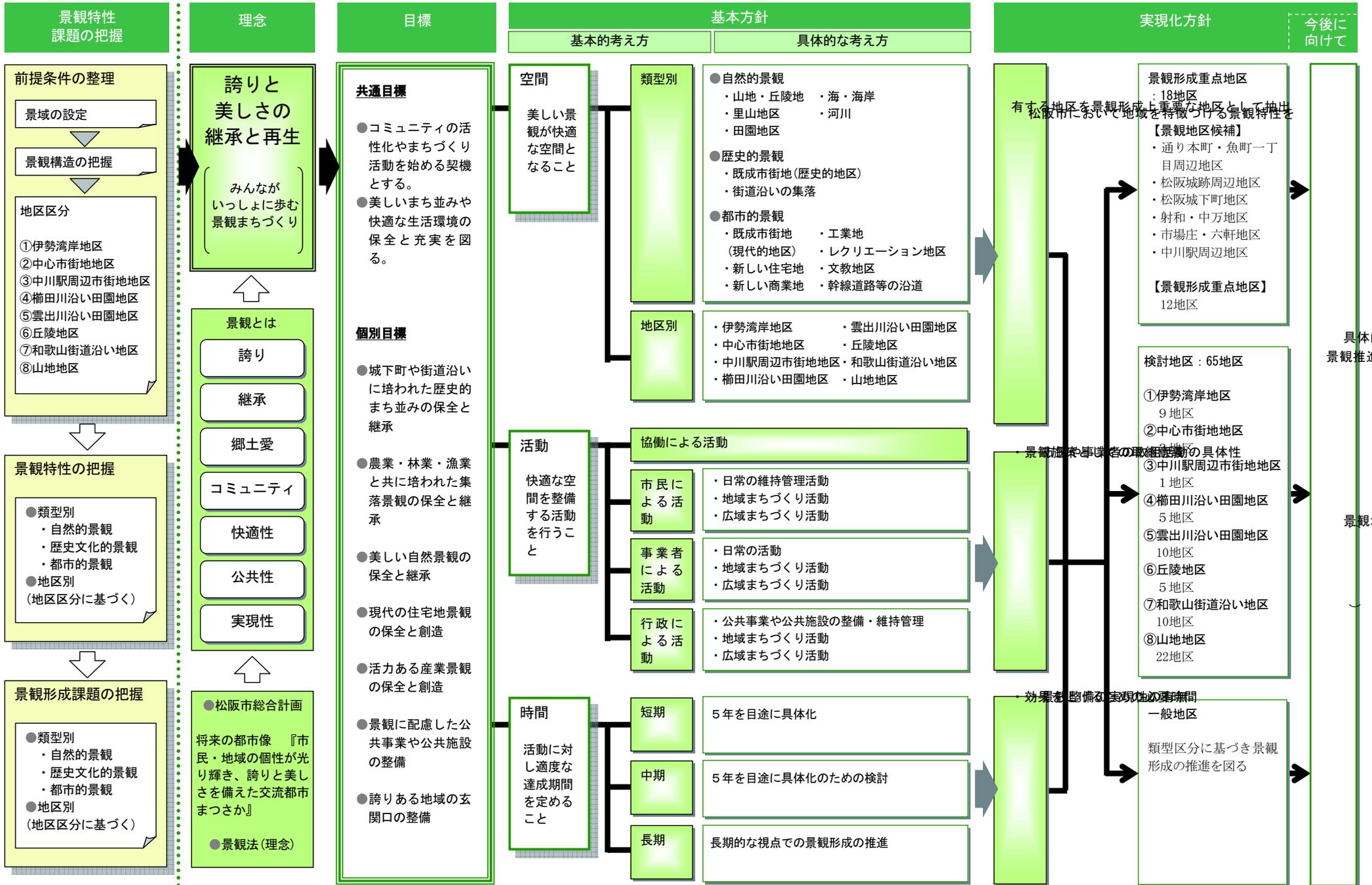
□ 実現化方針の枠組み図(モデル)



- ①伊勢湾沿岸地区
- ②中心市街地地区
- ③中川駅周辺市街地地区
- ④榊田川沿い田園地区
- ⑤雲出川沿い田園地区
- ⑥丘陵地区
- ⑦和歌山街道沿い地区
- ⑧山地地区

地形や土地利用などから区分した8つの地区の景観形成の方針を基本とし類型別の方針に基づき、良好な景観形成を推進する。

□景観マスタープランの計画フロー



2. 景観形成重点地区(18地区)

(1) 景観形成重点地区(景観地区候補)(6地区)

A 通り本町・魚町一丁目周辺地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向



○特性

本地区は、商都松阪の中心地として、また伊勢街道の宿場として栄え、三井、長谷川、小津などの豪商を輩出し、今もその名残をとどめている。また、蒲生氏郷による松阪城築城以来の都市構造である、鍵型道路や、商家・豪商のまち並みが、現在の都市空間と共存し継承されている。

○将来イメージ(景観整備の方向)

歴史的なまち並みの維持保全と地区の歴史性に配慮した公共事業の実施。



○景観形成推進における効果

商都松阪を代表する歴史的まち並みを活かした、伊勢街道におけるおもてなしの場としての活性化等。

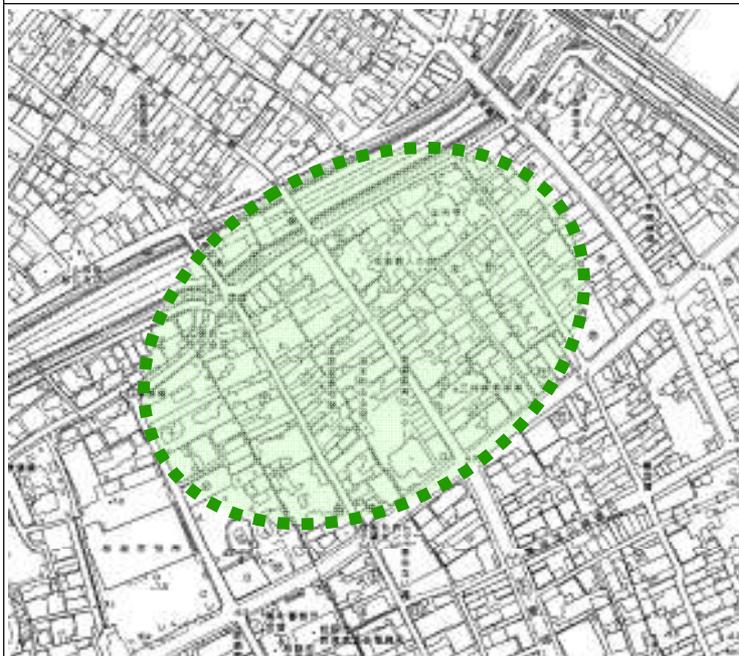
○取り組み施策の内容

将来の地区のイメージを地区住民が共有し、必要な合意を得ながら、有効な制度を活用していく。

- ・ 景観地区
- ・ まち並み保全地区
- ・ 景観協定、まちづくり協定
- ・ 独自の景観形成基準の整備等。

対象区域

まっさか参の会活動区域



○地区内の主な景観資源

【歴史文化的景観資源】

- ・ 長谷川邸と魚町一丁目のまち並み
- ・ 鍵型の道路構造
- ・ 矢下小路のまち並み
- ・ 松阪商人の館
- ・ 三井家発祥の地
- ・ 本居宣長旧宅跡
- ・ まどろの館見庵
- ・ 町の駅寸庵

【自然的景観資源】

- ・ 阪内川

【都市的景観資源】

- ・ 大橋
- ・ お休み処参宮道

B 松阪城跡周辺地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向



○特性

本地区は、城下町松阪の武家屋敷群として、城跡を背景に豊かな槇垣のまち並みが残り、重要文化財である旧松坂御城番長屋(通称：御城番屋敷)は今も子孫が維持管理し、生活が営まれている全国的にも稀な武士の組屋敷である。

また、松阪城の外堀の跡である神道川に沿う一画は、かつて同心町といわれ、今も1戸当たり200坪前後の屋敷割りには往時の姿をとどめ、生垣や植え込みが連続する中に主屋が配された良好な居住環境が維持されている。

○将来イメージ(景観整備の方向)

- ・歴史的な敷地割と槇垣景観の維持保全。
- ・松阪神社、本居宣長ノ宮境内地の社叢の保全。

○景観形成推進における効果

松阪市を代表する武家屋敷群としてのまち並みが残る閑静な住宅地として継承。

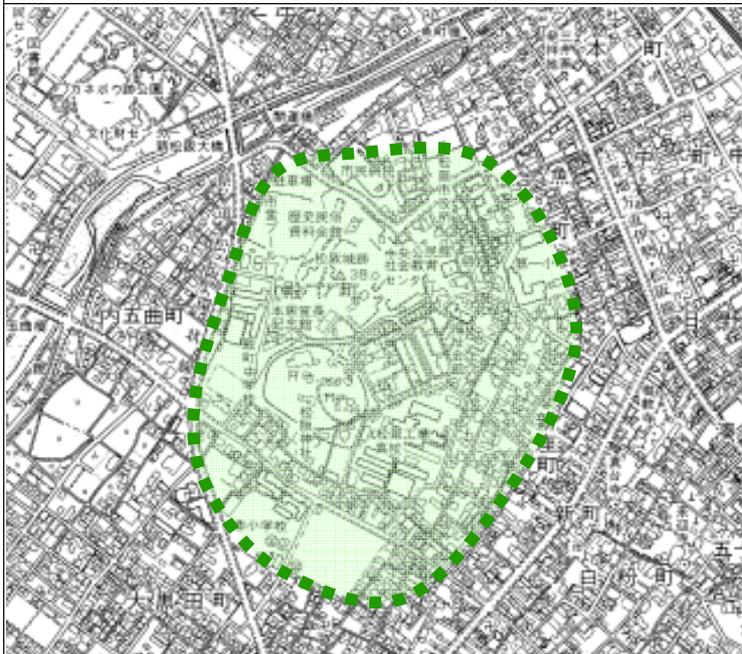
○取り組み施策の内容

地区計画制度に基づく景観まちづくりの推進。

- ・地区計画(済)
- ・まち並み保全地区
- ・独自の景観形成基準の整備等

対象区域

松阪城跡区域、武家屋敷区域



○地区内の主な景観資源

【歴史文化的景観資源】

- ・殿町武家屋敷のまち並み
- ・御城番屋敷
- ・松阪城跡
- ・本居宣長旧宅(鈴屋)
- ・松阪神社
- ・本居宣長ノ宮
- ・松阪市立歴史民俗資料館
- ・旧三重県立工業学校製図室

【自然的景観資源】

- ・四五百森

C 松阪城下町地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向



○特性

松阪駅及び松阪駅周辺の商店街は、近代化の先導地区で高度経済成長期を中心に、賑わいをみせていた。また、県道本町垣鼻線沿いの中心商店街地区は、電線類が地中化され美装化された歩道や街路樹、自主協定に基づき近代化されたまち並みが形成されている。しかし、これらの地区では空き店舗、空き地の増加が進んでいる。

当時の名残を残す旧松阪城下町は、大規模な地域開発がなされていないため、築城の際配置された商人町、職人町や寺院群などに歴史的な都市空間が現在でも継承されている。

○将来イメージ(景観整備の方向)

- ・松阪を代表する松阪駅周辺地区、中心商業地としての土地利用の促進による、本市の玄関口にふさわしい都市景観の形成。
- ・歴史的なまち並みが残る地区においては、歴史的環境の保全と調和のとれたまち並みの形成。

○景観形成推進における効果

松阪を代表する誇りある地区としての確立。

○取り組み施策の内容

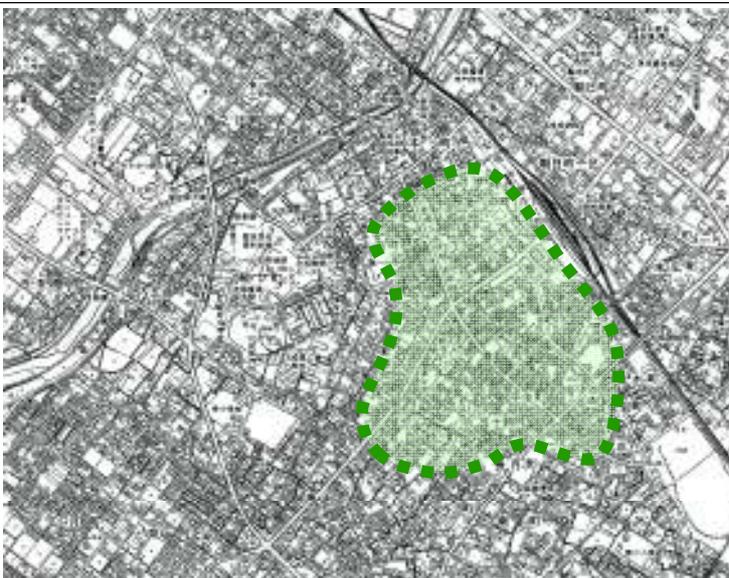
地区全体としての統一感の確保と地区住民や事業者等が参加しやすい制度の活用。

- ・独自の景観形成基準の整備
- ・各地区の特性に応じたまちづくり協定等



対象区域

旧松阪城下町区域(松阪駅周辺地区、中心商店街地区、白粉町周辺地区、職人町地区等)



○地区内の主な景観資源

【歴史文化的景観資源】

- ・職人町、白粉町のまち並み
- ・職人町の寺院群
- ・八雲神社、愛宕山龍泉寺、来迎寺、樹敬寺
- ・小津安二郎青春館

【都市的景観資源】

- ・松阪駅及び駅前広場
- ・中心商店街のまち並み

D 射和・中万地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向



○特性

本地区は、かつては丹生で産出される水銀を原料に白粉を生産して財を蓄えたといわれ、江戸時代には松阪商人に先駆けて江戸に進出し、その気質の先見性などから、富山、竹口、竹川、国分など数々の豪商を輩出している。

地区内には、かつての豪商の面影が残る家並みがみられる。

また、射和祇園祭りなどの伝統行事が継承されるなど、本市の歴史を知るうえで重要な地区の一つとなっている。

○将来イメージ(景観整備の方向)

歴史的なまち並みの維持保全と地区の歴史性に配慮した公共事業の実施。

○景観形成推進における効果

松阪市を代表する豪商の家並みが連なる、文化の薫り豊かな住宅地として継承。

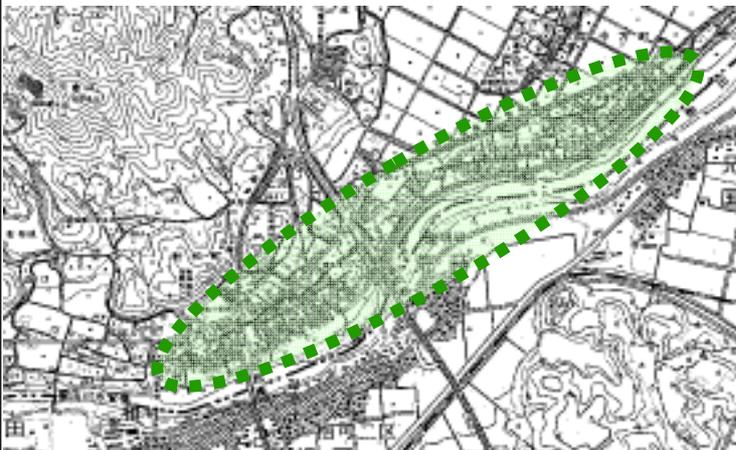
○取り組み施策の内容

将来の地区のイメージを地区住民が共有し、必要な合意を得ながら、有効な制度の活用。

- ・景観地区
- ・まち並み保全地区
- ・景観協定、まちづくり協定
- ・独自の景観形成基準の整備等

対象区域

榎田川沿いの射和・中万町



○地区内の主な景観資源

【歴史文化的景観資源】

- ・射和・中万のまち並み
- ・富山、竹口、竹川、国分などの豪商家の家並み
- ・延命寺、伊馥寺、本宗寺、蓮生寺、聖徳寺
- ・伊佐和神社
- ・射和文庫、ちくま文庫

【自然的景観資源】

- ・榎田川

【都市的景観資源】

- ・両郡橋

E 市場庄・六軒地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向



○特性

本地区を通る伊勢街道は蒲生氏郷が海寄りの古道を六軒茶屋あたりからつけ替え導入したものである。そこはまた初瀬街道への曲がり角でもあり、当時の六軒は両街道からの参詣者で賑わい、それに続く市場庄は妻入りの特徴的なまち並みが連たんしている。

○将来イメージ(景観整備の方向)

歴史的なまち並みの維持保全と地区の歴史性に配慮した公共事業の実施。

○景観形成推進における効果

伊勢街道及び初瀬街道が合流する宿場として栄えた松阪市の歴史を知る上で重要な地区であり、歴史的まち並みとしての継承。

○取り組み施策の内容

将来の地区のイメージを地区住民が共有し、必要な合意を得ながら、有効な制度の活用。

- ・ 景観地区
- ・ まち並み保全地区
- ・ 景観協定、まちづくり協定
- ・ 独自の景観形成基準の整備等

対象区域

格子戸の会活動区域



○地区内の主な景観資源

【歴史文化的景観資源】

- ・ 妻入りのまち並み
- ・ いちのや
- ・ 神楽寺

【自然的景観資源】

- ・ 背景の田園景観

F 中川駅周辺地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向



○特性

本地区は、土地区画整理事業により整備され、地区計画制度による計画的な地区の整備により質の高い都市空間が形成されており、中川駅を中心として新たな賑わいをみせている。

○将来イメージ(景観整備の方向)

松阪の北の玄関口の一つとして、ゆとりと潤いと賑わいのある公共空間やまち並みの整備。

○景観形成推進における効果

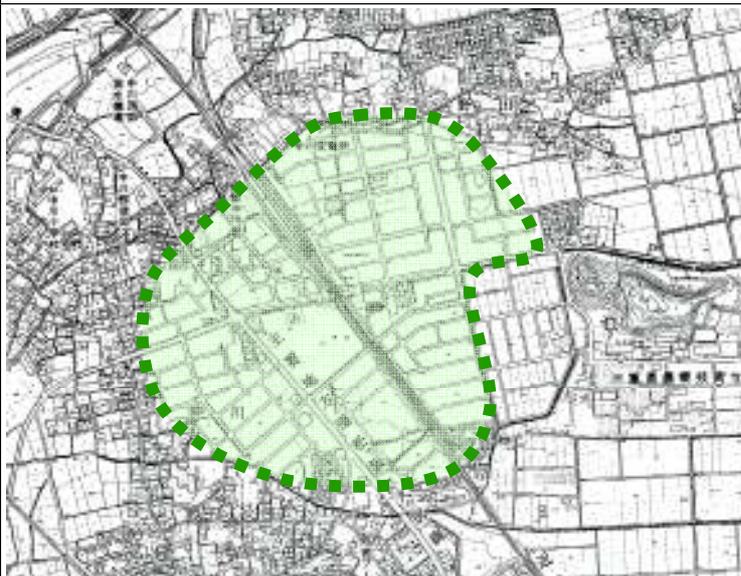
- ・松阪の玄関口の一つとして、ゆとりと潤いのある公共事業の実施。
- ・名古屋方面、大阪方面、伊勢志摩方面の鉄道の結節点として発展。

○取り組み施策の内容

- 地区計画制度に基づく景観まちづくりの推進。
- ・地区計画(済)
  - ・独自の景観形成基準の整備等

対象区域

土地区画整理事業区域

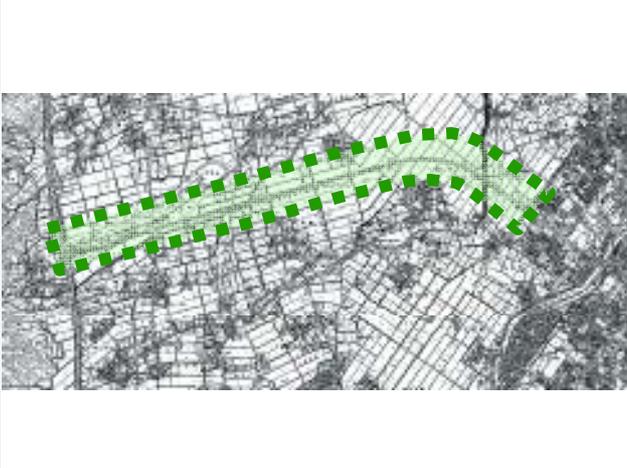


○地区内の主な景観資源

【都市的景観資源】

- ・中川駅及び駅前広場
- ・地区計画に基づく新しい住宅地や商業地
- ・美装化された道路

G 松阪I.Cからのアクセス道沿い地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向	対象区域
	
<p>○将来イメージ(景観整備の方向)</p> <p>周辺の自然環境や背景となる山並みとの調和に配慮した潤いある沿道景観の形成                      周辺の景観に配慮した建築物等のデザイン誘導、屋外広告物の美化・整序</p>	
<p>○景観形成推進における効果</p> <p>広域的な玄関口(松阪I.C)としてふさわしい、アクセス道路としての確立</p>	

H 阪内川河川環境軸

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向	対象区域
	
<p>○将来イメージ(景観整備の方向)</p> <p>親水性のある護岸の維持保全・整備                      阪内川における自然環境の維持保全と、護岸や橋梁などから堀坂山への眺望の保全</p>	
<p>○景観形成推進における効果</p> <p>多くの市民や観光客の憩いの場としての確立及び堀坂山への眺望に対する市民意識の向上</p>	

I 櫛田川河口(干潟・吹井の浦)地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向	対象区域
	
<p>○将来イメージ(景観整備の方向) 干潟及び野鳥飛来地に適した環境の維持保全と砂浜や海苔ひび風景の保全</p>	
<p>○景観形成推進における効果 砂浜や干潟、自然植生、海苔ひび風景は地域共通の資産としての位置づけ、季節に応じた観光地(夏：海水浴／冬：野鳥観察など)として再生</p>	

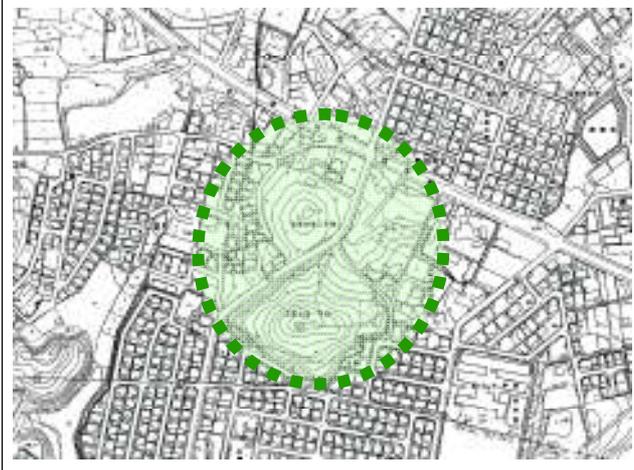
J ベルファーム周辺地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向	対象区域
	
<p>○将来イメージ(景観整備の方向) 潤いのある公共空間の維持保全と、地区の景観に配慮した公共事業の先導による、アクセス道路沿いの良好な景観の誘導</p>	
<p>○景観形成推進における効果 多くの市民や観光客が集まる体験交流型レクリエーション拠点としての確立</p>	

K ミツ池公園(森と池のある里公園)地区

<p>地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向</p>	<p>対象区域</p>
	
<p>○将来イメージ(景観整備の方向) 溜池を活かした公園環境の維持保全と背景にある樹林地の保全</p>	
<p>○景観形成推進における効果 地域住民のコミュニティの再生及び活性化のための交流拠点として確立</p>	

L 宝塚古墳公園地区

<p>地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向</p>	<p>対象区域</p>
	
<p>○将来イメージ(景観整備の方向) 潤いのある公共空間の維持管理及び古墳や周辺の自然環境の維持保全と、歴史的環境に配慮した風致公園としての施設整備</p>	
<p>○景観形成推進における効果 松阪を代表する歴史公園としての確立</p>	

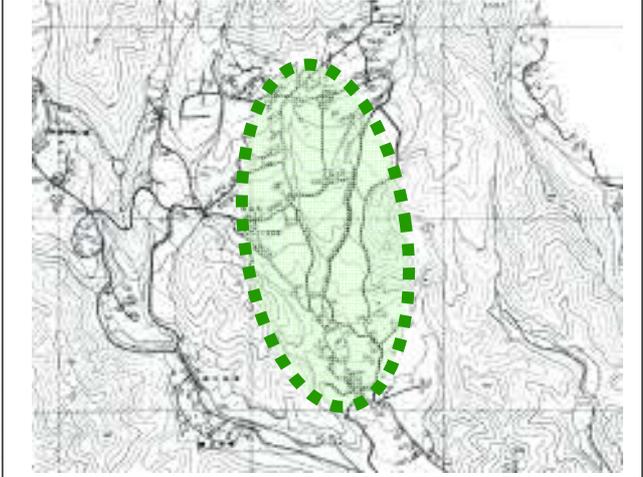
M 中部台運動公園周辺地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向	対象区域
	
<p>○将来イメージ(景観整備の方向) 潤いのある公共空間の維持管理及び周辺の丘陵地の自然や立野古墳群などの維持保全</p>	
<p>○景観形成推進における効果 多くの市民等が集まる健康増進、レクリエーション拠点としての確立</p>	

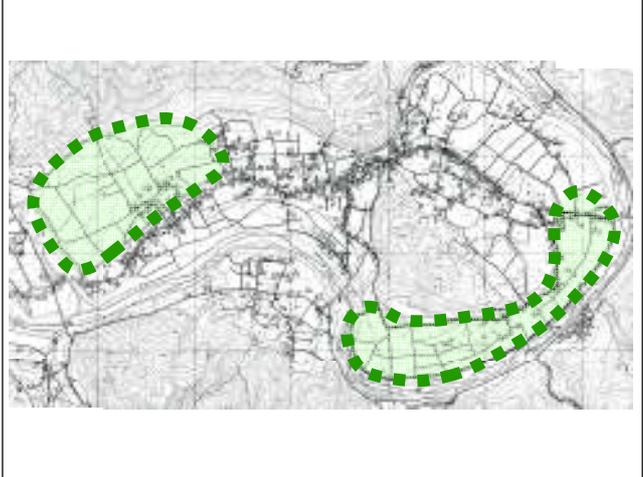
N 波瀬周辺地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向	対象区域
	
<p>○将来イメージ(景観整備の方向) 和歌山街道の宿場及び自然環境を活かしたレクリエーション拠点との一体的な環境の維持保全と活用</p>	
<p>○景観形成推進における効果 松阪の歴史を知る上で重要な地区として、また、多くの市民や観光客が集まるレクリエーション拠点として確立</p>	

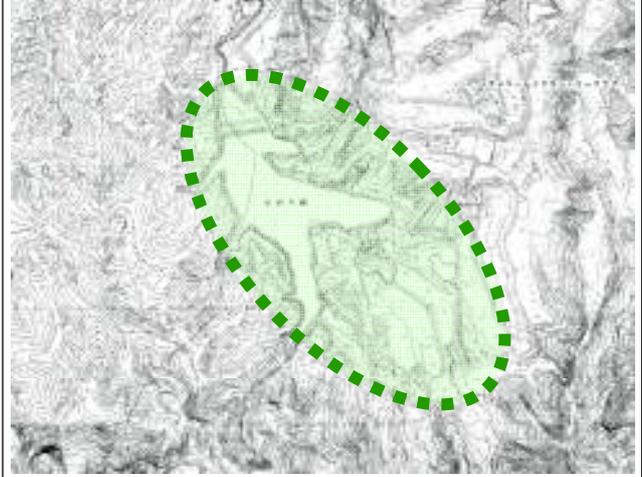
○ 深野棚田地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向	対象区域
	
<p>○将来イメージ(景観整備の方向) 石積みのまとまりある棚田風景の維持保全</p>	
<p>○景観形成推進における効果 良好な風景としての保全と適切な維持・管理を促す契機づくり 農地の保全及び担い手の育成</p>	

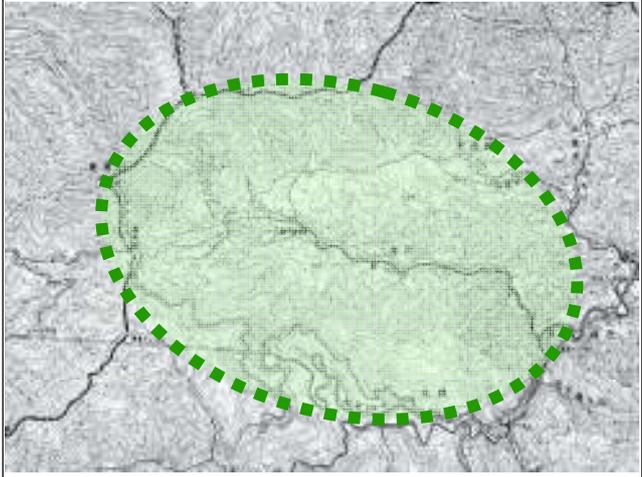
P 柳瀬新田・大溝新田地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向	対象区域
	
<p>○将来イメージ(景観整備の方向) 櫛田川沿いに広がるまとまりのある茶畑の維持保全</p>	
<p>○景観形成推進における効果 良好な風景としての保全と適切な維持・管理を促す契機づくり 茶生産振興及び農地の保全、担い手の育成</p>	

Q なめり湖周辺地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向	対象区域
	
<p>○将来イメージ(景観整備の方向) 桜並木や遊歩道を含む自然環境の維持保全</p>	
<p>○景観形成推進における効果 多くの市民等が集まる健康増進、レクリエーション拠点としての確立</p>	

R 高見山周辺地区

地区の現況及び将来の景観形成に向けた取り組み方向	対象区域
	
<p>○将来イメージ(景観整備の方向)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林景観や登山道周辺の自然環境(樹氷・植生・木棍の三滝等)の維持保全</li> <li>・西の玄関口としてふさわしい景観形成</li> </ul>	
<p>○景観形成推進における効果 良好な景観としての保全と本市の西の玄関口としての確立</p>	

□伊勢湾沿岸地区

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
<p>1 五主海岸地区</p> 	<p>干潟及び野鳥飛来地に適した環境の維持保全と砂浜、海苔ひび風景の保全</p>	<p>多くの市民に親しまれる海辺の再生及び事業者の景観に対する意識の向上</p>
<p>2 雲出川河口地区</p> 	<p>干潟及び野鳥飛来地に適した環境の維持保全</p>	<p>良好な景観としての保全及び自然環境に対する市民意識の向上</p>
<p>3 碧川河口地区</p> 	<p>ハマボウの自生地、野鳥飛来地など豊かな自然環境の維持保全</p>	<p>良好な景観としての保全及び自然環境に対する市民意識の向上</p>
<p>4 三渡川河口地区</p> 	<p>干潟及び野鳥飛来地に適した環境の維持保全</p>	<p>良好な景観としての保全及び自然環境に対する市民意識の向上</p>

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
<p>5 曾原・笠松地区</p> 	<p>香良洲道沿いの歴史性に配慮したまち並みの保全と潤いある居住環境の整備</p>	<p>歴史的環境と共存した良好な地域コミュニティの残る生活環境としての継承</p>
<p>6 伊勢低地の田園地帯 (鶺・天白・東黒部・西黒部地区)</p> 	<p>伊勢低地部を代表するまとまりのある広大な田園景観の保全</p>	<p>良好な景観としての保全と適切な維持・管理を促す一つの契機づくりや担い手の育成</p>
<p>7 松ヶ島城跡周辺地区</p> 	<p>かつての伊勢街道や城下町地区としての歴史性に配慮したまち並みの保全と潤いある居住環境の整備</p>	<p>歴史的環境と共存した良好な地域コミュニティの残る生活環境としての継承と、松阪市の歴史を知る上で重要な地区としての確立</p>
<p>8 高須町公園周辺地区 (高須浜公園周辺地区含)</p> 	<p>潤いのある公共空間の維持保全と地区の景観に配慮した公共事業の先導による地区デザインの誘導</p>	<p>多くの市民や観光客が集まるレクリエーション拠点としての確立及び事業者の景観に対する意識の向上</p>
<p>9 高須町地区</p> 	<p>榎垣景観の維持保全</p>	<p>良好な地域コミュニティの残る潤いある生活環境として継承</p>

□中心市街地地区

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
<p>10 西町・川井町・船江町地区</p> 	<p>伊勢街道沿いの歴史性に配慮したまち並みの保全と潤いある居住環境の整備</p>	<p>歴史的環境と共存した良好な地域コミュニティの残る生活環境としての継承</p>
<p>11 カネボウ跡公園(鈴の森公園)周辺地区</p> 	<p>潤いのある公共空間の維持保全と地区の景観に配慮した公共事業の先導によるデザインの誘導</p>	<p>多くの市民等が集まる文教・交流拠点としての確立及び事業者の景観に対する意識の向上</p>
<p>12 大黒田町地区</p> 	<p>松阪城下の和歌山街道沿いのまち並みの保全と潤いある居住環境の整備</p>	<p>歴史的環境と共存した良好な地域コミュニティの残る生活環境としての継承</p>

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
<p>13 嬉野ふるさと会館周辺地区</p> 	<p>潤いのある公共空間の維持保全とシビックゾーンとしてふさわしい公共事業の先導によるデザインの誘導</p>	<p>多くの市民等が集まる市民交流拠点としての確立及び事業者の景観に対する意識の向上</p>

□ 橿田川沿い田園地区

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
<p>14 朝見・櫛田の田園地帯</p> 	<p>橿田川沿いに広がるまとまりのある田園景観の保全</p>	<p>良好な景観としての保全と適切な維持・管理を促す一つの契機づくりや担い手の育成</p>
<p>15 上機殿・下機殿神社地区</p> 	<p>広大な田園地帯において地域のシンボルとなっている神社の杜の維持保全</p>	<p>松阪市の歴史を知る上で重要な地区として確立及び良好な景観としての保全</p>
<p>16 上川町・豊原町地区</p> 	<p>伊勢街道沿いの宿場としての歴史性に配慮したまち並みの保全と潤いある居住環境の整備</p>	<p>良好な地域コミュニティが残る生活環境として継承</p>
<p>17 橿田川河川環境軸</p> 	<p>橿田川沿いの緑の維持保全と護岸や橋梁などからの眺望の保全</p>	<p>水と緑のネットワークの確立及び川への親しみを通じた市民コミュニティの形成</p>
<p>18 津留の渡し跡地区</p> 	<p>津留の渡し跡地の再生と歴史性に配慮した橿田川護岸周辺の環境整備</p>	<p>伊勢本街道の歴史を知る上で重要な地区として確立</p>

□雲出川沿い田園地区

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
<p>19 雲出川河川環境軸</p> 	<p>雲出川沿いの緑の維持保全と護岸や橋梁などからの眺望の保全</p>	<p>水と緑のネットワークの確立及び川への親しみを通じた市民コミュニティの形成</p>
<p>20 甚目・小野江地区</p> 	<p>七夕まつりなどの民俗文化が継承されている地区の歴史的環境の保全と潤いある居住環境の整備</p>	<p>歴史的環境と共存した良好な地域コミュニティの残る生活環境としての継承</p>
<p>21 伊勢街道沿い地区 (月本追分周辺地区や松浦武四郎生家周辺)</p> 	<p>伊勢街道沿いの追分などの歴史性に配慮したまち並みの保全と潤いある居住環境の整備</p>	<p>歴史的環境と共存した良好な地域コミュニティの残る生活環境としての継承</p>
<p>22 中村川の桜づつみ地区</p> 	<p>中村川の桜づつみの維持保全と護岸からの眺望の保全</p>	<p>水と緑のネットワークの確立及び川への親しみを通じた市民コミュニティの形成</p>
<p>23 伊勢平野低地地区</p> 	<p>田園地帯に点在する古墳の保全</p>	<p>良好な景観やハイキングコース等としての保全・活用</p>

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
<p>24 米ノ庄地区の田園地帯</p> 	<p>三渡川沿いに広がるまとまりのある田園景観の保全</p>	<p>良好な景観としての保全と適切な維持・管理を促す一つの契機づくりや担い手の育成</p>
<p>25 阿坂・伊勢寺の田園地帯</p> 	<p>堀坂山などの山麓部に広がるまとまりのある田園景観の保全</p>	<p>良好な景観としての保全と適切な維持・管理を促す一つの契機づくりや担い手の育成</p>
<p>26 阿射加神社周辺地区</p> 	<p>伊勢平野丘陵部の本来の原始植生をうかがいしることのできる社叢の維持保全</p>	<p>松阪市の伊勢平野丘陵部の植生を知る上で重要な地区として確立及び良好な景観としての保全</p>
<p>27 泉の森地区</p> 	<p>広大な田園地帯において地域のシンボルとなっている森の維持保全</p>	<p>良好な景観やハイキングコース等としての保全・活用</p>
<p>28 伊勢寺集落地区</p> 	<p>歴史的な寺院が残る地区の歴史性に配慮したまち並みの保全と潤いある居住環境の整備</p>	<p>良好な地域コミュニティが残る生活環境として継承</p>

丘陵地区

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
<p>29 緑豊かな住宅団地 (中部平成台団地、虹が丘団地等)</p> 	<p>丘陵地の緑と共存した緑豊かな住宅団地の維持保全・整備</p>	<p>松阪市における緑豊かな住宅地としての確立</p>
<p>30 ウッドピア松阪地区</p> 	<p>地区内の緑の維持保全と地産地消に配慮した環境にやさしい木材団地の形成</p>	<p>森林環境の保全と多くの市民や来訪者が集まる松阪市の林業に関する情報発信拠点としての確立</p>
<p>31 神山一乗寺周辺地区</p> 	<p>中世の城館跡が残る歴史的環境や丘陵地における緑の維持保全</p>	<p>松阪の歴史を知る上で重要な地区として確立及び良好な景観としての保全</p>
<p>32 ちとせの森地区</p> 	<p>自然や潤いのある公共空間の維持管理や本居宣長奥墓としての歴史的環境の維持保全</p>	<p>本居宣長奥墓に関する情報発信と多くの市民や観光客が集まる親しみのもてる地区としての確立</p>
<p>33 大河内城跡地区</p> 	<p>中世の城館跡が残る歴史的環境や丘陵地における緑の維持保全</p>	<p>松阪の歴史を知る上で重要な地区として確立</p>

□和歌山街道沿い地区

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
<p>34 横野・彌見地区</p> 	<p>700年来の伝統的行事の維持継承と街道文化の掘り起こし及び再生</p>	<p>松阪の歴史を知る上で重要な地区として確立</p>
<p>35 道の駅「茶倉駅」周辺地区</p> 	<p>香肌峡の地形的特性を活かしたレクリエーション地区として維持・活用</p>	<p>多くの市民や観光客が集まるレクリエーション拠点としての確立及び事業者の景観に対する意識の向上</p>
<p>36 本郷地区</p> 	<p>400年以上の伝統をもつ季節行事の維持継承と潤いある居住環境の整備</p>	<p>良好な地域コミュニティや生活環境の維持保全</p>
<p>37 飯南高校アプローチ道路</p> 	<p>地域のランドマークとしての杉並木やサクラ、サザンカなどの花木の維持保全</p>	<p>良好な景観としての保全及び新たな観光名所としての位置づけ</p>
<p>38 宮前周辺地区</p> 	<p>和歌山街道沿いの宿場のたたずまいの維持保全・再生と良好な居住環境の整備</p>	<p>松阪の歴史を知る上で重要な地区として確立</p>

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
39 道の駅「飯高駅」周辺地区 	地域製品の販売や余暇施設としての維持・活用	多くの市民や観光客が集まる余暇・観光拠点としての確立及び事業者の景観に対する意識の向上 地域特産品生産振興
40 水屋神社周辺地区 	礫石伝説などが残る地区や水屋神社の保全	良好な景観としての保全及び新たな観光名所としての位置づけ
41 和歌山街道沿い地区 (道標や常夜燈が残る街道) 	和歌山街道沿いに点在する文化財や寺社、常夜燈などの歴史的環境の維持保全	松阪の歴史を知る上で重要な地区として確立及び良好な地域コミュニティの継承
42 櫛田川沿い地区 	香肌峡などの自然環境の維持保全	良好な景観としての保全
43 七日市周辺地区 	和歌山街道沿いの宿場の面影の維持保全・再生と良好な居住環境の整備	松阪の歴史を知る上で重要な地区として確立
44 大石不動院周辺地区 	和歌山街道沿いの宿場としての歴史的環境の維持保全と香肌峡への眺望点としての整備	良好な景観としての保全と観光散策拠点としての再生

□山地地区

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
<p>45 中村川沿い山間地区</p> 	<p>南北に細長い谷状の自然景観や里山景観の維持保全</p>	<p>良好な景観としての保全と良好な地域コミュニティや生活環境の維持保全</p>
<p>46 嬉野宇気郷地区 (肥前滝、不動滝、髯山他)</p> 	<p>肥前滝、不動滝、髯山などの美しい自然景観の保全</p>	<p>多くの市民に親しまれる景勝地の保全及び自然環境に対する市民意識の向上</p>
<p>47 阿坂城跡(白米城跡) ～白猪山に連なる山並み地区</p> 	<p>自然環境に配慮した登山道の維持保全と山並みへの眺望の保全</p>	<p>国指定史跡阿坂城跡の保全整備とハイキングコースとしての確立</p>
<p>48 瑞巖寺周辺地区</p> 	<p>瑞巖寺庭園及び周辺の自然環境や古墳群等の維持保全</p>	<p>良好な景観としての保全と観光散策拠点としての再生</p>
<p>49 松阪森林公園周辺地区</p> 	<p>周辺の自然環境や古墳群等の保全及び間伐材の活用による自然環境に配慮した施設の維持保全・整備</p>	<p>森林環境の保全と多くの市民や観光客が集まるレクリエーション拠点としての確立</p>

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
50 堀坂山周辺地区 	自然環境に配慮した登山道の維持保全	多くの登山客が集まる人気コースとして確立
51 伊勢山上・飯福田寺周辺地区 	役行者が開いたといわれる修行場の岩山やふもとの寺を含めた環境の整備保全	良好な景観としての保全と観光散策拠点としての整備
52 うきさとむら周辺地区 	周辺の里山景観の保全と自然環境に配慮した、環境にやさしい施設整備	良好な地域コミュニティや生活環境の維持保全と松阪の新たな観光地として整備
53 蘭宇気白神社周辺地区 	巨大なモミヤスギを取り囲む神社の杜の維持保全	良好な景観としての保全と観光散策拠点としての位置づけ
54 下茅原茶畑地帯 	まとまりのある茶畑の保全	良好な景観としての保全と適切な維持・管理を促す一つの契機づくりや担い手の育成
55 大石町谷の棚田地区 	棚田の石積み景観の維持保全	良好な景観としての保全と適切な維持・管理を促す一つの契機づくりや担い手の育成及び良好な地域コミュニティの継承

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
<p>56 局ヶ岳周辺地区</p> 	<p>局ヶ岳の神社や登山道のサクラ、モミジ等の自然環境の維持保全</p>	<p>地区の自然環境を活かしたハイキングコースやサクラの名所としての確立</p>
<p>57 飯南町向粥見の相津地区</p> 	<p>中山間地における集落環境の維持保全と潤いある居住環境の整備</p>	<p>良好な地域コミュニティや生活環境の維持保全</p>
<p>58 つつじの里・荒滝周辺地区</p> 	<p>中央構造線がみられる豊かな自然環境を活かしたレクリエーション地区として維持・活用</p>	<p>多くの市民や観光客が集まるレクリエーション拠点としての確立</p>
<p>59 ホテルスメール周辺地区</p> 	<p>温泉と自然環境を活かしたレクリエーション拠点としての維持・活用</p>	<p>多くの市民や観光客が集まるレクリエーション拠点としての確立及び事業者の景観に対する意識の向上</p>
<p>60 奥香肌湖・蓮ダム周辺地区</p> 	<p>緑豊かなダム景観や起伏に富んだ山々などの自然の維持保全</p>	<p>良好な景観としての保全と観光散策拠点としての再生と多くの市民等が集まるレクリエーション拠点として確立</p>

地区名	将来イメージ	景観形成推進における効果
<p>61 月出の里周辺地区</p> 	<p>中央構造線がみられる豊かな自然環境の維持保全</p>	<p>良好な景観としての保全と観光散策拠点としての位置づけ</p>
<p>62 泰運寺周辺地区</p> 	<p>泰運寺や周辺の自然環境の保全</p>	<p>良好な景観としての保全と観光散策拠点としての位置づけ</p>
<p>63 森・波瀬地区</p> 	<p>スギ・ヒノキ人工林の適正管理と風景としての保全</p>	<p>良好な景観としての保全と適切な維持・管理を促す一つの契機づくりや担い手の育成 林業の振興及び森林の公益的機能の向上（木材生産等）</p>
<p>64 森・蓮等自然環境地区</p> 	<p>ブナの原生林をはじめ、滝や溪谷など豊かな自然環境の維持保全</p>	<p>良好な景観としての保全 森林の公益的機能の維持（水源かん養、国土保全等）</p>
<p>65 富士見ヶ原地区</p> 	<p>原生ツツジの丘や森林体験エリアなどの豊かな自然環境がみられる富士見ヶ原地区</p>	<p>良好な景観としての保全と観光散策拠点としての位置づけ</p>

#### 4. 一般地区(類型区分)

松阪市において景観形成上重要な地区(83地区)として抽出されなかった地区は、各地区に存在する景観資源を維持保全し継承しながら、地区の類型に基づく特性を踏まえ、長期的な視点で景観形成を図っていくことが重要となる。

このような地区は本市で多くみられるため、これらの地区における景観形成の方針に関しては、基本方針における、『空間』の『類型別方針』に定めた類型区分(28頁～34頁参照)に基づくものとする。

第6章 今後に向けて：松阪市景観推進事業スケジュール

本市における景観形成推進事業に関して、5年を目途に今後のスケジュールを以下の表に示す。

	計画策定・条例づくり		計画の運用開始・市民啓発		事業推進	
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度～	
<b>主な流れ</b> 活動組織など (参考)三重県の流れ	◆景観マスタープランの策定 ◆景観条例の枠組みの検討	◆景観計画(景観法第8条)の策定 公聴会・パブコメの実施(法第9条) ◆景観条例案の策定	体制の整備 ◆景観行政窓口の開設と運営 ◆景観計画・景観条例の運用	◆景観計画区域における景観行政の推進		
	◆景観マスタープラン策定委員会の運営 ◆庁内検討委員会の運営	◆(仮称)松阪市景観計画策定委員会の運営 ◆庁内検討委員会の運営		◆(仮称)景観審議会・(仮称)デザイン会議等の運営 ◆(仮称)庁内連絡会議の運営		
	◆三重県景観計画の策定	◆三重県景観条例の検討 ◆三重県景観計画告示 ◆景観条例公布	◆三重県景観計画の運用開始			
<b>景観マスタープラン</b> <b>景観計画</b> <b>景観推進事業に関する事項</b>	◆景観マスタープランの策定 ◆景観計画の枠組みの検討 ・景観計画区域 ・良好な景観の形成に関する方針 ・景観条例の枠組みの検討等	◆景観マスタープランの公表 ◆景観計画の策定及び公表 ○必須項目の検討 ・景観計画区域 ・良好な景観の形成に関する方針 ・行為の制限に関する事項等 ○選択項目の検討 ・屋外広告物に関する行為の制限 ・景観重要公共施設の整備に関する事項 ・景観農業振興地域整備計画や自然公園法に関する検討	◆景観マスタープランの進行管理 ・届出制度の始動 ・景観地区の指定 ・景観重要建築物・景観重要樹木の指定等			・重点地区における景観推進事業の継続実施 ・大規模建築物等の届出制度運用 ・屋外広告物の規制誘導 ・その他独自の施策の検討 【例】 ・まち並み保全区域等の指定 →景観形成に貢献する施設・個人・団体への表彰制度 →景観形成団体活動の促進 ・景観アドバイザーの設置 など
	景観地区候補	松阪市における景観形成上重要な地区の抽出	景観形成重点地区(景観地区)の位置づけ (懇談会の開催等)	地区景観ガイドラインの作成 助成制度検討	景観まちづくり事業への展開 補助要綱等の整備	
	景観形成重点地区		景観形成重点地区の位置づけ	景観形成推進の枠組みの検討 ※松阪I.C.からのアクセス道沿い地区の優先的検討	景観行政始動にむけた準備 景観地区の位置づけ	
	検討地区		想定した将来目標をふまえ、市民や事業者と行政の協働による活動や景観形成推進の効果の検討等、景観形成の具体化の可能性を含めた検討			
	一般地区		基本方針に基づき、長期的な視点で景観形成を進めていく			
	推進計画	◆松阪市独自の景観形成推進 ・アクションプラン(推進計画)の作成	反映 アクションプランの確立(策定)及びアクションプログラムの実施 必要に応じた事業計画の作成	アクションプランの実施		

□ 資 料 編

## 1. 地区別景観特性

地区別の景観特性は、次の地区区分に基づき、次頁以降に記述のとおりである。

□松阪市の景域	景観構造	地区区分
<p>松阪市では、北東部に伊勢平野が広がり、伊勢湾に面し、北側は雲出川が流れ、北西部から西部及び南部にかけては矢頭山・髷山・高須ノ峰・局ヶ岳・三峰山・高見山・国見山・赤倉山・白倉山・迷岳・三条山・烏岳と連なる標高600m～1400mの山々が立ち上がり、南東部は橿田川や祓川が流れるなど、これらの海岸線や河川、稜線が景域となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橿田川、雲出川、三渡川下流部に伊勢平野が広がり、伊勢湾までに至る平坦部に、まとまりのある田園地帯がみられる。</li> <li>・ 市域の北東側は、青く輝く広大な伊勢湾に面し、景観の広がりを見せている。</li> <li>・ 市域に沿う矢頭山・髷山・高須ノ峰・局ヶ岳などの稜線は、市域中央部にある、観音岳・堀坂山・白猪山などを取り巻き、それらの山麓部は丘陵地、平野へと緩やかにつながりを見せている。</li> <li>・ 急峻な地形で立ち上がる三峰山・高見山・国見山・赤倉山・白倉山・迷岳・三条山・烏岳等の稜線が、市域を縁取っている。</li> </ul>	<p><b>伊勢湾沿岸地区</b> 海岸平野に発展した伊勢湾沿岸地区</p> <p><b>中心市街地地区</b> 阪内川、金剛川沿いに発展した中心市街地及び周辺地区</p> <p><b>中川駅周辺市街地地区</b> 中川駅を中心に発展する市街地及び周辺地区</p> <p><b>橿田川沿い田園地区</b> 中南勢三大河川の一つ、橿田川沿いに発展した田園地区</p> <p><b>雲出川沿い田園地区</b> 雲出川・三渡川水系沿いに発展した田園地区</p>
<p>本市は、比較的なだらかな丘陵地を経て伊勢平野につながる東部と、橿田川沿いに急峻な山々が立ち上る西部に分かれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西に奥深い市域の中央部を、橿田川が流れ、これに沿うように和歌山街道が通っている。</li> <li>・ 景観の特徴が概ね変化する地域には、地形や土地利用が変化する部分、伊勢自動車道、国道23号が配置されている。</li> </ul>	<p><b>丘陵地区</b> 西側から中部にかけての山地からなだらかに連なる丘陵地区</p> <p><b>和歌山街道沿い地区</b> 橿田川と和歌山街道沿いに発展した沿道地区</p> <p><b>山地地区</b> 橿田川・中村川流域に連なる山地地区</p>

① 伊勢湾沿岸地区(海岸平野に発展した伊勢湾沿岸地区)

本地区は、伊勢湾沿岸の低地部に位置し、地区内には、まとまりのある水田地帯や榎田川、雲出川等の河口部から海岸部にかけて広がる豊かな自然環境地区、また公園、キャンプ場などのレクリエーション地区、松阪港を中心に企業や工場の立地が進む地区などがみられる。

- ・榎田川、雲出川、碧川や三渡川等の河口部は、干潟が形成され野鳥の飛来地となっており、榎田川や碧川の河口部では、ハマボウが自生する自然環境豊かな地区となっている。
- ・松ヶ島・松崎浦町には、城下の建設時に構築された見通しのきかない鍵状の道路が残り、一部では横垣のまち並みが残っている。
- ・潮干狩りやたてぼしで賑わう五主海岸をはじめ、近年、整備された高須町公園多目的広場、高須町公園オートキャンプ場、サッカー場、テニスコートなどのレクリエーション拠点が残り、市民に親しまれている。
- ・松ヶ崎漁港や彌師漁港は水揚げ漁港として、また、松名瀬漁港や高須漁港周辺は貝や海苔の養殖場として栄えたことから、現在でも漁港や海苔ひびの風景がみられる。



潮干狩りやたてぼしなどととも市民のレクリエーションの場として親しまれている五主海岸



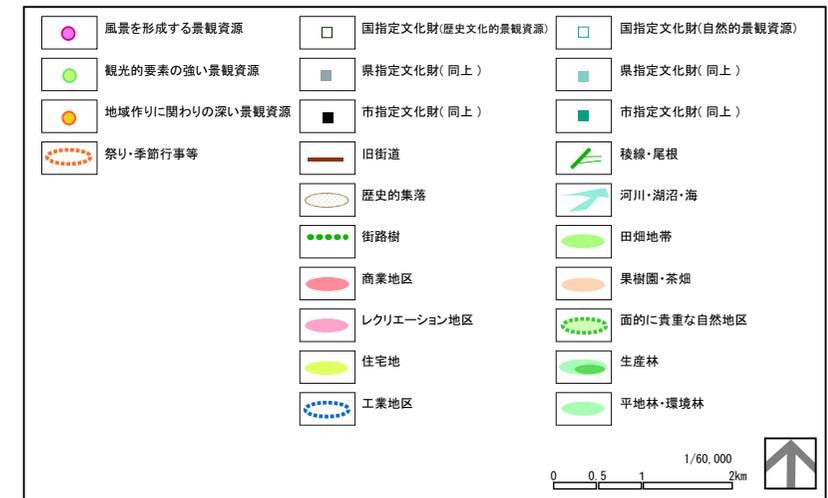
米ノ庄の低地部に広がる、豊かな農業生産能力のある田園地帯



かつては城下町として建設され、今もその名残がみられる松崎浦町のまち並み



ハマボウの自生地や野鳥飛来地となっている自然環境豊かな曾原町の碧川河口



② 中心市街地地区(阪内川、金剛川沿いに発展した中心市街地及び周辺地区)

本地区は、阪内川や金剛川沿いの平野部に位置し、商業・業務、文教、住宅等の機能が集積した本市の中心的地区である。

- ・本地区には、蒲生氏郷が四五百森に松阪城を築いた時に採用した城下町の都市構造が残り、現在でも道路の形状、寺院の配置、武家屋敷や商人町のまち割りなど、往時をしのぶことができる。また、城跡は四五百森とともに地区のランドマークとなっている。
- ・近年、中心市街地整備事業が実施された中心商店街等では、電線類の地中化や街路灯、街路樹の整備など、質の高い都市景観がみられる。
- ・現在も賑わいをみせる岡寺山継松寺の初午大祭や八雲神社、御厨神社、松阪神社が中心となる松阪祇園まつりなどでは、歴史的環境と都市的環境が共存する景観をみることができる。
- ・中心市街地の周辺部は、ミニ開発などによる住宅地が点在し、国道42号や国道166号沿いには商業・業務施設が連たんするなど、住宅地、商業・業務地と農地等が混在した景観がみられる。
- ・地区計画制度を活用した住宅地である下村町オナーズヒルや、カネボウ松阪工場跡地を活用したカネボウ跡公園(鈴の森公園)では、地区の環境に配慮した整備により、質の高い都市的景観が形成されつつある。



城跡の四五百森を背景に豊かな横垣のまち並みが残る殿町武家屋敷群



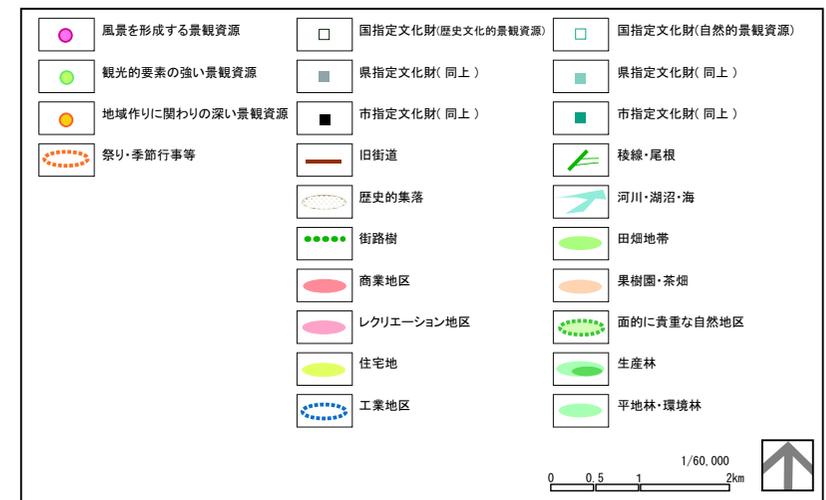
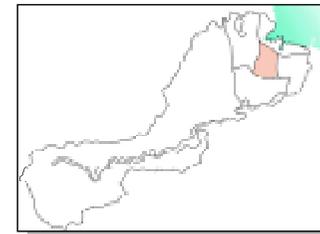
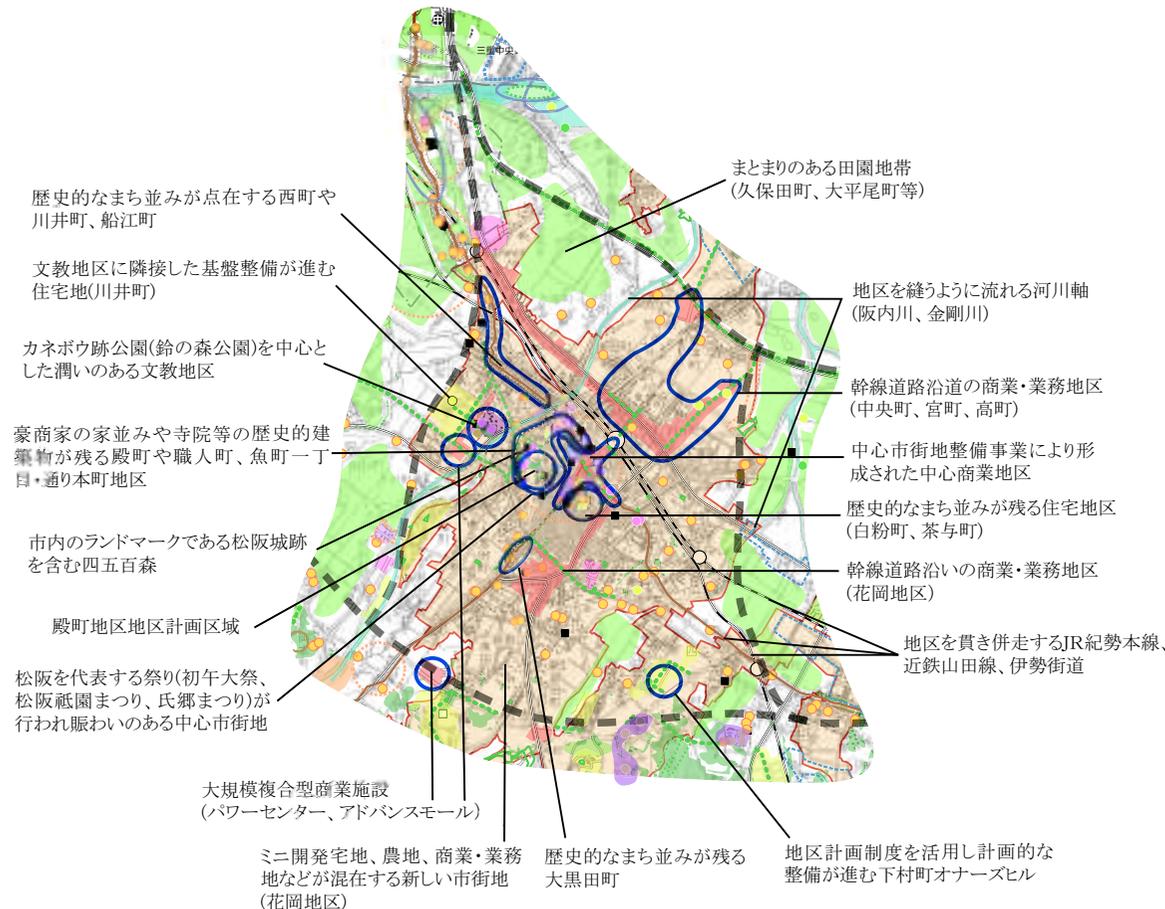
商都松阪の中心地として栄えた通り本町に今も残る豪商家小津清左衛門旧宅(松阪商人の館)



中心商業地区として新たに景観形成がなされた「よいほモール〜ゆめの樹通り」地区



新市街地としての開発が進む駅部周辺地区



③ 中川駅周辺市街地地区(中川駅を中心に発展する市街地及び周辺地区)

本地区は、本市域の北部に位置し、中村川が北側を流れる中川駅を中心に発展している市街地である。

- ・中部圏と近畿圏を結ぶ近畿日本鉄道の結節点に位置する中川駅の周辺地区は、近年、土地区画整理事業などにより都市基盤が整備され、本市の新たな玄関口として賑わいをみせている。
- ・中川駅周辺や嬉野黒田町においては、地区計画制度を活用し、計画的に住宅地が形成されている。
- ・嬉野ふるさと会館を中心とし、図書館や社会福祉センターが集まるシビックゾーンは、市民の交流拠点として親しまれている。



土地区画整理事業などにより整備され、新たな賑わいをみせている中川駅周辺地区



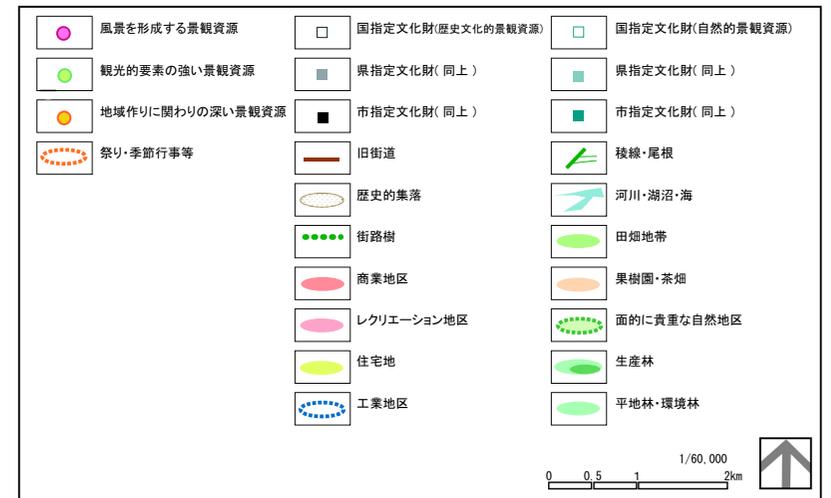
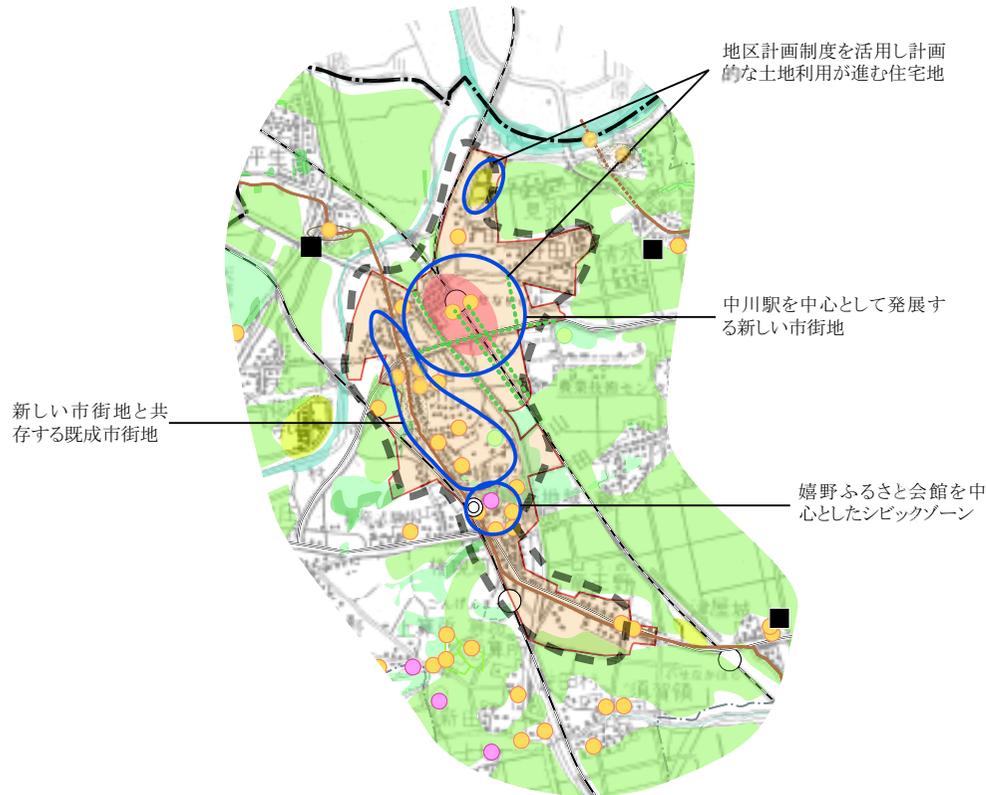
地区計画制度を活用し計画的開発が進む中川駅周辺の住宅地



まともりと潤いのある嬉野黒田町の住宅地



嬉野権現町等の嬉野ふるさと会館を中心としたシビックゾーン



④ 榊田川沿い田園地区(中南勢三大河川の一つ、榊田川沿いに発展した田園地区)

本地区は、榊田川沿いに形成され、現在も田園地帯が広がるとともに、榊田川流域の緑が本地区の景観に趣を添えている。

また、田園地帯や榊田川沿いには、鎮守の杜や石積みの外構が残る農村集落が点在し、各集落では、祭りや季節行事などの伝統文化が継承されている。

- ・本地区を流れる榊田川は、かつて、倭姫命が天照大神の鎮座地を求めて諸国を巡行の際、この地で榊を落としたという伝承からその名がついたとされており、また、機殿神社などが立地するなど、伊勢神宮との関係が深い地区である。
- ・射和は、室町時代に、榊田川上流の丹生で産出される水銀を原料に白粉を生産して財を蓄えたといわれ、江戸時代には松阪商人に先駆けていち早く江戸に進出し、数々の豪商を輩出している。そして、射和やそれに続く中万では、これらの豪商家の家並みが今も残り、往時がしのばれる。
- ・伊勢街道の宿場として栄えた豊原地区や、伊勢本街道の津留の渡しのある茅原地区などでは、歴史的なまち並みや渡し跡などが残り、往時がしのばれる。



榊田川沿いの田園地帯に位置し、伊勢神宮との関係が深い機殿神社



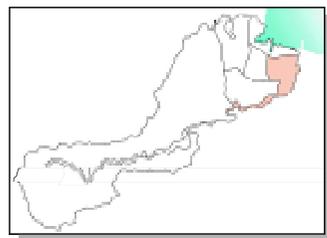
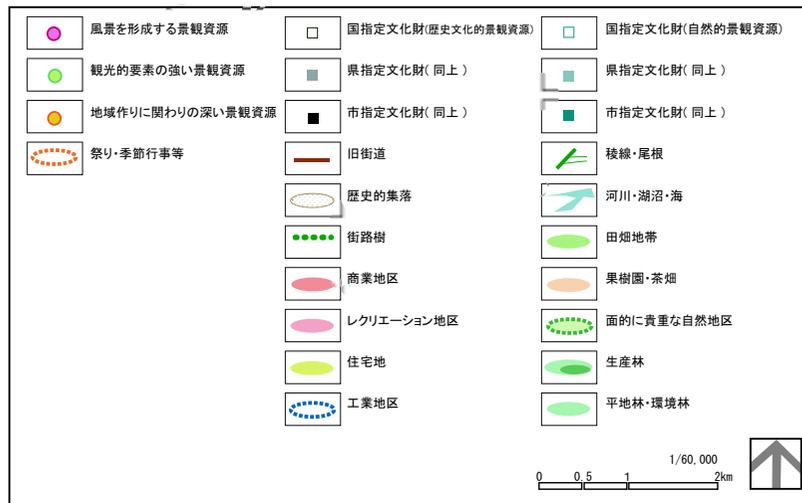
富山、国分などの豪商を輩出、今もその名残りをとどめる中万地区



中南勢三大河川の一つとして、豊かな水量を誇る榊田川



里山と水田、果樹園、茶畑、石積みの外構の残る御麻生菌町



⑤ 雲出川沿い田園地区(雲出川・三渡川水系沿いに発展した田園地区)

本地区は、堀坂山麓の扇状地からその東部に広がる田園地帯に位置し、豊かな地下水による溜池や井堰、用水路の整備などにより、大規模な農地が開拓され、高い農業生産力の維持継承により、現在でも田園景観が広がっている。

- ・本地区には、天白遺跡や向山古墳、天華寺跡などの著名な遺跡をはじめ、縄文時代以降の各時代の遺跡が多く分布している。
- ・近世には、伊勢神宮への参詣者で賑わいをみせ、伊勢街道沿いの六軒は宿場として栄えた。また、それに続く市場庄は、妻入りの民家が連たんし、今でも、伊勢街道随一のまち並みがみられる。
- ・小野江には、北海道の名付け親として称えられる松浦武四郎の生家が残っている。
- ・田園地帯には、農村集落が点在し、各集落では「どんど火」や「かんこ踊り」などをはじめとする伝統行事などが、今なお培われ、継承されている。
- ・近年、伊勢自動車道松阪I.Cの整備により、自動車交通による本市の玄関口としての役割を担っている地区でもあり、松阪農業公園「ベルファーム」など、市民の交流の拠点となる地区も形成されている。



伊勢平野に広がるまとまりのある田園地帯(中原地区)



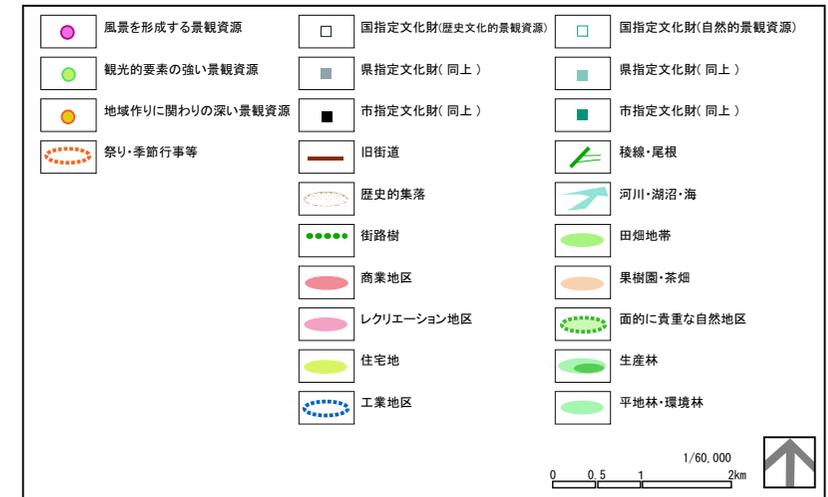
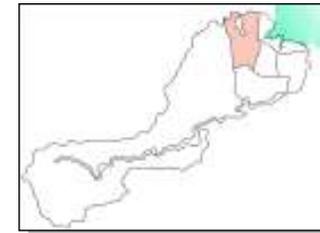
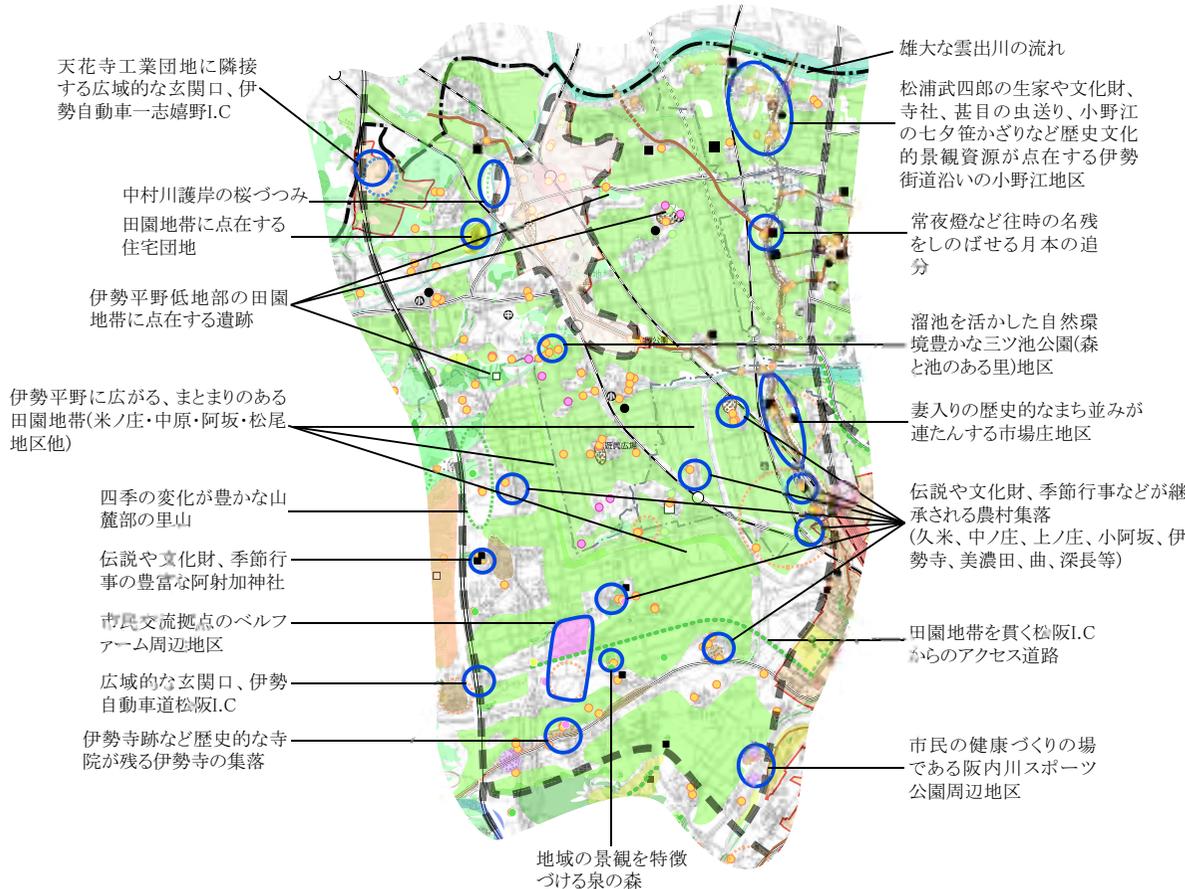
妻入りの歴史的まち並みが連たんとする伊勢街道沿いの市場庄の集落



敷地の立地環境を活かした市民交流拠点である松阪農業公園ベルファーム



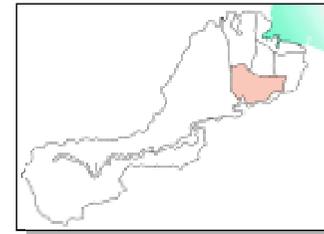
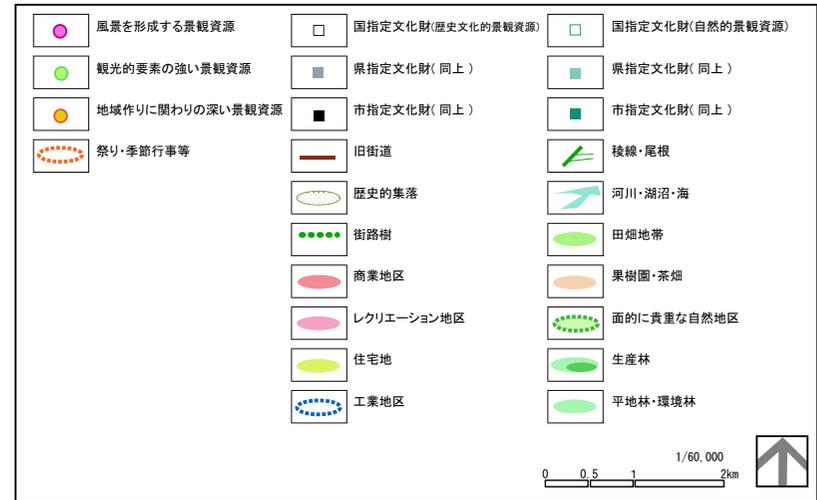
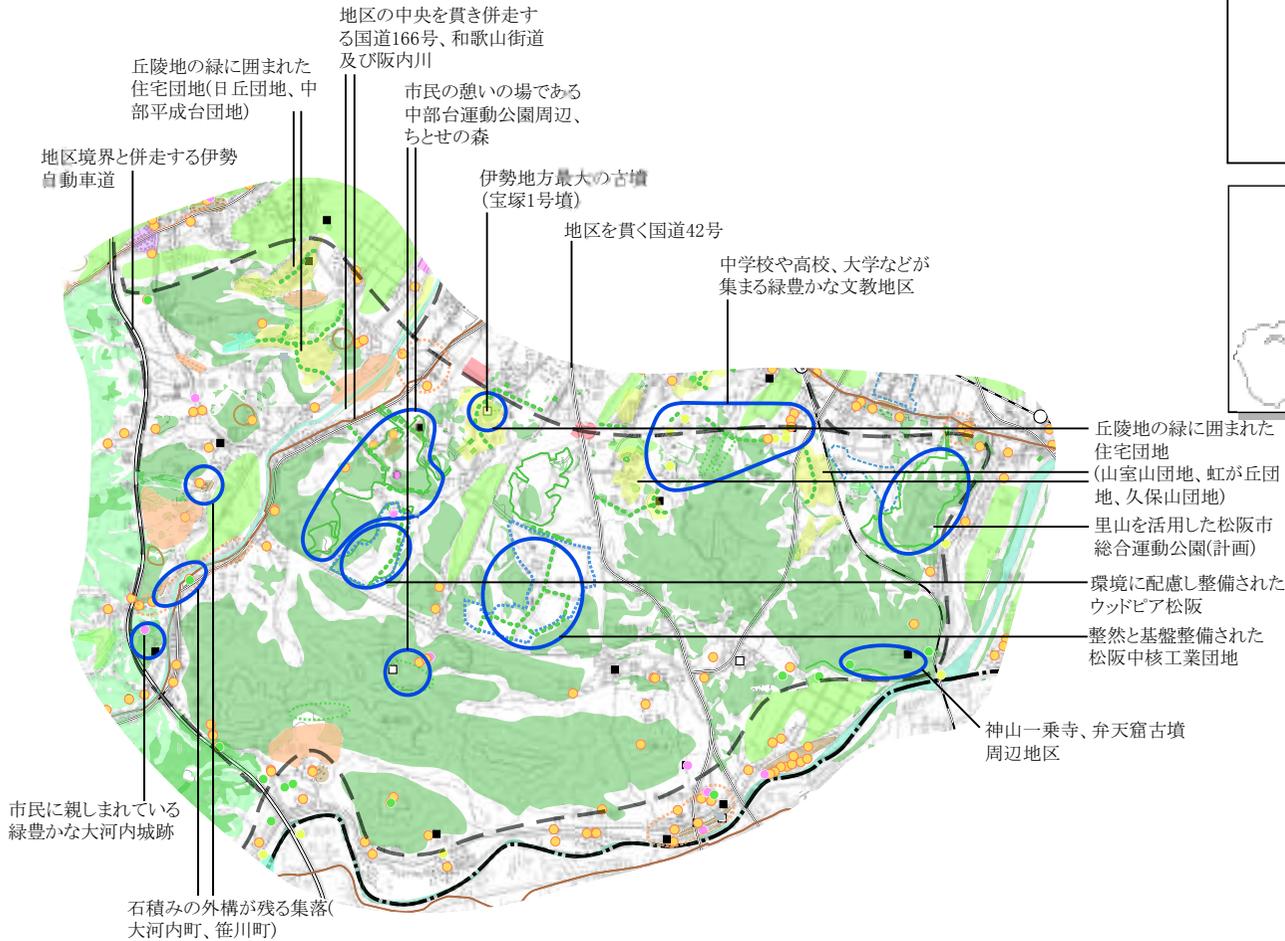
横垣や歴史的なまち並みがみられる伊勢寺の集落



⑥ 丘陵地地区(西側から中部にかけての山地からなだらかに連なる丘陵地地区)

本地区は、山地からゆるやかに連なる丘陵地に位置し、近年の開発により、地区の自然環境にとけ込むように住宅地や工業地、公園、文教地区等が点在している。

- ・弥生時代から古墳時代にかけて文化の発展が見られた地区で、宝塚古墳からは、全国で唯一の立ち飾りのある船形埴輪が出土している。
- ・山麓部や丘陵地頂部には、大河内城跡をはじめとする中世の城館跡や古墳が多くみられ、豊かな歴史文化的景観資源に恵まれている。
- ・近年、国道42号や国道166号に加え、松阪第二環状道路などの幹線道路が整備されている。
- ・丘陵地には、中学校や高校、大学などが集まる文教地区や丘陵地や古墳などを活かした中部台運動公園、本居宣長奥墓のあるちとせの森、堀坂山等への眺望が美しい中部平成台団地などの住宅地、自然環境に配慮したウッドピア松阪などの産業地区が開発され、自然環境と共生した潤いのある地区として市民に親しまれている。



市民に親しまれて、憩いの場となっている山室山のちとせの森にある本居宣長の奥墓  
丘陵地や古墳を活かした、レクリエーション拠点として親しまれている中部台運動公園



自然環境豊かな中部平成台団地  
環境に配慮し整備されたウッドピア松阪

⑦ 和歌山街道沿い地区(橿田川と和歌山街道沿いに発展した沿道地区)

本地区は、高見山地と紀伊山地の間を縫うように走る、橿田川や和歌山街道、国道166号沿いに位置し、わずかな平坦地を利用した水田やゆるやかな傾斜地を利用した茶畑、古くからの集落などがみられる。

- ・紀州徳川家の参勤交代の道として、近世初期には重要な機能もなしていた和歌山街道や伊勢本街道、和歌山別街道は、伊勢神宮への参詣者で賑わいをみせ、宿場として栄えた波瀬、七日市、宮前、大石などでは、今でも、そのまち並みに往時の名残がみられる。
- ・和歌山街道沿いには、常夜燈や道標がみられ、また街道沿いの各地区では祭りや季節行事などの伝統文化が継承されており、中には、700年近く前に、すでに舞われた記録が残る粥見神社に伝わる神事芸能「てんてん」や400年以上の伝統をもつ本郷地区の羯鼓踊りなどがある。



和歌山街道の宿場として、今もその名残をみせる波瀬地区



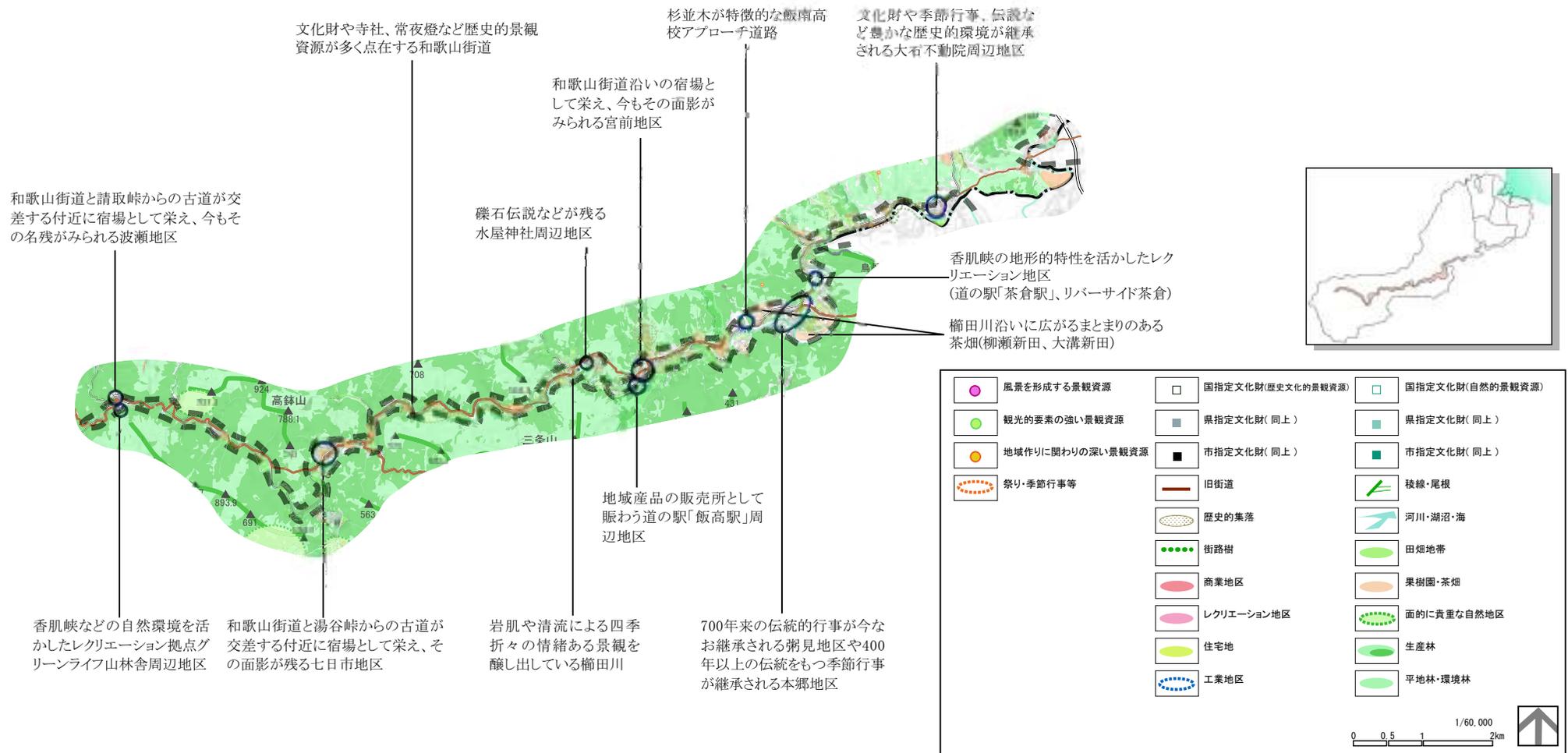
水はけの良い土質を活かし、良質の深蒸煎茶を生産する飯滝の茶畑(柳瀬新田)



清流や隆起した岩肌、流域の植生などが美しい風景を醸し出す橿田川



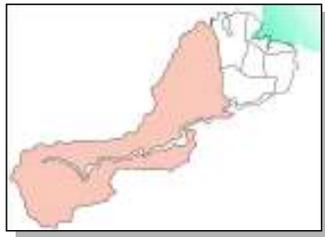
地域物産販売店や温泉施設などの余暇施設が充実した道の駅「飯高駅」



⑧ 山地地区(榎田川・中村川流域に連なる山地地区)

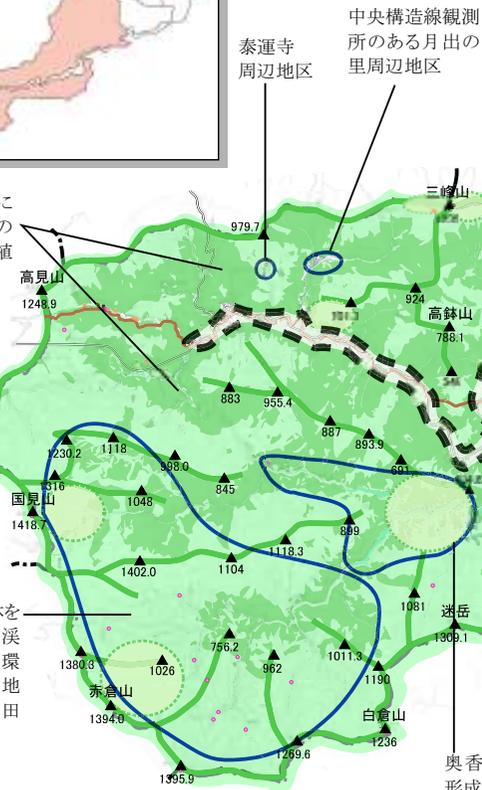
本地区は、大半が山地となっており、高見山地や紀伊山地、台高山脈の山々が、榎田川沿いの狭い段丘面から立ち上がり、三峰山、高見山、国見山、赤倉山、白倉山、迷岳、三条山、鳥岳等が、雄大な山並みを形成している。

- ・地区の大部分は、室生赤目青山国定公園、香肌峡県立公園に指定されており、山々の緑や溪流、渓谷、茶畑、棚田などの景観やミズバショウ、シロヤシオ、ヤマユリ、ブナの原生林などの多様な植生による豊かな自然環境に懐かれている。
- ・高見山地には、榎田川と平行に走る中央構造線があり、これを観察できる月出の大断層や、つつじの里・荒滝は、市民に親しまれている。
- ・山地部分は、スギ・ヒノキの植林に適した土壌で覆われ、その生産力は高く、林業の盛んな地区となっている。
- ・山麓部には、白米城伝説で知られる阿坂城跡をはじめ、多くの中世城館跡が残り、歴史的景観資源に恵まれた地区となっている。
- ・本地区には、美しい自然環境と一体となった施設やゴルフ場などのレクリエーション施設が点在してみられる。



褐色森林土壌に広がる生産力の高いスギ・ヒノキ植林地帯

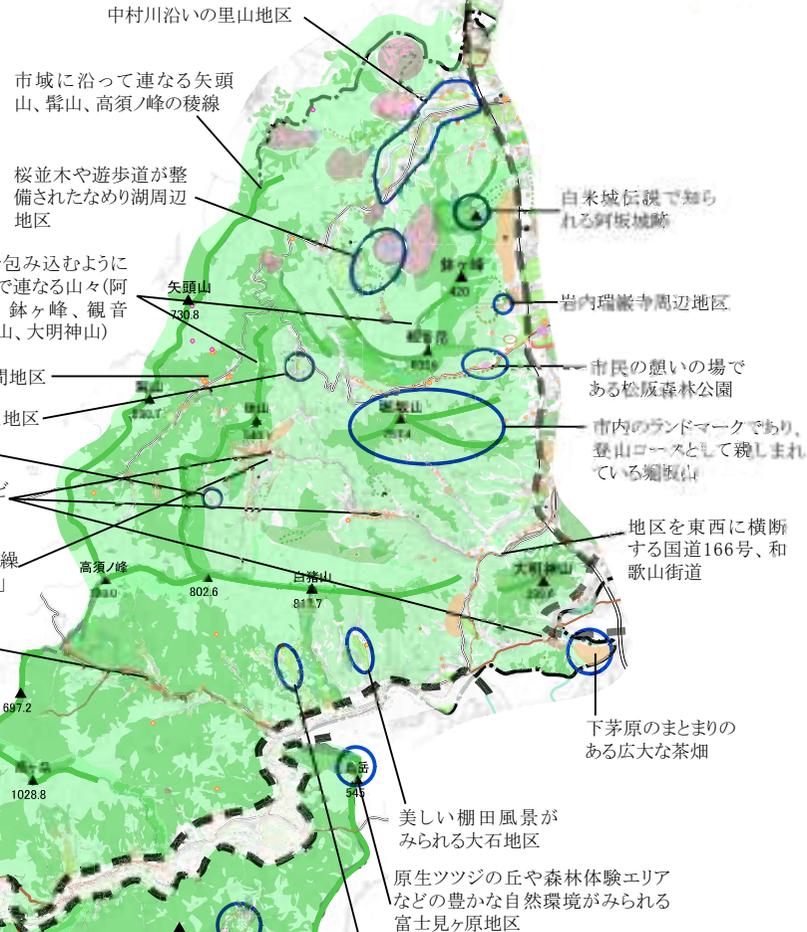
ブナの原生林をはじめ、滝や渓谷など自然環境豊かな山地地区(蓮、青田ほか)



自然環境豊かな中央構造線上のつつじの里・荒滝周辺地区

市域に沿って連なる三峰山～高見山～国見山～千石山～白倉山～迷岳の稜線

奥香肌湖周辺の山々などにより形成された豊かな自然環境地区



中村川沿いの里山地区

市域に沿って連なる矢頭山、髯山、高須ノ峰の稜線

桜並木や遊歩道が整備されたなめり湖周辺地区

堀坂を包み込むように峰繋がり連なる山々(阿坂城跡、鉢ヶ峰、観音岳、白猪山、大明神山)

南北に細長い谷状の山間地区

伊勢山上・飯福田寺周辺地区

蘭宇気白神社周辺地区

集落、茶畑、田畑、里山などの原風景が残る山麓部

地域づくり活動が活発に繰り上げられる「うきさとむら」

仁柿峠越しの交流軸として発達した伊勢本街道沿道地区

自然環境豊かな中央構造線上のつつじの里・荒滝周辺地区

美しい棚田風景がみられる大石地区

原生ツツジの丘や森林体験エリアなどの豊かな自然環境がみられる富士見ヶ原地区

美しい棚田風景がみられる深野地区

古くからの家並みが残る相津の集落

温泉と自然環境を活かしたレクリエーション拠点(ホテルズメール周辺地区)

市域に沿って連なる三峰山～高見山～国見山～千石山～白倉山～迷岳の稜線

市域に沿って連なる三峰山～高見山～国見山～千石山～白倉山～迷岳の稜線

市域に沿って連なる三峰山～高見山～国見山～千石山～白倉山～迷岳の稜線

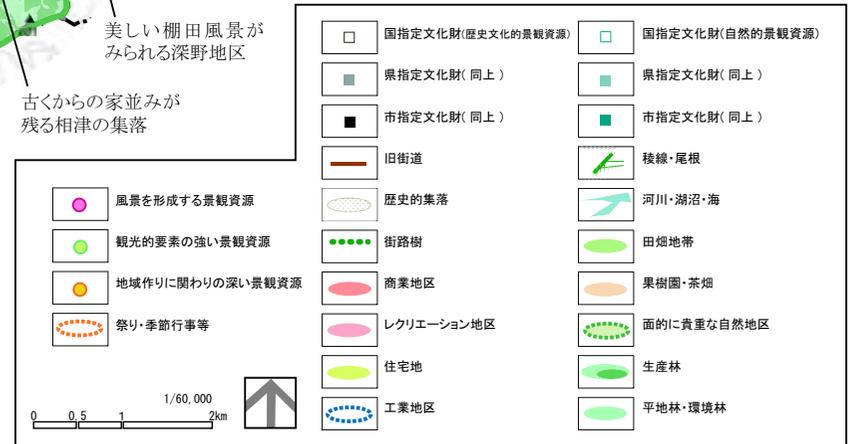
市域に沿って連なる三峰山～高見山～国見山～千石山～白倉山～迷岳の稜線

市域に沿って連なる三峰山～高見山～国見山～千石山～白倉山～迷岳の稜線

市域に沿って連なる三峰山～高見山～国見山～千石山～白倉山～迷岳の稜線

市域に沿って連なる三峰山～高見山～国見山～千石山～白倉山～迷岳の稜線

市域に沿って連なる三峰山～高見山～国見山～千石山～白倉山～迷岳の稜線



スギ・ヒノキの生産力が高い高見山地等の人工植林地帯



豊かな森林景観に囲まれた迷岳周辺地区



里山や唐谷川など、自然環境と共生した飯高町森のホテルズメール周辺地区



美しい棚田風景が広がる深野地区

2. 地区別景観形成の課題

	保全・継承を必要とする事項	適切な景観誘導が必要な事項	今後改善を必要とする事項
1 伊勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雲出川や櫛田川、三渡川河口部の干潟や植生などの豊かな自然環境を大切にすることがある。</li> <li>・碧川、櫛田川河口部の野鳥飛来地やハマボウ自生地を大切にすることがある。</li> <li>・松名瀬海岸や五主海岸、松阪沖の海苔ひびの風景を大切にすることがある。</li> <li>・横垣の景観や鎮守の杜など、地域固有の集落構造を大切にすることがある。</li> <li>・まとまりのある田園景観を大切にすることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松阪駅松阪港線等の幹線道路や高須町公園多目的広場、高須町公園オートキャンプ場、高須浜公園等のレクリエーション施設へのアプローチ道路における、魅力ある景観形成への配慮が必要である。</li> <li>・大規模な工場敷地においては、周辺に圧迫感を与えない配慮が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園地帯などでの砂利採取については、周辺景観への配慮が必要である。</li> <li>・サイロ類や臨海部の工場群、ホテル等は、周辺景観との調和への配慮が必要である。</li> <li>・港地区や碧川周辺地区における不燃物等不法投棄への対応が必要である。</li> </ul>
2 中心市街地地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今も継承される松阪城下町建設当時の都市構造を大切にすることがある。</li> <li>・本市を代表する殿町や魚町一丁目、通り本町等の歴史的まち並みを大切にすることがある。</li> <li>・地区内に点在する豪商家の家並みや岡山継松寺、法久寺、養泉寺、清光寺等の寺院群を大切にすることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の玄関口にふさわしい松阪駅周辺地区の景観形成が必要である。</li> <li>・松阪市役所、市営駐車場等公共施設は地域の良好な景観を先導する必要がある。</li> <li>・地区の特性を活かした誰もが歩きやすい散策道の整備が必要である。</li> <li>・松阪城跡や旧松阪城下町への眺望を大切にすることがある。</li> <li>・松阪公園大口線等の魅力あるアプローチ空間の確保が必要である。</li> <li>・松阪駅周辺の商店街における賑わいのある商業空間の確保が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道42号等幹線道路沿いの既存屋外広告物の美化・整序が必要である。</li> <li>・松阪駅周辺の商店街や松阪公園大口線、松阪駅松阪港線等における電線類地中化等による景観への配慮が必要である。</li> <li>・地区内の空地や駐車場等は歴史的なまち並みの連たんに配慮する必要がある。</li> <li>・阪内川の大橋から堀坂山への眺望に配慮する必要がある。</li> </ul>
3 中川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観を特徴づける寺社や季節行事を大切にすることがある。</li> <li>・嬉野ふるさと会館周辺の緑を大切にすることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の確保等による、潤いのある景観形成への配慮が必要である。</li> <li>・嬉野ふるさと会館周辺地区等の公共施設は、地区の良好な景観を先導する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄沿線に林立する屋外広告物の美化・整序が必要である。</li> <li>・駅周辺地区は、電線類地中化等による景観への配慮が必要である。</li> <li>・地区内の空地や大規模な駐車場は、まち並みの連たんに配慮する必要がある。</li> </ul>
4 櫛田	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まとまりのある田園景観や農村集落、射和・中方の歴史的なまち並みを大切にすることがある。</li> <li>・地域の景観を特徴づける寺社等を大切にすることがある。</li> <li>・国道42号松阪多気バイパス沿いの景観を大切にすることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・櫛田川から堀坂山、白猪山等への眺望を大切にすることがある。</li> <li>・櫛田川の豊かな水の流れを大切に、活かしていく必要がある。</li> <li>・津溜の渡し跡や櫛田川の渡し場跡における歴史性に配慮する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・櫛田川の美しい自然景観に配慮した公共空間の確保に配慮する必要がある。</li> <li>・大規模な工場敷地においては、まわりの田園景観との調和に配慮する必要がある。</li> <li>・櫛田地区における不燃物等不法投棄への対応が必要である。</li> </ul>

		保全・継承を必要とする事項	適切な景観誘導が必要な事項	今後改善を必要とする事項
5 雲出		<ul style="list-style-type: none"> <li>丘陵地や里山、まとまりのある田園景観を大切にすることが必要である。</li> <li>点在する遺跡の緑や市場庄のまち並み、月本追分などの歴史文化的景観を大切にすることが必要である。</li> <li>国道23号中勢バイパス沿いの景観を大切にすることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一志嬉野I.C.からのアクセス道路としてふさわしい沿道景観の形成に配慮する必要がある。</li> <li>ベルファーム周辺地区は、観光交流拠点にふさわしい景観形成に配慮する必要がある。</li> <li>雲出川や中村川から山並みへの眺望を大切にすることが必要である。</li> <li>中村川、雲出川等の豊かな水の流れを大切に、活かしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松阪I.C.からのアクセス道路沿いの屋外広告物の美化・整序が必要である。</li> <li>大規模な工場敷地においては、丘陵地の緑との調和に配慮する必要がある。</li> <li>まとまりのある田園景観や山並みへの眺望に配慮する必要がある。</li> </ul>
6 丘陵地		<ul style="list-style-type: none"> <li>里山やちとせの森などの自然を大切にすることが必要である。</li> <li>古墳や本居宣長奥墓などの歴史的環境を大切にすることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅団地やレクリエーション施設への魅力ある沿道景観の形成が必要である。</li> <li>小・中・高校、大学などが集まる地区においては、統一感のある景観形成への配慮が必要である。</li> <li>国道42号、国道166号沿いにおいては、周辺の自然景観との調和に配慮した景観の形成が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な工場敷地においては、丘陵地の緑との調和に配慮する必要がある。</li> <li>立野地区、神山の里山における土砂採取への対応が必要である。</li> <li>住宅団地等の大規模な擁壁は、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する必要がある。</li> </ul>
7 和歌		<ul style="list-style-type: none"> <li>櫛田川の清流や隆起する岩などの景観を大切にすることが必要である。</li> <li>波瀬、宮前等の歴史的なまち並みや歴史文化的景観資源を大切にすることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道166号沿いにおいては、周辺の自然景観との調和に配慮した景観の形成が必要である。</li> <li>雄大な山並みなどの美しい自然景観への眺望を大切にすることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道166号沿い等の自家用看板、建造物等の美化・整序が必要である。</li> </ul>
8 山地		<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな森林やブナ等の原生林、溪流・溪谷、月出の里における中央構造線などの自然景観を大切にすることが必要である。</li> <li>柳瀬新田、大溝新田の茶畑や深野、大石地区の棚田を大切にすることが必要である。</li> <li>相津地区等の山村集落や里山の景観を大切にすることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>嬉野管内丘陵地に点在するゴルフ場周辺の自然環境を大切にすることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水等のためのコンクリート擁壁などは、周辺の自然景観との調和への配慮が必要である。</li> <li>美しい自然的景観への眺望を分断する鉄塔、高圧電線類への対応が必要である。</li> </ul>

## 松阪市景観マスタープラン策定委員会委員名簿

(平成18年8月7日現在)

分野	役職	氏名	選出団体等
学識経験者	委員長	浅野 聡	三重大学大学院工学研究科 助教授
	副委員長	牧戸 繼右	建築士
	委員	大海 淳子	建築士
	〃	下村 登良男	松阪市文化財保護審議会 副会長
	〃	門 暉代司	本居宣長記念館長
各種機関及び組織等 の関係者	〃	水谷 太美	ミズネットワーク代表
	〃	植村 雄治	松阪商工会議所 中小企業相談所 まちづくり推進室 室長
	〃	山口 高弘	松阪市観光協会 事務局長
	〃	西村 勇喜	松阪市自治会連合会長
市民代表	〃	鈴木 久美子	市政サポーター
	〃	堀 壽々子	三雲地域振興局推薦
	〃	磯田 生千子	飯南地域振興局推薦
行政機関	〃	渡辺 公德	三重県県土整備部 景観まちづくり室長
	〃	岩塚 三善	松阪市建設部長

(順不同、敬称略)

## 用語解説

### 【あ】

#### アイデンティティ (identity)

自己同一性。自己が他と区別されて、ほかならぬ自分であると感じられるときの、その感覚や意識。

そのものらしさ。建築や都市それ自体か部分が、形態や構造、成り立ちなどで独自性や個性を持っていること。

#### アクション・プラン (action plan)

計画を実現化するために、一定の達成期間を定めて、具体的事項に関して記述した行動計画のこと。

#### アクション・プログラム (action program)

アクション・プランに基づき、関係する主体や活用する手法、制度、経費、実施場所などを、時間の流れに併せて整理した計画のこと。

#### アプローチ (approach)

目的地に最も近い交差点などから目的地に行くまでの間のこと。

#### 意匠 (いしょう)

建築物等の形態や外観、模様・色彩などであって、視覚を通じて美観を起こさせるもの。

#### 小津安二郎 (おづやすじろう)

日本を代表する映画監督 1903年(明治36年)生まれ。9歳から19歳までを松阪で過ごし、近所にあった神楽座という小屋で映画を見たことが生涯を決定づけることとなる。

### 【か】

#### ガイドライン (guideline)

目安や基準、規制のこと。

#### 鍵型道路 (かぎがたどうろ)

道路形状が直線ではなく、ノコギリ状になった道路のこと。本市の伊勢街道沿いに多くみられ、本町周辺で今も残っている。

#### 灌漑 (かんがい)

田畑に必要な水を、人工的に引いてきて供給すること。

#### 環濠 (かんごう)

集落などを囲む堀のこと。環濠は、機能的には外敵に対する防御あるいは船運のための水路または灌漑用水路としての役割をもつが、集落区域を明確にし、集落内居住者の一体感を強化するという役割をもっていたと考えられている。

#### 希少 (きしょう)

非常に数が少なく珍しい様子をいう。

#### 既成市街地 (きせいしがいち)

住宅やその他の建築物、道路等の開発によって、ほぼ全ての土地が都市的活動に利用され、既に市街地が形成されている区域のこと。

#### 景域 (けいいき)

山地や河川、海岸線などの地形等に囲まれた、まとまりのある景観として認識しやすい区域のこと。

地域における良好な景観の形成を推進するために設定するケースが多く、松阪市景観マスタープランでは、景域を市域と設定している。

#### 景観協定（けいかんきょうてい）

景観協定制度は、景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度。

#### 景観計画（けいかんけいかく）

景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。

#### 景観形成基準（けいかんけいせいきじゅん）

景観法第8条に規定されたもので、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう定めるもの。

#### 景観重要建造物（けいかんじゅうようけんぞうぶつ）

景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物。

#### 景観重要公共施設（けいかんじゅうようこうきょうしせつ）

景観法第8条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたもの。

#### 景観重要樹木（けいかんじゅうようじゅもく）

景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。

#### 景観地区（けいかんちく）

市町村が都市計画区域の土地の区域において、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区。

#### 景観法（けいかんほう）

平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。法は理念等を定めた基本法的な部分、景観地区の指定等、行為の制限に関する部分、景観重要建造物等の指定による保全・活用等を定めた部分で構成されている。

#### 原風景（げんふうけい）

懐かしく感じたり、幼いころの記憶に残っているような風景のこと。

#### コミュニティ（community）

共同体。地域社会。

### 【さ】

#### 祭祀（さいし）

神霊などを祀る儀式である「祭り」のこと。

#### 里山（さとやま）

人里離れた奥山ではなく、集落の近くであって、燃料としてのマキ（薪炭用木材）や山菜とり、あるいは落ち葉を利用した堆肥づくりなど、地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなどのある場所のこと。

#### 市街化区域（しがいかくいき）

都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的

に市街化を図るべき区域。

#### 市街化調整区域（しがいかちょうせいいき）

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

#### 自然公園（しぜんこうえん）

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し、その利用増進を図って国民の保健・休養等に役立たせるため、指定される風景地。国が指定する国立公園及び国定公園、都道府県が条例により指定する県立自然公園がある。

#### シビックゾーン（civic zone）

市役所をはじめ、市民施設や警察署、保健福祉総合センターなどの主要な公共公益施設が集まる地区のこと。

#### 社叢（しゃそう）

古くからの寺社に残る杜のこと。社寺林。

#### 修景（しゅうけい）

環境に手を加えて景観として美しく整えること。一般に建築物や公共施設の形態や素材、色彩などを周辺の景観に調和させることをいう。

#### 城館（じょうかん）

中世、地方に住んだ豪族が居宅用に構えた大邸宅。

#### シンボル（symbol）

象徴（となる対象物）。地域や地区を代表するような緑、歴史、文化、建築物などの資源を指す。

#### 森林ゾーニング（しんりんぞーにんぐ）

森林のさまざまな機能を十分に発揮するための森林区分の方法。三重県では、国のゾーニングの考え方を基本に、地域の森林の利用実態に合うように、林道からの距離などに基づいて森林を区分し、木材の持続的な生産のための「生産林」と、公益的機能を重視した「環境林」に大きく区分し、森林の管理形態に合うよう、よりきめ細かくゾーニングしている。

#### 水源かん養（すいげんかんよう）

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。

#### ストックヤード（stock yard）

一時的に保管しておく場所。

#### 生業（せいぎょう）

生活するための職業のこと。

### 【た】

#### ターミナル（terminal）

交通の拠点となる所。

#### 段丘（だんきゅう）

川や海などの岸に沿って階段状に出来た地形のこと。土地の隆起作用によって起こる。

#### 地域マネジメント（ちいきまねじめんと）

おおむね小学校区を単位とした地域での自己決定、自己責任を基本とした自立的な地域社会の構築のため、住民自治の拡充と都市内分権の両方を機能させることによって、地域の望む地域づくりを実現しようとするもの。

**地区計画（ちくけいかく）**

都市計画法第 12 条の 4・5 に規定されたもの。

地区計画とは、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、及び保全するための計画のこと。

**地産地消（ちさんちしょう）**

地元生産・地元消費を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費するという意味で使われている。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されている。

**中央構造線（ちゅうおうこうぞうせん）**

中央構造線は、関東から紀伊半島、四国を横断し、九州中部に達する延長千キロにわたる日本最大の断層。地質構造が、内帯（北側）と外帯（南側）に分かれる。

**中心市街地活性化法（ちゅうしんしがいちかっせいかほう）**

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、平成 10 年に制定され（「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」）、平成 18 年に改正されたもの。

**沖積平野（ちゅうせきへいや）**

河川の堆積作用により土砂などが積み重なり形成された平野のこと。

**眺望（ちょうぼう）**

眺めを楽しむ場所から山並みや海、田園地帯などを眺めたときに視覚で捉えられる景観のことをいう。

**妻入り（つまいり）**

大棟と直角の面に入ること。建物の妻側に入口のある場合をいい、入母屋造りや切妻造りでは入口側に破風が見えることになる。

**都市計画マスタープラン（としけいかくますたーぷらん）**

市町村の都市計画に関する基本的な方針のことで、都市計画法第 18 条の 2 により、市町村の建設に関する基本構想ならびに都市計画区域の整備、開発および保全の方針に即し、定めるものとされている。

**土偶（どぐう）**

土製の人形のこと。

**土木遺構（どぼくいこう）**

古い土木構造物で、今日にその一部が残っているもの。

**土塁（どるい）**

土を積み上げて築いたとりで。また。城・館の囲いに設けられた土手のこと。

**【は】****バリアフリー（barrier-free）**

高齢者・障がい者等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

### 美装化（びそうか）

「修景」参照のこと。

### 干潟（ひがた）

遠浅の海岸で、潮がひいて現れた砂地のこと。

### 深蒸し茶（ふかむしちゃ）

煎茶は、日本茶の代表で、うま味と渋味が調和したさわやかな味であり、深蒸し茶は、煎茶よりも深く蒸して苦味を抑えた茶で、濃厚でマイルドな茶である。

### 船形埴輪（ふねがたはにわ）

本市の宝塚1号墳から出土した、日本最大の船形埴輪のこと。この船形埴輪は、その大きさだけでなく、これまでにない装飾がなされていることから、第1級の埴輪資料であるとされている。

### 文教地区（ぶんきょうちく）

都市計画法で定められた地域地区の中の特別用途地区のひとつ。一般的には、学問や教育に関する施設等が集まる地区をいう場合がある。

### 本陣（ほんじん）

江戸時代、宿駅で諸大名などが泊まるように指定された宿のこと。

## 【ま】

### まちづくり協定（まちづくりきょうてい）

地区の居住環境や景観を保全あるいは創出するため、区域を定め、区域内住民自らが、合意形成により、建物の用途や地区の環境への配慮事項などについて決め事として定めるもの。地区住民による自主的なまちづくりを進める上で有効な制度である。

### まちづくり交付金（まちづくりこうふきん）

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度のこと。

### ミニ開発（みにかいはつ）

大規模な開発を伴う郊外型住宅団地に対して、小規模な開発により分譲される住宅団地のこと。

## 【や】

### 屋敷林（やしきりん）

落ち葉による堆肥生産や屋敷の防風、垣根の代わりとして、屋敷を取り囲むようにして植えられている樹林。

### 倭姫命（やまとひめのみこと）

伊勢神宮を創建したとされる、日本神話中の登場人物。

## 【ら】

### ランドマーク（landmark）

地域の目印となり、その地域の景観を特徴づけるもの。一般的には、山頂や巨木、歴史的な建造物などをいう。

### 連子格子（れんじごうし）

格子の形は構造、形態、職業などによって分類できる。連子格子は形態上の分類の一つで、特に町屋の通りに面した部分に取付けてあり、等間隔に豎格子を入れ、その中ほどで貫を通したも

のをいう。

参考資料

「松阪市総合計画用語解説」

「建築大辞典(彰国社)」

「カタカナ新語辞典(Gakken)」

「新明解国語辞典第四版(三省堂)」

「大辞林(三省堂)」 他

## 松阪市景観マスタープラン

- 発行日／平成19年5月
- 発 行／三重県松阪市
- 編 集／松阪市建設部  
都市計画課

三重県松阪市殿町1340-1  
TEL 0598-53-4166



# 松阪市景観マスタープラン

---